第２章　事業の概要

第１　母子保健

母子保健法、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく施策を、下図のように健康診査や保健指導を中心とする各種事業として実施している。

母子保健サービス体系図（令和７年）

	思春期	妊娠期	１歳	３歳	６歳
健康診査等		妊婦健康診査（委託） 産婦健康診査（委託） 妊産婦等歯科健診（歯っぴいチェック）（委託） 新生児聴覚検査（委託） 先天性代謝異常検査（県） ４か月児健康診査	１歳６か月児健康診査 ７，10か月児健康診査（委託） 発達健診・心理相談 ２歳児歯科健診 障害児歯科保健指導 歯育て健診（委託）	３歳児健康診査 １歳６か月児健診事後措置教室	５歳児健康診査
保健指導等	思春期健康相談・指導 家族計画相談・指導	妊娠届受理及び母子健康手帳交付 伴走型相談支援 妊産婦健康相談・指導 妊産婦訪問指導（一部委託） 未熟児訪問指導 新生児訪問指導（一部委託） 育児相談・指導 療育相談・指導 親子歯科保健指導（お口育て）（委託） 産後ケア事業（委託）			
健康づくり事業		両親学級	育児学級　ツインズ広場(ツインズフェスティバル) 離乳食教室　幼児食教室 むし歯予防教室 予防接種（委託）		
児童福祉等			乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（一部委託） 養育支援訪問事業 子育て世帯訪問支援事業 軽中度難聴児補聴器購入費補助事業		
療育援護			未熟児養育医療 自立支援医療　結核児童療育医療 小児慢性特定疾病医療		

【解説】
妊産婦：妊娠中、または出産後１年以内の女子
新生児：出生後 28 日を経過しない乳児
未熟児：身体の発育が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの者
乳　児：１歳に満たない者
幼　児：満１歳から小学校就学の始期に達するまでの者
保護者：親権を行う者、後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者
以上、母子保健法に基づく

1　母子健康手帳の交付

母子保健法第16条により妊娠の届出をした者に対して妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康管理と、妊娠から乳幼児期に関する保健及び育児の情報を提供するため母子健康手帳の交付を行う。令和５年１月より、すべての妊婦とその家庭の現状を把握し、その後の支援につなげるために、母子健康手帳交付時に専門職が対面による面接を開始。

＜母子健康手帳交付状況＞

年　度	総　数（%）	交　付　時　妊　娠　週　数				
		11週以内	12～21週	22～27週	28週以上	出産後届出
3	2,504（100%）	2,422（96.7%）	65（2.6%）	10（0.4%）	5（0.2%）	2（0.1%）
4	2,341（100%）	2,241（95.7%）	82（3.5%）	10（0.4%）	7（0.3%）	1（0.1%）
5	2,036（100%）	1,958（96.3%）	65（3.2%）	5（0.2%）	5（0.2%）	3（0.1%）
6	1,945（100%）	1,892（97.3%）	45（2.3%）	2（0.1%）	6（0.3%）	0（0.0%）
7	1,982（100%）	1,890（95.4%）	67（3.4%）	14（0.7%）	9（0.5%）	2（0.1%）

2　妊婦にやさしい環境づくり

妊娠初期は、妊娠していることが外見からわかりにくいため、マタニティーマークを携帯し、市民に周知する事で、妊婦にやさしい環境を醸成する。そのため、母子健康手帳交付時にマタニティーマーク入り用品を配布する。

3　妊産婦及び乳幼児健康診査

妊婦の健康診査は、妊娠高血圧症候群、貧血などの異常を早期発見し、必要な治療へと繋ぐことにより安全な出産が迎えられるよう、妊娠期間中に公費負担で健診が受けられる「妊婦健康診査受診票」を交付している。平成20年度は５回の公費負担を医療機関委託により実施していたが、平成21年度よりこれを14回へ拡大し、受診の促進に努めている。さらに、令和５年12月からは多胎妊婦に対し最大５回分の公費負担を追加するほか、低所得妊婦への初回産科受診料の助成を実施することにより妊娠期の健康の保持及び増進を図っている。なお、健診の結果は、「異常なし」・「要指導」・「要観察」・「要精密」・「要治(医)療」・「加療中」に区分されて、市へ報告される。

また、平成29年９月より産婦健康診査（２回）を実施し、母体の身体的機能の回復、精神状態等を把握し、必要な支援を行うことで産後うつ予防、新生児虐待予防を図っている。

乳児の健康診査は生後４か月，７か月，10か月の３回実施している。このうち７か月，10か月の２回は平成５年10月から委託医療機関で健診が受けられる「乳児健康診査受診票」を交付している。
健診の結果は、令和元年度から長崎県母子保健実績報告における乳幼児健康診査等の判定区分が国の地域保健・健康増進事業報告に基づき変更されたことを受け、「異常なし」「既医療」「要経過観察」「要精密」「要治療」、精密健診は、「異常なし」「要経過観察」「要治療」に区分されて、市へ報告される。

なお、平成20年度から新生児を対象とした聴覚検査を県内の産科医療機関委託により実施しており、検査結果は、「パス(pass)」・「要再検査」・「要精密検査」・「保留(経過観察)」に区分されて市へ報告される。

解説
要指導：現在専門的な処置は不要。しかし、異常に発展しないためには、生活の仕方や育児の方法の改善が必要な者。
加療中（既医療）：受診の際に既に医療を受けている者。
要観察：要経過観察と診断を受けた者。
要精密：要精密と診断を受けた者。改めて細かな検査をする必要があると診断を受けた者。
要治(医)療：要治療と診断を受けた者。何らかの異常があり、医療を受ける必要があると診断された者。
以上を、健康管理を要する者とする。

(1)　妊婦健康診査実施状況

年　度	第２回健診							第５回健診						
	受診者数	受診率	総　合　判　定					受診者数	受診率	総　合　判　定				
			異　常　な　し	要指導	要観察	要精密	要治療			異　常　な　し	要指導	要観察	要精密	要治療
3	2,457	98.12	1,927	118	127	208	77	2,443	97.56	1,955	6	98	294	90
4	2,316	98.93	1,843	107	125	166	75	2,350	100.38	1,927	8	113	233	69
5	2,020	99.21	1,517	87	125	211	80	2,019	99.17	1,595	3	111	255	55
6	1,887	97.02	1,428	78	125	190	66	1,854	95.32	1,495	7	106	210	36
7	1,929	97.33	1,482	77	93	232	45	1,829	92.28	1,508	6	101	183	31

年　度	第８回健診							第９回健診						
	受診者数	受診率	総　合　判　定					受診者数	受診率	総　合　判　定				
			異　常　な　し	要指導	要観察	要精密	要治療			異　常　な　し	要指導	要観察	要精密	要治療
3	2,487	99.32	1,792	39	124	3	529	2,447	97.72	2,162	14	172	3	96
4	2,324	99.27	1,617	18	146	4	539	2,290	97.82	2,024	17	153	2	94
5	2,045	100.44	1,377	16	141	4	507	2,028	99.61	1,734	17	166	4	107
6	1,851	95.17	1,246	17	133	2	453	1,814	93.26	1,568	6	153	1	86
7	1,825	92.08	1,275	11	125	1	413	1,804	91.02	1,565	14	132	2	91

年　度	第11回健診							計						
	受診者数	受診率	総　合　判　定					受診者数	受診率	総　合　判　定				
			異　常　な　し	要指導	要観察	要精密	要治療			異　常　な　し	要指導	要観察	要精密	要治療
3	2,444	97.60	1,733	39	126	2	544	12,278	98.07	9,569	216	647	510	1,336
4	2,245	95.90	1,577	31	124	5	508	11,525	98.46	8,988	181	661	410	1,285
5	2,031	99.75	1,348	17	132	5	529	10,143	99.64	7,571	140	675	479	1,278
6	1,783	91.67	1,236	18	83	3	443	9,189	94.49	6,973	126	600	406	1,084
7	1,772	89.40	1,259	12	102	1	398	9,159	92.42	7,089	120	553	419	978

注：平成21年度以降については、14回実施しており、県、国へ提出する統計に合わせ、14回中第２、５、８、９、11回の受診数を計上した。また、受診率は各回の受診者数をその年度の妊娠届出数で割った値とする。

健康管理を要する者の状況　　（重複計上）

年　度	梅毒反応検査陽性※	HBs抗原陽　性	高血圧蛋白尿浮腫	妊娠性高血圧症候群	糖尿病	貧血	その他
3		5	1,406	5	170	1,271	340
4		3	1,353	12	133	1,333	349
5		0	1,302	13	146	1,252	349
6		3	1,151	6	92	1,032	294
7		0	1,269	3	67	944	148

※検査は実施しているが、H24年度から検査値の報告なし。

(2)　産婦健康診査　　（重複計上）

年　度	対象数	種別	受診者数	受診率
3	2,578	産後２週間	2,335	90.6
		産後１か月	2,495	96.8
4	2,386	産後２週間	2,257	94.6
		産後１か月	2,319	97.2
5	2,117	産後２週間	2,008	94.9
		産後１か月	2,087	98.6
6	1,876	産後２週間	1,815	96.7
		産後１か月	1,839	98.0
7	1,858	産後２週間	1,777	95.6
		産後１か月	1,794	96.6

注：平成29年９月開始

(3)　新生児聴覚検査実施状況

年　度	対象数	受診者数	受診率	検査結果			
				パス(pass)	要再検査	要精密検査	保留(経過観察)
3	2,578	2,401	93.1	2,391	0	10	0
4	2,386	2,335	97.9	2,319	1	15	0
5	2,117	2,089	98.7	2,077	0	12	0
6	1,876	1,874	99.9	1,855	0	19	0
7	1,858	1,821	98.0	1,798	0	23	0

注１：平成21年度以降の対象数は２か月以下の乳児の数である。

注２：平成29年度以降の対象数は４月～３月の出生数である。

(4)　乳幼児健康診査実施状況

ア　４か月児健診（集団健診のみ）

年度	対象数	受診者数	受診率	指導区分別人員					精密健診の結果			
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療	異常なし	要観察	要医療	未受診
3	2,544	2,500	98.3	1,762	447	85	203	3	96	42	11	54
4	2,406	2,372	98.6	1,630	455	85	198	4	75	77	10	36
5	2,202	2,166	98.4	1,432	376	121	228	9	111	60	21	36
6	1,936	1,891	97.7	1,179	355	120	233	4	130	44	28	31
7	1,882	1,825	97.0	1,144	321	118	234	8	112	46	19	57

注１：精密健診の結果における未受診は統計作成時点で回答未受領のもの。その後の経過はフォローしている。

イ　7か月児健診（医療機関委託、集団健診）

年度	種別	対象数	受診者数	受診率	指導区分別人員					精密健診の結果			
					異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療	異常なし	要観察	要医療	未受診
3	医療機関	2,568	2,440	95.1	2,213	67	131	19	10	3	7	0	9
	集団※		1		0	1	0	0	0	0	0	0	0
	計		2,441		2,213	68	131	19	10	3	7	0	9
4	医療機関	2,454	2,292	93.4	2,104	41	112	31	4	4	3	9	15
	集団※		1		1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		2,293		2,105	41	112	31	4	4	3	9	15
5	医療機関	2,281	2,190	96.1	1,951	34	173	28	4	5	6	1	4
	集団※		1		1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		2,191		1,952	34	173	28	4	5	6	1	4
6	医療機関	1,968	1,881	95.6	1,729	21	111	15	5	0	9	1	1
	集団※		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		1,881		1,729	21	111	15	5	0	9	1	1
7	医療機関	1,842	1,774	96.3	1,678	5	76	11	4	0	3	1	5
	集団※		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		1,774		1,678	5	76	11	4	0	3	1	5

※伊王島・高島・外海地区で行われた集団健診分

ウ　10か月児健診（医療機関委託、集団健診）

年度	種別	対象数	受診者数	受診率	指導区分別人員					精密健診の結果			
					異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療	異常なし	要観察	要医療	未受診
3	医療機関	2,534	2,319	91.5	2,085	65	131	28	10	3	6	4	10
	集団※		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		2,319		2,085	65	131	28	10	3	6	4	10
4	医療機関	2,513	2,324	92.5	2,114	48	122	37	3	1	15	8	13
	集団※		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		2,324		2,114	48	122	37	3	1	15	8	13
5	医療機関	2,319	2,083	89.8	1,878	32	124	46	3	2	13	0	11
	集団※		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		2,083		1,878	32	124	46	3	2	13	0	11
6	医療機関	2,073	1,947	93.9	1,742	27	142	27	9	2	12	2	3
	集団※		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		1,947		1,742	27	142	27	9	2	12	2	3
7	医療機関	1,868	1,754	93.9	1,632	17	81	22	2	3	4	5	4
	集団※		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		1,754		1,632	17	81	22	2	3	4	5	4

※伊王島・高島・外海地区で行われた集団健診分

エ　幼児健診（集団健診のみ）

年度	対象数	受診者数（延）	指導区分別人員					精密健診の結果			
			異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療	異常なし	要観察	要医療	未受診
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
6	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：表中の数は、４か月、７か月、10か月、１歳６か月、３歳児健診以外で、高島地区で行われた集団健診分

＜一般健康診査結果－健康管理を要する者の状況＞

（重複計上）

区分＼年度	４か月児健診					７か月児健診（７年度）	10か月児健診（７年度）
	3	4	5	6	7		
心疾患・心雑音	22	24	21	21	21	17	18
けいれん	4	0	1	2	2	1	1
先天性疾患	12	5	9	6	10	7	10
呼吸器・喘息	6	3	6	12	4	4	8
発育不良	26	18	34	31	38	18	27
開排制限	54	59	44	35	56	2	1
X脚・0脚・内反足	1	2	3	1	1	2	2
四肢の異常	5	10	2	3	6	3	2
斜頚	2	3	4	0	1	1	0
頚定の遅れ	75	81	107	95	101	4	6
筋緊張低下・亢進	21	21	34	15	21	9	8
そけいヘルニア	8	5	6	4	1	1	2
停留睾丸・陰嚢水腫	22	16	21	18	12	11	14
湿疹・皮膚炎	305	285	247	263	202	217	161
眼科疾患	29	35	19	25	25	11	9
耳・鼻・咽喉疾患	48	51	44	40	42	5	2
口腔の異常	8	5	8	8	9	2	1
運動発達遅滞	11	20	22	11	11	42	45
その他	230	223	216	214	242	68	62
計	889	866	848	804	805	425	379

(5)　１歳６か月児健康診査

歩行や言語等の精神運動発達の遅れや疑いのある児の早期発見、生活習慣の自立やむし歯予防及び栄養等に関する必要な助言指導を行っている。疾患等の早期発見のみならず、心理職をスタッフに加えて様々な角度からの観察により、育児不安や児童虐待の徴候の発見と親子関係への支援を行っている。

＜実施状況＞

年度	対象数	受診者数	受診率	指導区分別人員					精密健診の結果			
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療	異常なし	要観察	要医療	未受診
3	2,609	2,551	97.8	1,821	147	514	67	2	9	23	12	23
4	2,544	2,513	98.8	1,698	139	602	70	4	7	25	13	25
5	2,355	2,312	98.2	1,466	189	577	72	8	10	34	10	18
6	2,300	2,229	96.9	1,342	182	618	82	5	18	44	5	15
7	1,959	1,930	98.5	1,156	185	538	48	3	6	17	8	17

＜一般健診の結果－健康管理を要する者の状況＞

（重複計上）

区分＼年度	3	4	5	6	7
言語	333	327	375	420	382
精神発達	47	26	103	73	111
背部・脊柱・胸部	12	7	5	8	13
皮膚	110	66	106	89	112
四肢の異常	25	23	21	13	18
眼	31	34	40	27	24
耳	8	9	12	25	16
鼻・咽喉	1	4	6	2	2
心疾患	8	11	12	20	14
ヘルニア	14	19	14	9	13
けいれん	12	14	12	18	14
停留睾丸・陰嚢水腫	9	7	13	20	9
身体発育不良	22	29	40	34	47
運動発達の遅れ	19	11	28	43	27
対人関係・行動面	96	62	138	171	160
その他	21	13	39	54	87
計	768	662	964	1,026	1049

注：平成15年の統計から「言語」欄にはどもり・発音不明瞭・ことばの遅れと思われる者を、「精神発達」欄にはことばの遅れの中でも精神発達遅滞等が考えられる者を、「対人関係・行動面」欄にはことばの遅れがなく対人関係・行動面（多動等）の問題があると思われる者を計上。

(6)　３歳児健康診査

３歳児健診では、問診、身体計測、診察に視覚検査及び聴覚検査が加わる。さらに、精神運動発達の遅れや発達障害の疑いのある児が必要な療育を早期に開始できるよう発見に努めている。育児不安や児童虐待の兆候の発見と親子関係への支援については一貫して取り組んでいる。

また、眼の異常の早期発見・早期治療につなげるため、令和元年10月から眼科検査に検査機器を導入した。

＜実施状況＞

年度	対象数	受診者数	受診率	指導区分別人員					精密健診の結果			
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療	異常なし	要観察	要医療	未受診
3	2,909	2,799	96.2	1,688	358	184	564	5	61	87	138	278
4	2,783	2,708	97.3	1,688	324	176	507	13	64	97	132	214
5	2,534	2,460	97.1	1,391	346	172	532	19	56	137	103	236
6	2,486	2,447	98.4	1,438	319	153	527	10	80	128	138	181
7	2,320	2,290	98.7	1,276	333	121	551	9	77	154	124	196

＜一般健康診査の結果－健康管理を要する者の状況＞

（重複計上）

区分＼年度	3	4	5	6	7
言語	626	544	597	639	706
精神発達	147	145	152	152	181
背部・脊柱・胸部	18	12	15	8	12
皮膚	266	248	252	229	236
四肢の異常	36	29	27	27	34
眼	458	445	452	426	446
耳	53	54	65	80	106
鼻・咽喉	54	40	93	135	131
心疾患	19	17	25	30	28
ヘルニア	7	8	6	6	8
けいれん	7	6	5	8	3
停留睾丸・陰嚢水腫	4	8	4	7	5
対人関係・行動面	807	788	819	788	922
その他	67	59	74	73	70
計	2,569	2,403	2,586	2,608	2,888

注：平成15年の統計から「言語」欄にはどもり・発音不明瞭・ことばの遅れと思われる者を、「精神発達」欄にはことばの遅れの中でも精神発達遅滞等が考えられる者を、「対人関係・行動面」欄にはことばの遅れがなく対人関係・行動面（多動等）の問題があると思われる者を計上するように変更した。

(7)　５歳児健康診査

５歳児健診では、問診、診察等に加え、こどもとのやり取りを通して運動面や社会性の育ちを確認するため、直接観察を実施している。また、心身の発育・発達について早期発見・早期療育につなげるとともに、就学前の最後の健診となることからも、家庭での困りごとを早期に把握し安心して就学を迎えられるよう支援を行っている。

＜実施状況＞

年度	対象数	受診者数	受診率	医療					福祉等	
				異常なし	既医療	要紹介	要紹介（内訳）		既療育	要経過観察
							身体	精神		
7	2,470	2,332	94.4	1,085	487	407	285	141	5	348

注：５歳児健診は令和７年６月より開始。

(8)　乳幼児精密健康診査結果・疾病別内訳(令和7年度)

区分 / 内訳	乳児健診			１歳６か月児健診	３歳児健診
	４か月	７か月	10か月		
股関節脱臼・亜脱臼 臼蓋形成不全	1	1	1	0	0
股関節内転筋拘縮	0	0	0	0	0
X脚・O脚・内反足	0	0	0	0	0
手指多指症	0	0	0	0	0
斜頚	0	1	0	0	0
先天性心疾患	0	0	0	0	0
脳性まひ	0	0	0	0	0
ダウン症	0	0	0	0	0
小頭症・水頭症	0	0	1	0	0
先天性代謝異常	0	0	0	0	0
遠視	0	0	0	0	18
近視	0	0	0	0	0
乱視	0	0	1	0	76
屈折異常	0	0	0	0	3
斜視	1	0	0	0	4
白内障	0	0	0	0	0
結膜炎	0	0	0	0	1
耳垢栓塞	0	0	0	0	1
滲出性中耳炎	0	0	0	0	8
難聴	0	0	0	0	0
陰嚢水腫・停留睾丸	4	0	0	0	1
鎖肛・幽門けいれん	0	0	0	0	0
そけいヘルニア	0	0	1	1	2
血管腫・色素性母斑	3	1	0	0	0
皮膚疾患	0	0	0	0	0
運動発達遅滞	0	0	2	0	0
発育遅滞・発育不良	0	0	0	0	0

区分 / 内訳	乳児健診			1歳6か月児健診	3歳児健診
	4か月	7か月	10か月		
脳発育不良	0	0	0	0	0
その他	24	1	1	12	48
計	33	4	7	13	162

(9) 二次（追加）健康診査

一般健康診査の結果、発育不良または運動発達の遅れが懸念される乳幼児に対し、小児科医及び心理職が以降の経過を診ながら事後措置を決定するために実施している。また、育児に対する不安を強く訴える保護者の相談にも対応している。

ア 発達健診；乳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児の健診で、心身の発達の遅れや潜在的な問題が考えられる乳幼児が対象。

年度	受診者		健診結果の内訳			
	実人員	延人員	異常なし	観察継続	要精密	要医療
3	77	88	11	20	2	55
4	66	72	15	20	9	28
5	65	73	12	14	1	46
6	57	60	8	7	0	45
7	48	49	8	1	0	40

イ 経過観察のための健診；4か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児一般健康診査の結果、経過観察が必要な乳幼児の再健診。

年度	健診名	受診者数	健診結果の内訳			
			異常なし	観察継続	要精密	要医療
3	4か月児健診	86	80	1	5	0
	1歳6か月児健診	576	262	180	12	122
	3歳児健診	177	75	36	3	63
4	4か月児健診	84	69	1	12	2
	1歳6か月児健診	642	286	242	6	108
	3歳児健診	214	96	27	10	81
5	4か月児健診	123	107	6	8	2
	1歳6か月児健診	732	313	258	8	153
	3歳児健診	213	81	34	8	90
6	4か月児健診	124	106	10	5	3
	1歳6か月児健診	723	336	244	4	139
	3歳児健診	172	76	20	4	72
7	4か月児健診	131	110	2	9	5
	1歳6か月児健診	734	365	222	4	123
	3歳児健診	174	96	15	10	50
	5歳児健診	52	32	14	6	

4　保健指導等

(1)　健康相談

若年妊婦、高齢妊婦、未婚での妊娠、多胎児を妊娠した妊婦等に対し、母子健康手帳交付時に手帳の使用法や各種制度の紹介に加え、心身の状態を問診しながら相談に対応している。

また、子どもや子育てに関する相談には、来所・電話・E-mail等にて随時対応している。

＜対象別健康相談状況＞　（延件数）

対象者 / 年度	妊婦		産婦		乳児		幼児		思春期		その他	
	随時面接	電話相談	随時面接	電話相談	随時面接	電話相談	随時面接	電話相談	随時面接	電話相談	随時面接	電話相談
3	1,260	1,527	118	1,591	230	3,496	204	1,868	1	5	60	237
4	1,488	1,430	223	2,080	334	3,583	266	1,549	1	14	85	231
5	2,409	2,078	1,631	2,010	920	2,618	367	1,456	3	5	100	226
6	2,358	2,025	419	1,844	494	2,258	402	1,530	2	6	169	324
7	2,379	2,281	409	1,570	453	1,847	469	1,447	4	10	536	367

注：健康診査や健康教育に伴って実施した分は含まない。

委託助産師による相談支援事業は令和５年２月で終了。
令和５年１月より母子健康手帳交付時に、すべての妊婦との専門職による面談を開始。（伴走型相談支援の妊娠届出時の面談）
令和５年４月より伴走型相談支援の妊娠８か月時及び出生後の専門職による面談、電話相談を開始。
令和６年４月より伴走型相談支援の出生後面談を兼ねて乳児家庭全戸訪問を実施。

(2)　心理相談

１歳６か月児及び３歳児健診には心理職を配置し、育児に関する母親からの相談及び子どもの発達上の問題に関する養育指導等を実施している。

ア　１歳６か月児健診における心理相談状況　（重複計上）

相談内容 / 年度	受診数	相談内容分類									事後に要指導者とした者
		肢体不自由	視聴覚障害	言語上の問題	知的発達障害	自閉傾向	性格・行動上の問題	しつけ育児相談	不適切な関わり	その他	
3	525	1	2	416	7	45	201	99	6	9	395
4	623	0	0	525	3	53	218	75	3	12	474
5	716	3	0	603	2	53	283	88	1	11	557
6	712	2	2	601	9	47	241	113	1	16	541
7	636	4	0	540	6	42	191	44	2	8	459

注：経過観察や複数回の心理相談も含む

イ　３歳児健診における心理相談状況

（重複計上）

相談内容／年度	受診数	相談内容分類									事後に要指導者とした者
		肢体不自由	視聴覚障害	言語上の問題	知的発達障害	自閉傾向	性格・行動上の問題	しつけ育児相談	不適切な関わり	その他	
3	585	0	1	187	5	87	435	149	3	16	344
4	542	1	0	140	4	79	433	98	2	10	331
5	557	3	1	175	1	48	415	92	3	16	357
6	520	0	2	182	7	65	369	100	1	7	292
7	501	1	0	156	11	75	351	74	2	13	258

注：経過観察や複数回の心理相談も含む

(3)　訪問指導

若年や未婚での妊娠・出産、高齢初産等の産科的ハイリスク者、低体重児や未熟児が出生した家庭や長期在宅療養をしている18歳未満の子どもがいる家庭、産婦人科から虐待ゼロプロジェクト及び産婦健診の結果からハイリスクとして連絡があった産婦及び新生児等に対し、保健師等が訪問指導を行っている。

また、出生時体重が2,500g以上の新生児や産婦へは、保護者からの訪問希望により、助産師が訪問し、産後うつ病や育児不安の早期発見及び早期支援に努めている。

（重複計上）（　）は同行

	年度	訪問件数		職種別延件数			訪問結果－問題別件数				
		実	延	保健師	助産師	その他	身体問題	精神問題	育児不安	その他	問題なし
妊	3	41	67	57	10	0	15	27	15	26	10
	4	34	50	48	2	0	11	18	8	24	4
	5	110	162	153	9	0	25	40	24	81	35
婦	6	96	148	154	1	0	12	55	21	85	18
	7	84	134	131	2	1	26	37	37	53	32

	年度	訪問件数		職種別延件数			訪問結果－問題別件数				
		実	延	保健師	助産師	その他	身体問題	精神問題	育児不安	その他	問題なし
産	3	789	1,188	613	580	0	112	192	263	197	574
	4	892	1,356	652	704	0	151	136	262	403	490
	5	1,672	1,971	735	1,236	0	154	153	235	214	1,274
婦	6	867	1,129	862	278	4	126	207	251	177	573
	7	618	873	818	55	0	130	158	181	179	403

	年度	訪問件数		職種別延件数			訪問結果－問題別件数				
		実	延	保健師	助産師	その他	身体問題	精神問題	育児不安	その他	問題なし
乳	3	891	1,349	767	584	0	217	116	262	288	686
	4	979	1,504	793	707	4	237	81	212	392	724
	5	1,625	1,928	822	1,106	0	189	120	219	361	1,217
児	6	929	1,209	939	278	7	197	143	163	181	682
	7	663	971	910	55	12	192	98	130	186	500

	年度	訪問件数		職種別延件数			訪問結果－問題別件数				
		実	延	保健師	助産師	その他	身体問題	精神問題	育児不安	その他	問題なし
新生児（再）	3	284	357	129	182	0	41	21	51	71	224
	4	355	462	118	344	0	41	14	35	147	236
	5	542	597	172	425	0	33	31	48	159	412
	6	301	333	164	173	0	44	30	38	45	214
	7	119	139	139	0	0	33	24	32	35	55

	年度	訪問件数		職種別延件数			訪問結果－問題別件数				
		実	延	保健師	助産師	その他	身体問題	精神問題	育児不安	その他	問題なし
未熟児（再）	3	99	135	126	9	0	40	2	37	22	63
	4	78	94	88	6	0	24	4	24	13	42
	5	56	71	63	8	0	24	11	21	16	20
	6	73	84	87	0	0	17	8	10	16	43
	7	69	103	101	0	2	33	3	14	14	52

	年度	訪問件数		職種別延件数		訪問結果－問題別件数				
		実	延	保健師	その他	身体問題	精神問題	育児不安	その他	問題なし
幼児	3	115	215	209	6	23	64	43	105	33
	4	127	220	215	5	47	40	35	90	27
	5	121	204	203	1	51	41	22	91	36
	6	142	246	249	2	46	62	23	116	48
	7	119	251	241	10	69	74	47	92	46

	年度	訪問件数		職種別延件数		訪問結果－問題別件数				
		実	延	保健師	その他	身体問題	精神問題	育児不安	その他	問題なし
障害児・在宅療養児	3	12	23	23	0	14	1	1	4	7
	4	12	24	24	0	17	0	7	6	2
	5	8	13	13	0	5	0	3	3	3
	6	13	21	21	0	15	1	1	7	1
	7	9	22	22	0	13	9	5	10	0

	年度	訪問件数		職種別延件数		訪問結果－問題別件数				
		実	延	保健師	その他	身体問題	精神問題	育児不安	その他	問題なし
その他	3	52	105	105	0	6	37	28	41	20
	4	70	112	112	0	5	26	23	44	28
	5	72	101	95	6	7	35	9	46	25
	6	95	180	183	1	23	48	24	97	33
	7	94	164	163	1	26	55	23	47	45

注：令和５年度より伴走型相談支援を開始したことにより、妊産婦及び乳児の訪問件数が増加している。

注：令和６年度より伴走型相談支援の出生後面談を兼ねて乳児家庭全戸訪問を助産師・保健師で実施したことにより、産婦及び乳児の訪問件数が減少している。

(4)　産後ケア事業

妊娠・出産前後の期間は、母親の身体的・精神的変化が著しく不調をきたしやすい時期であるため、すべての妊産婦を対象に、助産師による妊娠・出産期の相談支援を強化するとともに、出産後の心身の不調や育児不安のために支援が必要となった産婦及び乳児に対し、産科医療機関等においてショートステイやデイケアによる心身のケアや育児の支援を平成28年度より実施している。

ア 相談支援事業

長崎県助産師会に委託し、助産師による妊娠・出産期からの相談を実施している。

年度	電話			訪問		
	実	延		実	延	
		妊娠期	産後		妊娠期	産後
3	727	730	0	0	0	0
4	622	625	0	0	0	0

注：相談支援事業は令和４年２月分で終了。

イ 産後ケア（ショートステイ・デイケア・アウトリーチ）

産科医療機関等に委託して、産婦の母体管理や生活面の相談、乳房管理、沐浴、授乳等の育児指導や相談、乳児の世話、発育・発達等のチェックなどを日帰りのデイケアと、泊りのショートステイで行っている。

年度	ショートステイ		デイケア		アウトリーチ	
	実	延	実	延	実	延
3	27	46	78	133		
4	34	65	130	166		
5	128	229	393	463	102	121
6	288	443	754	913	433	485
7	338	477	1006	1231	462	518

注：令和５年９月以降、一般世帯への利用料減免や対象者拡大などの事業の見直しを実施。

5 健康教育

母子の健康の保持増進を目的にして、月齢（年齢）や対象のニーズに焦点を当てた健康教育を行っている。子どもの健康、育児相談を主に、必要な栄養やむし歯予防などの知識普及に努めている。

また、妊婦や母親同士が交流して情報交換することの効果は大きく、育児の孤立化防止の一つとして子育て仲間づくりの支援も行っている。

(1) 両親学級

妊婦とその夫（パートナー）を対象に、妊娠中の過ごし方や栄養、出産や育児について学び、出産後の子育てに役立てるための教室で、講話の他、妊婦体験や抱っこの仕方・おむつの交換・着替えさせ方等の実習を実施している。

年 度		3	4	5	6	7
開催回数		19	21	22	21	22
参加者数	延数	419	551	611	589	620
	（男性数）	209	273	307	291	310

(2)　育児学級

第一子の子育て支援を中心に、子どもの発育の時期に合わせて月齢に必要なテーマを設定し、教室を開催している。内容に応じて、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士等多職種がかかわっている。

年　度		3	4	5	6	7
開 催 回 数		203	238	187	187	141
参 加 者 数	延 数	3,378	4,899	5,261	4,324	3,309
	(男性数)	98	162	225	256	197

注：ツインズ広場・ツインズフェスティバルを含む

(3)　ステップアップ教室

１歳６か月児健康診査の事後措置として、育児不安や育児困難を感じている母親と子どもを対象に、集団遊びを通じて適切な関係がつくれるように支援することを目的とした教室である。母子関係をうまくつくれない母子の中には、子どもが発達面の問題を抱えている場合もあることから、精神・運動両面の発達を促している。

年　度		3	4	5	6	7
開 催 回 数		66	77	78	77	78
参 加 者 数	延 数	758	818	800	824	859
	(男性数)	11	6	25	25	36

(4)　離乳食・幼児食教室

大人の食事を利用して作る、簡単な“とりわけ離乳食”の作り方を中心に、食育の啓発を行っている。

年　度		3	4	5	6	7
開 催 回 数		29	34	28	31	32
参 加 者 数	延 数	325	390	391	382	375
	(男性数)	1	10	17	21	15

(5)　食物アレルギー座談会

食物アレルギーを持つ子どもの食事について、保護者等が情報交換できる場を設定している。

年　度		3	4	5	6	7
開 催 回 数		9	10	10	8	6
参 加 者 数	延 数	35	45	43	27	26
	(男性数)	0	0	0	0	0

(6)　育児相談会（あっぷっぷ）

乳幼児の保護者を対象に育児不安、養育の相談や、地域の資源の紹介などを行っている。

年　度		3	4	5	6	7
開 催 回 数		8	12	12	12	11
参 加 者 数	延 数	34	91	102	91	51
	（男性数）	0	2	1	6	0

※発達支援を必要とするかたの増加により、Ｒ２年度より試行的に開始。発達、育児不安など様々な相談に対応する育児相談の場として開設。

(7)　出前講座

関係機関からの依頼を受けて、子どもの発育・発達や、栄養・食生活などに関する、出前講座を実施している。

年　度	3	4	5	6	7
開 催 回 数	6	14	13	15	16
参加者数（延数）	88	193	225	266	281

6　児童虐待予防活動

児童虐待予防を目的として、児童虐待予防所管課と連携し、面接・訪問等により相談対応や見守りの支援を行っている。

(1)　相談・訪問の状況

区分 / 年度	児童虐待						ＤＶ					
	件数		面接（再）		訪問（再）		件数		面接（再）		訪問（再）	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
3	117	347	72	124	78	223	20	32	5	11	11	21
4	81	229	40	64	50	165	8	12	5	5	4	7
5	79	267	44	84	73	183	12	29	10	21	4	8
6	110	391	68	159	81	232	22	44	15	20	14	24
7	105	434	65	173	59	261	13	55	16	36	5	19

注：1　予備軍及び疑いへの対応を含んでいる。
　　2　ＤＶ：配偶者、恋人からの女性に対する暴力。

(2)　虐待の内訳

区分 / 年度	相談総数	分類（再）				経路別										被虐待児の年齢					主たる虐待者			
		身体的虐待	保護の怠慢・育児放棄	性的虐待	精神的虐待	本人	家族親戚	保育所	近隣・知人	児童相談所	庁内他課	他都市情報	病院	健康診査・訪問	その他	0歳	1～3歳	3～就学前	小学生	中学生以上	実母	実父	祖父母	義父
3	118	33	69	0	19	5	10	12	0	9	39	17	13	7	6	32	39	37	8	2	100	17	0	1
4	87	24	54	0	17	4	15	15	0	6	20	5	16	5	1	21	30	29	7	0	73	14	0	0
5	82	34	51	0	32	22	3	12	0	23	8	1	6	1	6	21	22	24	12	3	71	11	0	0
6	110	29	72	1	8	15	10	16	0	13	32	17	4	1	2	33	26	33	12	6	95	14	0	1
7	110	33	72	1	4	16	7	13	0	8	38	17	3	3	5	31	29	33	13	4	95	12	0	3

注：分類は重複計上あり。

7　乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児がいる家庭を、保健師、助産師が訪問し、子育て情報の提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援へつなぐ。

また、訪問で地域と家庭をつなぎ、子育ての孤立化を防ぐ。

年度	出生数（事業対象となる転入数を含む）	訪問		事後フォロー	
		対象数	実施数（率）	電話等	訪問
3	2,606 (R3.2～R4.1生)	2,462	1,865 (75.8)	1,267	207
4	2,427 (R4.2～R5.1生)	2,329	1,446 (62.1)	1,271	189
5	2,139 (R5.2～R6.1生)	2,033	1,401 (68.9)	－	－
6	1,930 (R6.2～R7.1生)	1,930	1,845 (95.5)	－	－
7	1,839 (R7.2～R8.1生)	1,839	1,790 (97.3)	－	－

注１：平成20年６月から事業開始。

注２：新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和２年３月対象者は令和２年度対応とした。

注３：令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和２年４～５月、11～12月は電話訪問とし、それ以外の月は、感染対策を行った上での訪問を実施した。

注４：令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和３年５～６月、８～９月、令和４年１～３月は電話対応とし、それ以外の月は、感染対策を行った上での訪問を実施した。

注５：令和５年度の事後フォローは、令和５年４月より開始した伴走型相談支援の出生後面談にて対応。

注６：令和５年度までは民生委員・児童委員協議会による訪問とその後の保健師による事後フォローで対応し、令和６年度からは長崎県助産師会の委託助産師及び地区担当保健師が訪問実施。

8　養育支援訪問事業

妊娠・出産に対する強い不安がある妊婦や、育児が困難で特に支援が必要な家庭に対し、専門的指導・助言を行う。

年度	利用実件数(件)	利用日数(日)	利用時間（時間）	稼働支援員実数(人)
3	8	177	307.5	7
4	9	126	225.5	8
5	13	224	368.5	8
6	14	46		
7	11	35		

注１：令和５年度は子育て世帯訪問支援事業が開始されたが、養育支援事業は現行制度にて専門的支援と育児支援を実施。

注２：令和６年度より養育支援事業は専門的支援に特化した事業へと制度変更する。これまでの訪問支援者による家事・育児支援は子育て世帯訪問支援事業にて実施。

9　子育て世帯訪問支援事業

家事、育児等に対して不安や負担を抱えているが、近くに支援者がいない子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援者が訪問し、家事、育児等の支援を行う。

年度	利用実件数(件)	利用日数(日)	利用時間（時間）	稼働支援員実数(人)
5	9	48	91	6
6	24	447	855	13
7	18	267	430	13

注１：令和５年度より子育て世帯訪問支援事業にて訪問支援員による家事・育児支援を実施。専門的支援は養育支援事業で実施する。

10　軽中度難聴児補聴器購入費補助金事業

軽度・中等度の難聴児の補聴器購入において、新規購入費又は耐用年数（５年）が経過した後の購入費の一部を補助する。

年度	公費支給件数
3	12人（19件）
4	14人（22件）
5	7人（12件）
6	15人（20件）
7	11人（11件）

11　医療援護

(1)　未熟児養育医療

１歳未満の未熟児等が、指定医療機関で入院治療を受ける際の医療費を公費で負担する。退院後は、保健師が家庭訪問を行い、養育を支援する。

受給者の状況

区分／年度	総　数	出　生　時　体　重　別　（単位：グラム）				
		～1,800	～2,000	～2,300	～2,500	2,501～
3	91	38	22	10	6	15
4	69	35	15	4	2	13
5	77	34	15	8	3	17
6	78	37	11	7	0	23
7	77	26	16	9	5	21

(2)　身体障害児育成医療

身体に障害を有する18歳未満の児童が、生活能力を得るために指定医療機関で治療を受ける際の医療費を公費で負担する。

受給者の状況

区分／年度	総 数	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	心臓障害	腎臓障害	その他の内臓障害
3	105	9	11	4	76	1	0	4
4	78	5	6	0	59	2	0	6
5	58	5	3	2	46	2	0	0
6	56	4	6	0	40	4	0	2
7	45	4	5	0	34	1	0	1

(3)　特定不妊治療助成事業

不妊治療のうち体外受精及び顕微授精を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。（平成 16 年 10 月 1 日施行）

年　度	延べ支給件数
2	384（250）
3	516（314）
4	174（174）

注：（　　）は実人員

※R４年度から保険適用となったため終了

第２　歯科口腔保健

本市では生涯を通して口腔の健康を保持するために、関係団体の協力を得て、各種事業を行っている。

１　個別健診・個別指導及びう蝕予防処置

(1)　個別健診・個別指導

（単位：人）

区分＼年度		令和３	4	5	6	7
乳幼児	１歳６か月児	2,547	2,503	2,310	2,222	1,913
	３歳児	2,787	2,683	2,441	2,429	2,256
	２歳児	312	275	253	246	246

・１歳６か月児健診の結果をもとに抽出した幼児を対象に、２歳児歯科健診を実施している。

(2)　予防処置（フッ化物の局所塗布）参加人数

年度	令和３	4	5	6	7
人数	2,814	2,707	2,481	2,384	2,069

・１歳６か月児健診（平成 18 年度開始）と２歳児歯科健診の際に実施。

２　１歳６か月児及び３歳児歯科健診

・う蝕罹患型分類･･･う蝕の罹患部位によりその重篤度を表している。Ａ＜Ｂ＜Ｃ

Ａ型 ------　　上顎前歯部のみ、または臼歯部のみにう蝕のあるもの

Ｂ型 ------　　臼歯部及び上顎前歯部にう蝕のあるもの

Ｃ型 ┬──　　C_1型 -　下顎前歯部のみにう蝕のあるもの

　　 └──　　C_2型 -　下顎前歯部を含む他の部位にう蝕のあるもの

・１人平均う歯数･･･受診者全員のう歯の合計／受診者数

・う蝕有病者率　･･･　（１本以上う歯をもつ者の数／受診者数）×100

(1)　１歳６か月児歯科健診結果

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	１人平均う歯数(本)	う蝕有病者率(%)	う蝕罹患型分類(%)			処置歯率（%）	不正咬合（%）
					A	B	C		
令和３	2,609	2,547	0.03	1.1	1.0	0.1	0	4.2	21.6
4	2,544	2,503	0.02	0.96	0.9	0.08	0	0	17.7
5	2,355	2,310	0.03	1.2	1.1	0.04	0.04	0	19.0
6	2,300	2,222	0.02	0.86	0.86	0	0	0	20.1
7	1,959	1,913	0.01	0.63	0.63	0	0	0	22.9

(2)　３歳児歯科健診結果

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	１人平均う歯数(本)	う蝕有病者率(%)	う蝕罹患型分類(%)				処置歯率(%)	不正咬合(%)
					A	B	C1	C2		
令和３	2,909	2,787	0.46	15.0	11.1	3.2	0.1	0.7	14.8	42.4
4	2,783	2,683	0.44	14.4	10.8	3.0	0.1	0.4	14.8	49.3
5	2,534	2,441	0.39	12.5	9.5	2.5	0.1	0.5	13.1	53.2
6	2,486	2,429	0.39	12.3	8.8	2.9	0.04	0.5	9.5	49.3
7	2,320	2,256	0.36	11.8	8.2	3.2	0.04	0.4	10.8	49.8

3　歯育て健診

平成 13 年度から、幼児期からのむし歯予防習慣の定着を目的とし、地域のかかりつけ歯科医による歯育て健診を実施している（委託)。

年度	令和３	4	5	6	7
参加者数（人）	1,120	879	814	776	639
受 診 率（%）	44.0	35.1	35.2	34.9	33.4

4　健康教育参加者

(1)　妊産婦対象の健康教育事業

平成 18 年度から、妊産婦及び生まれてくる子どもの口腔保健の向上を目的に、妊産婦歯科保健事業（歯っぴいベビー）を実施している。令和７年度より事業名を長崎市親子歯科保健指導事業（お口育て）に改め、指導内容を見直し、対象者を拡大、実施場所に子育て支援センターを追加した。

年度	令和３	4	5	6	7
参加者数(人)	30	28	33	40	354
回　　数(回)	7	11	17	11	33

(2)　小児対象の健康教育事業

平成 13 年から正しい歯科保健の情報を伝え、乳幼児のむし歯予防を図るために、「むし歯予防教室」を実施している。

	年度	令和３	4	5	6	7
むし歯予防教室	実施回数（回）	19	17	9	9	10
	参加者数（人）	214	201	149	97	109
その他の教室	実施回数（回）	15	25	25	26	24
	参加者数（人）	332	648	817	695	531

(3) 成人・高齢者対象の健康教育事業

令和３年度から、地域における成人と高齢者向けに口腔ケアや口腔機能維持についての出前講座および健康教室を実施している。

年度	令和３	4	5	6	7
実施回数（回）	10	12	8	11	8
参加者数（人）	156	228	152	163	108

5　フッ化物洗口推進事業

むし歯予防に有用なフッ化物洗口（うがい）の実施を推進するため、その実施施設及び学校に必要な薬剤及び消耗品を支給または補助金にて支援している。

実施状況　実施施設数／施設数（箇所数）

年度	保育所・幼稚園・認定こども園※1	小学校※2	中学校※2
令和３	100／145	68/68	36/37
4	99／144	68/68	37/37
5	99／142	67/67	37/37
6	99／141	67/67	37/37
7	98／139	66/66	37/37

※1：独自実施施設（実施施設はアンケート、聞取り調査結果による）を含む。
※2：小・中学校は市立の学校で分校を含む。

6　歯と口の健康週間イベント

毎年６月４日から 10 日までの歯と口の健康週間（旧：歯の衛生週間）の日曜日に、本市と長崎市歯科医師会が主催し、情報周知を中心としたイベントを行い、市民の歯科口腔保健の推進に努めている。

年度	3	4	5	6	7
参加者数(人)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	-	2,800	3,000	3,500
実施場所		ベルナード観光通り・市立図書館にてパネル展示	ベルナード観光通り	ベルナード観光通り	JR 長崎駅前　かもめ広場

7　障害者・高齢者に関連する事業

（1）歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

歯科口腔領域での多職種連携を図るため、多職種が共に参加する研修会を実施した（委託）。また、令和７年度より事業内容に障害福祉センターでの歯科健診を追加し実施した。

	年度	3	4	5	6	7
研　修　会	実施回数（回）	5	5	6	6	6
	延参加者数（人）	528	410	629	485	522
歯科健診	実施回数（回）					1
	延参加者数（人）					8

（2）障害者等歯科医療技術者養成事業

障害（児）者・要介護者等の歯科保健医療サービスを受けることが困難な者のそれぞれの状態に応じた診療上の知識や技術等を有する歯科衛生士及び医療・介護専門職を養成するため、長崎市障害者等歯科医療技術者養成事業を実施した（委託）。

	年度	令和３※	4※	5	6	7
研　修　会	実施回数（回）	－	－	2	2	2
	延参加者数（人）	－	－	83	122	77

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修会は中止し、以降令和４年度まで休止した。

（３）歯科衛生士による訪問口腔保健指導

平成５年度から老人保健事業の一環として開始したが、平成 22 年度からは対象者を寝たきり者及び障害のため歯科保健医療を受けることができない者に変更し、実施した。

なお、口腔保健指導のみのニーズが低く、口腔保健指導が含まれる医療での訪問歯科診療を受けることができるため、令和５年度末に事業を終了した。

年度	令和２	3	4	5
実施者数（人）	1	0	1	0

８　成人歯科健診

（１）　妊産婦等歯科健診事業（個別、歯っぴいチェック）

平成 21 年度から、妊婦及び産婦の口腔の健康と健全な出産を支援することを目的とした歯科健診を実施し（委託)、令和５年９月より健診対象者にパートナーを追加した。なお、この健診では受診する妊産婦の同伴幼児の保育も行っていた。（令和６年度にて終了）

年度	令和３	4	5	6	7
受診者数（人）	1,092	1,174	1,243	1,331	1,243
妊婦/産婦の受診者（人） 受診率（%）	667/425 26.6/16.5	713/461 30.5/19.3	642/480 31.5/22.7	614/370 31.6/19.7	549/377 27.7/20.3
妊婦パートナー/産婦パートナーの受診者　（人） 受診率　（%）	―	―	61/60 5.1/4.9	214/133 11.0/7.1	190/127 9.6/6.8
保育件数	18 件(18)	25 件（32)	20 件（23)	16 件（17)	―

(　)内被保育児数

（２）歯周疾患検診事業（個別）　※令和８年「歯周病検診事業」へ名称変更

糖尿病など全身疾患と関連がある歯周疾患の早期発見及び重症化予防を目的として、平成 15 年度に 40 歳及び 50 歳の方を対象に実施し、現在は 20 歳、25 歳、30 歳、35 歳、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳、及び 20 歳以上の禁煙を希望する喫煙者を対象とし実施している※1。

受診者数

年度	3	4	5	6	7
受診者数（人）	1,440	991	761※2	667	732

※2 喫煙者２名含む

※1 平成 17 年度　60 歳及び 70 歳を対象に加えた
平成 20 年度　30 歳を対象に加えた
平成 21 年度　80 歳を対象に加えた
平成 23 年度　20 歳を対象に加えた
平成 24 年度　25 歳及び 35 歳を対象に加えた
平成 26 年度　20 歳以上の禁煙を希望する喫煙者を対象に加えた

（３）集団歯科健診

平成 26 年度から歯科健診受診の機会を増やすため、特定健診等会場で集団歯科健診及び歯科保健指導を実施している。

年度／会場	令和３※2		4※3		5※4		6※5		7※6	
	実施回数	受診者数（人）	実施回数	受診者数（人）	実施回数	受診者数（人）	実施回数	受診者数（人）	実施回数	受診者数（人）
特定健診等会場※1	7	313	8	202	10	321	11	215	12	210

※1　国民健康保険事業（国保集団歯科健診）及び健康づくり課イベント会場

※2　令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により歯科健診の実施が困難であったため、特定健診等受診者を対象に歯科保健指導のみを実施した。

※3　令和４年度の特定健診等会場実施、集団歯科健診について

長崎市民を対象とした、長崎市歯科疾患実態調査[参加者：330 名（特定健診会場を含む）]、歯科疾患実態調査（国）[参加者：５名]を実施した。また、健康づくり課のイベントにおいては、歯科保健指導を実施した。[参加者：38 名]

※4　受診者のうち歯科保健指導参加者［特定健診会場：94 名］［健康づくり課イベント：140 名］

※5　受診者のうち歯科保健指導参加者［特定健診会場：78 名］［健康づくり課イベント： 70 名］

※6　受診者のうち歯科保健指導参加者［特定健診会場：83 名］［健康づくり課イベント：76 名］

資料　学校歯科保健(長崎市立小中学校歯科疾患診査結果、資料提供:長崎市教育委員会)

(1)永久歯う蝕有病者率(う蝕有病者数/被検者数、%)

年度	小学校(%)						中学校(%)		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
令和3	2.8	4.9	8.8	16.7	19.8	20.4	26.7	33.3	39.1
4	2.0	4.5	8.0	12.7	18.8	21.8	26.2	33.6	39.3
5	2.1	4.6	8.3	9.6	15.6	20.3	27.1	28.9	29.2
6	2.4	4.2	7.3	9.1	11.5	14.9	26.1	33.3	31.8
7	2.8	4.0	5.9	11.1	11.2	14.1	21.1	31.2	37.0

注:全国平均 12 歳　23.1 %(文部科学省「令和 7 年度学校保健統計調査」)

(2)永久歯一人平均う歯数(う歯総本数/被検者数、本)

年度	小学校(本)						中学校(本)		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
令和3	0.04	0.07	0.1	0.28	0.37	0.41	0.58	0.93	1.30
4	0.03	0.07	0.13	0.22	0.35	0.45	0.59	0.95	1.29
5	0.03	0.07	0.13	0.17	0.29	0.41	0.74	0.80	0.82
6	0.03	0.07	0.13	0.16	0.21	0.29	0.63	0.91	0.88
7	0.05	0.07	0.10	0.22	0.20	0.32	0.50	079	1.04

注:全国平均 12 歳　0.47 本(文部科学省「令和7年度学校保健統計調査」)

第３　栄養改善

１　栄養指導

(1)　母子保健

子どもの健やかな成長を目的として、発育や発達に応じた栄養摂取や正しい食生活ができるよう、乳幼児の保護者等に対して情報の提供や指導を行う。

また、妊産婦に対して妊娠･授乳期を健やかに送るための正しい知識の普及と指導を行う。

ア　個別指導　（単位：人）

区分／年度	妊産婦	（再掲）病態別	乳児	（再掲）病態別	１歳６ヶ月	（再掲）病態別	３歳児	（再掲）病態別	５歳児	（再掲）病態別
3	7	0	1,677	0	619	35	459	20	－	－
4	5	0	1,489	6	573	12	391	6	－	－
5	8	3	1,421	1	701	32	412	20	－	－
6	8	0	1,263	0	682	35	398	19	－	－
7	3	0	1,090	0	625	22	393	14	219	20

イ　集団指導　（単位　回数：回、延人員：人）

区分／年度	総数		講習講演会		実習	
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
3	78	837	47	635	31	202
4	108	1,230	70	988	38	242
5	100	1,284	66	1,031	34	253
6	103	1,263	67	960	36	303
7	99	1,185	63	911	36	274

(2)　成人・高齢者保健

市民の健康の保持増進及び生活習慣病の予防、フレイル予防等を目的として、正しい栄養の知識の普及や食習慣等の見直しについての相談に応じ、必要な栄養指導を行う。

ア　個別指導　（単位：人）

区分／年度	総数	内訳					
		高血圧	脂質異常症	糖尿病	骨粗鬆症	病態別	一般指導
3	925	126	150	75	25	209	340
4	846	120	112	58	116	173	331
5	952	106	93	51	65	253	384
6	892	98	120	48	38	244	344
7	1,032	82	111	44	37	279	479

イ　集団指導　　（単位　回数：回、延人員：人）

区分＼年度		総数		講習講演会		実習	
		回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
3		148	1,902	53	945	95	957
4		246	3,059	119	1,774	127	1,285
5		277	4,922	133	3,296	144	1,626
6		277	4,217	145	2,710	132	1,507
7		244	3,868	124	2,377	120	1,491
内訳	一　般	174	2,773	92	1,705	82	1,068
	病態別	70	1,095	32	672	38	423

2　給食施設指導

特定給食施設等において、適正な栄養管理及び衛生管理が行われるよう個別に指導・助言を行う。
また、課題等に応じて、対象施設を種類別に編成し集団指導を実施する。

(1)　個別指導　　（単位：施設）

区分＼年度		指導対象給食施設数	特定給食施設[1]				特定外給食施設[2]	
			1回300食以上又は1日750食以上		1回100食以上又は1日250食以上749食以下			
			対象施設数	個別指導数(延)	対象施設数	個別指導数(延)	対象施設数	個別指導数(延)
3		421	17	0	153	11	251	20
4		421	17	0	153	3	251	3
5		420	17	0	154	9	249	39
6		414	17	0	155	6	242	37
7		421	17	0	154	9	250	33
内訳	学校（市立以外） 幼稚園型認定こども園含む	22	3	－	11	1	8	－
	病院	41	11	－	26	－	4	－
	診療所	16	－	－	1	－	15	－
	介護老人保健施設	15	－	－	14	3	1	－
	介護医療院	1	－	－	－		1	1
	老人福祉施設	101	－	－	19	4	82	16
	社会福祉施設	28	－	－	3	1	25	8
	児童福祉施設 保育所・幼保連携型、保育所型認定こども園を含む	126	－	－	68	－	58	－
	認可外保育施設	7	－	－	－	－	7	－
	事業所	18	3	－	3	－	12	1
	寄宿舎（寮）	13	－	－	3	－	10	1
	矯正施設	－	－	－	－	－	－	－
	有料老人ホーム等	33	－	－	6	－	27	6

1）特定の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設
2）特定の者に対して継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供する施設で1）を除く施設

(2) 集団指導　　（単位　施設数：施設、回数：回）

年度	対象施設数	視聴回数（延）	備考
3	425	－ 578	
4	421	1,123	
5	285※1	1,680※2	別途 DVD の貸出も実施
6	424	494※3	別途 DVD の貸出も実施
7	420	589※3	別途 DVD の貸出も実施

○令和元年度までは集合形式の研修会を実施していたが、令和３年度、４年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修動画を市の HP に掲載し、対象施設に自施設での研修を依頼した。令和５年度以降も引き続き動画配信形式にて研修を実施している。

※1 保育所、認定こども園、認可外保育施設については、幼児課において衛生管理を含む研修会を実施済みであったため、同施設は対象外とした。

※2 ２つの動画（栄養管理及び衛生管理）の合計視聴回数

※3 ２つの動画（危機管理対策及び衛生管理）の合計視聴回数

3 国民健康・栄養調査/長崎県健康・栄養調査

【国民健康・栄養調査】

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするために国の委託を受け調査を実施する。

（単位：世帯）

年度	調査地区数	対象世帯数	実施世帯数
3	調査中止		
4	1 地区	13	9
5	1 地区	22	15
6	3 地区	163	53
7	1 地区	20	10

※令和３年度の国民健康・栄養調査は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

【長崎県健康・栄養調査】

県民の健康状態、栄養摂取状況を把握し、今後の食生活の改善のあり方と健康増進対策に必要な基礎資料を得るため、５年ごとに実施する。

※平成 28 年度までは県の委託を受け市が実施していたが、令和３年度及び令和６年度は県が実施した。

4 栄養成分表示指導

食品表示基準に基づき、販売に供する食品の栄養成分表示に関して、食品関連事業者に対し指導、助言を行う。

（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
指導・相談件数	36	24	20	25	11

第４　健康づくり事業

健康づくりは、市民の日常生活を支える原点であり、幸せの基盤となるものである。

高齢社会を迎え、心身ともに健康で一生を過ごしたいという市民の願いはますます高まりつつあるため、今後も市民の健康の推進・増進を図っていく。

１　食生活改善推進事業

食生活改善推進員の養成及び、食生活改善推進員が地域で行う健康増進活動の支援を行う。

長崎市食生活改善推進協議会は、市町合併後、長崎市健康生活推進員連絡会と各行政センター地区の食生活改善推進協議会として活動していたが、平成 22 年度に長崎市食生活改善推進協議会と名称を改め、組織を統一した。

11 支部（長崎東支部、長崎西支部、長崎南支部、長崎北支部、香焼支部、伊王島支部、野母崎支部、外海支部、三和支部、琴海・三重支部、高島支部）で地域に根ざした活動を行っている。

(1)　食生活改善推進員養成事業

昭和 57 年度、野母崎支部を皮切りに、各支部の地域ごとに、食生活改善推進員の養成を行っている。

令和７年度		養成講座		現会員数（人）
		受講者数（人）	修了者数（人）	令和７年４月１日現在
		32	30	215
内訳	長崎東・西・南・北	17	16	
	伊王島	2	2	
	野母崎	3	3	
	高島	3	3	
	琴海・三重	6	5	
	外海	1	1	

※令和７年度は香焼支部、三和支部の地域での養成講座は実施していない。

(2)　食生活改善推進員の活動実績

（単位　回数：回、人員：人）

年度	地区活動		研修会・自主学習会		会議	
	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	出席人員
3	105	2,369	52	717	68	715
4	131	3,328	76	812	86	593
5	150	4,369	71	805	73	582
6	134	3,646	78	979	84	573
7	130	3,382	67	932	83	570

注：地区活動参加人員は、講習会等参加者及び活動推進員数の合計を計上している。

地区活動：推進員が地域住民に対して普及啓発する場（地域での料理講習会、イベント、家庭訪問等）

研修会・自主学習会：推進員自身の学習の場（市や県主催の研修会、支部の学習会等）

会議：推進員が活動について協議する場（市や県協議会の総会や理事会、支部の総会や役員会等）

2　健康づくり推進員活動支援事業

市民が長く元気で生活できることを目指して、地域における健康づくりの担い手である食生活改善推進員をはじめとした健康関連ボランティア（健康づくり推進員）と協働し、地域の健康づくりを推進する。

（健康づくり推進員構成団体）

		健康づくり推進員	食生活改善推進員	ロードウオークサポーター	あじさいサポーター	シルバー元気応援サポーター	高齢者ふれあいサロンサポーター	介護施設ボランティア	認知症サポートリーダー	精神保健福祉ボランティア
登録延人数 令和 8.4.1 現在		1,580	227	74	94	75	689	225	172	24
養成人数	２年度	138	14	12	10	10	64	13	15	
	３年度	64	16	12	4	6	20	0	6	
	４年度	135	14	9	4	4	73	23	8	
	５年度	125	27	5	9	6	60	9	9	
	６年度	141	28	16	1	3	51	12	30	
	７年度	111	30	10	7	7	37	8	12	
主管課		健康づくり課	健康づくり課 各総合事務所	各総合事務所	各総合事務所		高齢者すこやか支援課			地域保健課

（健康づくり推進員活動状況）

	年度	開催回数（回）	参加人数（人）
地域活動（＊）	令和３	970	1,844
	4	4,098	3,328
	5	4,482	3,365
	6	5,226	2,387
	7	5,349	2,322
イベントにおける啓発活動	令和３	3	5
	4	10	61
	5	15	60
	6	18	72
	7	17	67
地区学習・交流会	令和３	12	271
	4	8	175
	5	9	196
	6	7	179
	7	4	120

（＊）各団体の活動の開催回数および健康づくり推進員が従事した参加延べ人数を計上。　令和３年度は、あじさいサポーター、ロードウオークサポーター、シルバー元気応援サポーター、精神保健福祉ボランティア、食生活改善推進員について計上。令和４年度より高齢者ふれあいサロンサポーター（開催回数のみ）および認知症サポートリーダーを追加計上する。

3　「健康長崎市民 21」

「健康長崎市民 21」は、すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活気あるまちにすることを目指して策定された長崎市の健康づくり運動の計画書である。（計画期間：平成 13～24 年度）

計画推進のため、保健医療関連・職域関連・地域の健康づくり関連団体等 12 分野、35 団体から選出された委員で構成する市民推進会議を設置し、市民との協働により運動展開のための協議、企画等を行ってきた。最終年度となる平成 24 年度には、「健康寿命の延伸」を大目標に、「生活習慣病の発症および重症化予防」を重点目標に掲げた「第２次健康長崎市民 21」（計画期間：平成 25～令和５年度※）を策定し、平成 25 年度より、新たに保健医療関連・職域関連・地域の健康づくり関連団体等５分野、20 団体から選出された委員で構成する「第２次健康長崎市民 21」市民推進会議を設置した。平成 27 年 3 月には長崎市附属機関として「健康長崎市民 21 市民推進会議」を設置、計画の推進及び啓発について協議し、その情報を共有することにより、健康づくりの取組みの効果的な推進を図る。「第２次健康長崎市民 21」の最終年度となる令和５年度には、引き続き、「健康寿命の延伸」を大目標とし、新たに「スタートはよりよい生活習慣から」を基本姿勢に掲げた「第３次健康長崎市民 21」（計画期間：令和６～17 年度）を策定し、健康を増進するための取り組みを推進している。

※厚生労働省健康局長通知（健発 0804 第９号）により、「第二次健康日本 21」の計画期間が一年延長されたことに伴い、「第２次健康長崎市民 21」計画についても一年間の期間延長へ。

(1)　計画の推進

健康長崎市民 21 市民推進会議　（単位　開催回数：回、委員数：人）

年度	開催回数	委員数	内容
3	1	12	○令和３年度上半期の主な取組みと今後の計画 ○令和３年度「市民健康意識調査」の結果 ○「第２次健康長崎市民 21」計画期間延長について
4	2	23	○「第２次健康長崎市民 21」の進捗状況と今後の取組みについて ○「第３次健康長崎市民 21」の策定について ○長崎市の健康課題（現状）について ○「第２次健康長崎市民 21」の結果と課題について
5	3	42	○「第２次健康長崎市民 21」の最終評価について ○「第３次健康長崎市民 21」の策定について
6	1	16	○「第３次健康長崎市民 21」の取組みと健康分野別目標指標の実績について ○令和６年度「市民健康意識調査」の結果
7	1	16	○「第３次健康長崎市民 21」健康分野別目標項目のベースライン値及び目標値の設定について ○令和７年度主な取組状況と市民健康意識調査の結果

(2)　市民への啓発事業

ア　イベントの開催及び各種イベントへの参加

年度	参加人数	会場
3		イベントにて普及啓発を１回（２日間）実施 ※予定していた健康まつり及び例年参加していたイベントのほとんどが、新型コロナウイルス感染防止のため中止。
4	実 136 人	長崎ブリックホール　「元気がいちばんたい！健康まつり」 ～がん検診・健康診査・健康チェック大集合～
		その他　イベントにて普及啓発を計２回実施。
5	実 368 人	長崎ブリックホール「元気がいちばんたい！健康まつり」 関係団体との協働による各種健康チェックや相談等
	実 78 人	長崎ブリックホールにてセットけん診の実施 （特定健診・５がん検診）
		その他　イベントにて普及啓発を計３回実施
6	実 128 人	市民会館「元気がいちばんたい！健康まつり」 関係団体との協働による各種健康チェックや相談等
	実 94 人	市役所「元気がいちばんたい！健康まつり」 ～がんけん診が勢ぞろい～（５がん検診・健康測定）
		その他　イベントにて普及啓発を計２回実施
7	① 実182 人 ② 実136 人	「元気がいちばんたい！健康まつり」 ① 市役所：「ukiuki 筋チャレ♪」講演会 ② 市民会館：関係団体との協働による各種健康チェックや相談等
	実 101 人	市役所「元気がいちばんたい！健康まつり」 ～がん検診と健康チェックしましょう～（がん検診・健康測定）
		その他　イベントにて普及啓発を計４回実施

イ　ヘルシーウオークコース

平成７年度よりヘルシーウオークコース、平成 16 年度より散歩コースを設置し、市民の健康づくりの推進を図っている。平成 21 年度からは、市民ボランティアと共にヘルシーウオークコースや散歩コースを見直すとともに、中学校区に１コース以上を目標に掲げて新規コースの設定を行い、令和７年３月末時点で検証済のコース（66 コース）を市ホームページで公開し、ウオーキングの普及を行っている。

ヘルシーウオークコース

No.	コース	No.	コース
1	平和公園コース	11	長崎東公園コース
2	中島川コース	12	えがわ運動公園・サイクリングロードコース
3	鹿尾ダムコース	13	女神大橋コース
4	滑石コース	14	日見コース
5	旧長崎街道コース	15	あぐりの丘園内コース
6	鶴の港コース	16	香焼ゆったりコース①
7	被爆地長崎平和の祈りコース	17	香焼ゆったりコース②

No.	コース	No.	コース
	（旧市営陸上競技場コース）		
8	浦上川河川公園コース	18	よか・余暇ウォーキングコース
9	長崎公園周辺コース	19	蚊焼～晴海台コース
10	水辺の森公園コース	20	晴海台～大籠コース
21	布巻～為石コース	44	大野教会コース
22	川原～宮崎コース	45	三川・西山台桜コース
23	三和周回コース	46	西山木場コース
24	川原大池コース	47	深堀七福七恵比須コース
25	高浜コース	48	深堀お江戸風情コース
26	水仙公園コース	49	みなと長崎展望コース
27	野母コース	50	本河内高部水源地周辺コース
28	脇岬コース	51	かきどまり運動公園コース
29	樺島コース	52	岳路コース
30	高島コース	53	京泊・多以良コース
31	小島１周コース	54	京泊・翡翠が丘コース
32	沖之島１周コース	55	福田サンセットコース
33	伊王島１周コース	56	茂木港周辺コース
34	香焼伊王島大橋１コース	57	浦上水源地コース
35	香焼伊王島大橋２コース	58	鳴見ダム周辺コース
36	香焼伊王島大橋３コース	59	神の島１周コース
37	赤水公園・山登りコース	60	大村湾眺望コース
38	赤水公園・県道コース	61	城下町深堀史跡群コース
39	土井の浦海岸コース	62	世界遺産軍艦島眺望コース
40	尾戸半島コース	63	稲佐山周辺コース
41	黒崎永田湿地自然公園コース	64	三重漁港健脚コース
42	出津文化村コース	65	新興善地区コース
43	大中尾棚田コース	66	土井首湾岸コース

第５　健康増進

市民の健康の保持・増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導を実施している。

１　健康手帳の交付

本市に住所を有する40歳以上の者で交付を希望する者等に健康診査の結果や医療についての記録をし、自らの健康管理に役立てるため交付している。

健康手帳交付状況（再交付を含む）

（単位：冊）

年度	3	4	5	6	7
交付枚数	101	125	181	156	184

（注）原則は、対象者による厚生労働省ホームページからのダウンロード

２　健康教育

生活習慣病の予防、その他の健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持・増進の為の支援を行う。

集団健康教育の実施状況

（単位　回数：回、延人員：人）

年度		計	歯周疾患	ロコモティブシンドローム	病態別	薬	一般
3	回数	263	10	2	58	0	193
	延人員	3,925	156	16	734	0	3,019
4	回数	340	12	6	82	0	240
	延人員	5,478	228	87	1,244	0	3,919
5	回数	373	8	3	47	0	315
	延人員	7,383	139	53	542	0	6,649
6	回数	349	8	0	20	0	321
	延人員	6,879	99	0	282	0	6,498
7	回数	306	8	0	22	0	276
	延人員	6,558	108	0	776	0	5,674

3　健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、生活習慣の改善の為に必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理の支援を行う。

健康づくりに関する一般的な相談を行う総合健康相談のほか、高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症、女性の健康、病態別（肥満、心臓病、CKD 等）について、重点健康相談を実施している。

健康相談の実施状況　（単位　回数：回、延人員：人）

年度		計	重点健康相談								総合健康相談
			高血圧	脂質異常	糖尿病	歯周疾患	骨粗鬆症	女性の健康	病態別	小計	
3	回数	3,037	549	525	412	0	16	85	602	2,189	848
	延人員	8,602	1,041	816	535	0	120	129	1,409	4,050	4,552
4	回数	2,627	520	472	350	2	46	33	612	2,035	592
	延人員	8,631	1,131	694	423	2	445	40	825	3,560	5,071
5	回数	2,571	517	535	293	5	40	67	628	2,085	486
	延人員	6,313	1,046	697	353	13	175	79	1,028	3,391	2,922
6	回数	2,194	454	532	306	2	33	12	491	1,830	364
	延人員	6,621	1,065	731	395	22	474	15	773	3,475	3,146
7	回数	2,151	385	548	263	1	22	6	593	1,818	333
	延人員	6,387	1,223	737	342	2	154	10	839	3,307	3,080

4　健康診査

健康診査は、がん、心臓病、脳卒中などの死亡率の高い疾患や高血圧症、糖尿病、高脂血症、肝臓病などの生活習慣病の早期発見及び早期治療を目的として実施し、健診後の栄養指導や生活習慣改善指導及び健康教育等により生活習慣病の予防を図っている。

(1)　健康診査（特定健康診査非対象者等に対する健康診査）

平成 20 年４月から、健康保険組合、国民健康保険などの医療保険者に対し、40 歳以上の加入者を対象としたメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられたが、長崎市では医療保険未加入等による特定健康診査非対象者に対し、特定健康診査等と同内容の健康診査を実施している。

ア　検査項目

問診、身体計測、血圧測定、生化学検査（中性脂肪、ＨＤＬコレステロール、ＬＤＬコレステロール、ＧＯＴ、ＧＰＴ、γ－ＧＴＰ、血清クレアチニン、尿酸）、血糖検査（空腹時血糖もしくは随時血糖、ＨｂＡ１ｃ）、尿検査（尿糖、尿蛋白）、血液学検査（ヘマトクリック値、ヘモグロビン値、赤血球数）、生理学検査（心電図※、眼底検査※）、（※は 40 歳～74 歳で医師が必要と認めた場合のみ）

イ　受診者数及び保健指導区分別人員

（単位：人）

		受診対象者	受診者数	保健指導区分別人員			内臓脂肪症候群	
				情報提供	動機付け支援	積極的支　援	内臓脂肪症候群予備群	内臓脂肪症候群該当者
令和３年度		10,419	815	519	23	28	298	215
令和４年度		10,372	884	580	29	57	82	122
令和５年度		10,374	914	549	52	51	80	213
令和６年度		10,270	1,049	608	52	41	115	214
令和７年度		10,092	1,051	441	39	31	110	211
令和７年度	40～49 歳	946	97	47	10	7	26	18
	50～59 歳	1,739	190	115	5	18	31	60
	60～64 歳	1,048	117	74	3	6	16	42
	65～69 歳	1,166	126	81	12	－	17	39
	70～74 歳	1,529	178	124	9	－	20	53
	75 歳以上	3,664	343	－	－	－	－	－
	計	10,092	1,051	441	39	31	110	211
男	40～49 歳	428	48	22	8	6	17	12
	50～59 歳	880	108	66	4	10	20	39
	60～64 歳	571	59	39	0	4	9	22
	65～69 歳	628	55	31	8	－	9	21
	70～74 歳	772	82	60	3	－	13	27
	75 歳以上	1,248	106	－	－	－	－	－
	計	4,527	458	218	23	20	68	121
女	40～49 歳	518	49	25	2	1	9	6
	50～59 歳	859	82	49	1	8	11	21
	60～64 歳	477	58	35	3	2	7	19
	65～69 歳	538	71	50	4	－	8	18
	70～74 歳	757	96	64	6	－	7	26
	75 歳以上	2,416	237	－	－	－	－	－
	計	5,565	593	223	16	11	42	90

※　保健指導区分別人員には 75 歳以上の者を含まない。また、積極的支援については当該年度において 65 歳以上の者を除く。

(2)　がん検診等

ア　胃がん検診受診者及び結果別状況

（単位：人）

		受診対象者	受診者数	要精検者数	結果別人員					
					異常なし	がん以外の疾患	がん疑い又は未確定	がん		未受診・未把握
									原発性の早期	
総数	令和３年度	269,007	9,865	497	92	347	15	31	25	12
	令和４年度	267,345	10,483	552	113	385	15	28	19	11
	令和５年度	265,519	11,304	559	166	302	13	47	34	31
	令和６年度	263,564	12,197	542	52	421	9	35	28	25
令和６年度（男）	40～49 歳	22,423	397	13	2	11	0	0	0	0
	50～59 歳	25,828	618	22	1	18	0	1	0	2
	60～69 歳	25,772	1,120	48	4	40	0	3	3	1
	70 歳以上	43,088	2,388	145	17	106	4	11	10	7
	計	117,111	4,523	228	24	175	4	15	13	10
令和６年度（女）	40～49 歳	23,892	901	17	0	17	0	0	0	0
	50～59 歳	28,899	1,467	47	3	39	0	1	1	4
	60～69 歳	29,148	1,999	76	10	56	0	5	4	5
	70 歳以上	64,514	3,307	174	15	134	5	14	10	6
	計	146,453	7,674	314	28	246	5	20	15	15

※平成 29 年度報告より、40 歳以上の全住民が対象者となる。

		受診対象者	受診者数	男	女
令和７年度	40～49 歳	44,848	1,363	398	965
	50～59 歳	54,387	2,298	657	1,641
	60～69 歳	54,397	3,350	1200	2,150
	70 歳以上	107,861	6,246	2,674	3,572
	計	261,493	13,257	4,929	8,328

【胃がんリスク検診】

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和３年度	26,423 人	160 人	0.6%
令和４年度	25,525 人	229 人	0.9%
令和５年度	25,499 人	250 人	1.0%
令和６年度	25,751 人	194 人	0.8%
令和７年度	25,124 人	190 人	0.8%

イ　子宮がん検診受診者及び結果別状況

【頸部】　（単位：人）

		受診対象者	受診者数	要精検者数	結果別人員					
					異常なし	がん以外の疾患	がん疑い又は未確定	がん		未受診・未把握
									微小浸潤がん	
総数	令和３年度	187,213	10,657	432	106	167	31	3	2	125
	令和４年度	185,210	10,436	469	130	195	22	6	1	116
	令和５年度	182,913	10,436	412	121	151	16	8	1	116
	令和６年度	180,906	9,804	381	104	160	34	9	3	74
令和６年度	20～29 歳	16,331	1,545	119	25	54	5	0	0	35
	30～39 歳	18,122	1,945	100	21	46	12	0	0	21
	40～49 歳	23,892	2,133	81	31	33	5	2	0	10
	50～59 歳	28,899	1,772	43	14	17	8	2	2	2
	60～69 歳	29,148	1,326	26	11	8	3	2	0	2
	70 歳以上	64,514	1,083	12	2	2	1	3	1	4
	計	180,906	9,804	381	104	160	34	9	3	74

※平成 30 年度報告より、「微小浸潤がん」の欄は「進行度がⅠA 期のがん」を計上。

【体部】　（単位：人）

		受診対象者	受診者数	要精検者数	結果別人員					
					異常なし	がん以外の疾患	がん疑い又は未確定	がん		未受診・未把握
									原発性のがん	
総数	令和３年度	187,213	2,002	38	16	2	1	12	12	7
	令和４年度	185,210	2,194	30	5	5	0	11	11	9
	令和５年度	182,913	2,126	41	7	0	3	20	20	11
	令和６年度	180,906	1,910	25	11	0	1	9	9	4
令和６年度	20～29 歳	16,331	8	0	0	0	0	0	0	0
	30～39 歳	18,122	99	1	1	0	0	0	0	0
	40～49 歳	23,892	609	4	4	0	0	0	0	0
	50～59 歳	28,899	656	9	2	0	0	5	5	2
	60～69 歳	29,148	306	7	3	0	1	2	2	1
	70 歳以上	64,514	232	4	1	0	0	2	2	1
	計	180,906	1,910	25	11	0	1	9	9	4

令和７年度	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
受診対象者	**16,276**	17,402	23,153	28,595	28,980	64,581	178,987
頸部受診者数	1,681	2,446	2,018	1,892	1,425	1,326	10,788
体部受診者数（再掲）	10	75	525	658	306	256	1830

ウ　乳がん検診受診者及び結果別状況

（単位：人）

		受診対象者	受診者数	要精検者数	結果別人員					
					異常なし	がん以外の疾患	がん疑い又は未確定	がん		未受診・未把握
									原発性の早期	
総数	令和３年度	169,971	6,319	649	191	379	30	18	11	33
	令和４年度	168,194	5,995	583	157	335	34	20	14	37
	令和５年度	166,347	6,390	614	190	345	22	37	25	20
	令和６年度	164,575	6,482	567	172	316	27	26	12	26
令和６年度	30～39歳	18,122	1,117	22	3	16	1	0	0	2
	40～49歳	23,892	1,596	231	44	158	12	5	1	12
	50～59歳	23,899	1,386	140	45	79	4	7	3	5
	60～69歳	29,148	1,318	97	44	38	5	7	6	3
	70歳以上	64,514	1,065	77	36	25	5	7	2	4
	計	164,575	6,482	567	172	316	27	26	12	26

令和７年度	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
受診対象者	17,402	23,153	28,595	28,980	64,581	162,711
受診者数	1,046	1,510	1,397	1,385	1,279	6,617

エ　肺がん検診受診者及び結果別状況

（単位：人）

		受診対象者	受診者数	要精検者数	結果別人員					
					異常なし	がん以外の疾患	がん疑い又は未確定	がん		未受診・未把握
									原発性の早期	
総数	令和３年度	269,007	15,882	336	108	133	44	15	7	36
	令和４年度	267,345	17,136	363	117	138	62	12	5	34
	令和５年度	265,519	18,086	419	126	189	63	9	2	32
	令和６年度	263,564	18,621	401	116	186	36	23	4	40
６年度（男）	40～49歳	22,423	340	6	4	2	0	0	0	0
	50～59歳	25,828	524	12	7	3	1	0	0	1
	60～69歳	25,772	1,569	51	15	28	1	0	0	7
	70歳以上	43,088	4,292	113	24	55	8	9	1	17
	計	117,111	6,725	182	50	88	10	9	1	25
６年度（女）	40～49歳	23,892	820	7	2	2	0	1	1	2
	50～59歳	28,899	1,418	24	9	9	2	1	1	3
	60～69歳	29,148	2,862	58	18	23	8	5	0	4
	70歳以上	64,514	6,796	130	37	64	16	7	1	6
	計	146,453	11,896	219	66	98	26	14	3	15

※「要精検者数」は、肺がん検診の手引きにおける読影結果判定区分Ｅ判定者を計上。

		受診対象者	受診者数	男	女
令和７年度	40～49歳	44,848	1,255	363	892
	50～59歳	54,387	1,961	562	1,399
	60～69歳	54,397	4,462	1,558	2,904
	70歳以上	107,861	11,705	4,564	7,141
	計	261,493	19,383	7,047	12,336

オ　大腸がん検診受診者及び結果別状況

（単位：人）

※がん以外の疾患には、腺腫性ポリープのあった者を含む。

		受診対象者	受診者数	要精検者数	結果別人員					
					異常なし	がん以外の疾患	がん疑い又は未確定	がん		未受診・未把握
									原発性の早期	
総数	令和３年度	269,007	11,175	1,206	221	603	16	56	40	310
	令和４年度	267,345	11,734	1,231	222	637	8	57	33	307
	令和５年度	265,519	12,193	1,131	185	606	7	47	20	286
	令和６年度	263,564	12,244	1,167	210	633	8	41	18	275
６年度（男）	40～49 歳	22,423	273	23	9	8	0	1	1	5
	50～59 歳	25,828	387	36	5	15	0	0	0	16
	60～69 歳	25,772	1,064	106	15	63	0	1	0	27
	70 歳以上	43,088	2,613	364	35	219	5	16	9	89
	計	117,111	4,337	529	64	305	5	18	10	137
６年度（女）	40～49 歳	23,892	750	54	16	17	0	1	1	20
	50～59 歳	28,899	1,169	80	28	35	1	1	0	15
	60～69 歳	29,148	2,120	154	27	87	0	7	3	33
	70 歳以上	64,514	3,868	350	75	189	2	14	4	70
	計	146,453	7,907	638	146	328	3	23	8	138

		受診対象者	受診者数	男	女
令和７年度	40～49 歳	44,848	1,137	284	853
	50～59 歳	54,387	1,572	389	1,183
	60～69 歳	54,397	3,193	1,046	2,147
	70 歳以上	107,861	6,842	2,810	4,032
	計	261,493	12,744	4,529	8,215

カ　前立腺がん検診受診者及び結果状況

（単位：人）

		受診者数	要精検者数	異常なし数	要精検率(%)
総数	令和３年度	2,085	119	1,966	5.7
	令和４年度	2,259	211	2,048	9.3
	令和５年度	2,178	186	1,992	8.5
	令和６年度	2,267	203	2,064	9.0
令和７年度	64 歳以下	853	49	804	5.7
	65～69 歳	371	52	319	14.0
	70 歳以上	1,013	117	896	11.5
	計	2,237	218	2,019	9.7

5　訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問してその健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図る。

訪問指導実施状況

（単位:人）

区分　＼　年度			3	4	5	6	7
総数		実人員	508	183	239	111	161
		延人員	623	248	353	207	220
訪問指導	寝たきり者等	実人員	2	6	5	2	3
		延人員	2	6	7	2	5
	閉じこもり予防	実人員	10	8	6	0	5
		延人員	13	10	6	0	6
	認知症予防	実人員	33	11	18	0	0
		延人員	44	25	19	0	0
	生活習慣改善指導等	実人員	129	101	122	93	134
		延人員	176	137	229	185	174
	介護家族者	実人員	47	23	29	1	0
		延人員	51	29	32	1	0
	その他	実人員	287	34	59	15	19
		延人員	337	41	60	19	35

第６　精神保健

精神保健は、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健向上を目的として、精神障害の早期治療の促進や社会復帰を援助するための相談及び訪問指導を行うとともに、地域住民の精神的健康の保持向上を図るための諸活動を行っている。

特に近年は、精神保健対策が入院医療から地域ケアへと変化するなか、精神障害者の社会復帰、社会参加を推進するための施策の一層の充実が求められている。

１　精神保健福祉法による患者数及び諸届出数

精神保健福祉法による入院は①措置入院（自傷他害の恐れのある精神障害者に対する県知事による入院措置)、②医療保護入院（家族等の同意による入院)、③任意入院（本人の意志による入院で届出の要なし）の３種類があり、①と②については保健所が届出窓口となっている。

精神保健福祉法の改正により、医療保護入院の入院期間が定められ、入院期間を更新する場合は届出が必要となっている。また、入院時における市長同意の対象となる者が変更となっている。

形態別入院患者数（年度末）

（単位：人）

年　度	総　　数	措置入院	医療保護入院	任意入院
3	2,791	4	294	2,493
4	2,689	8	257	2,424
5	2,722	3	245	2,474
6	2,654	3	181	2,470
7	2,681	5	148	2,528

入退院届出等状況

（単位：件）

年　度	入院届出数	退院届出数	入院更新届	定期病状報告数	市長入院同意申請
3	331	367		228	9
4	319	354		192	6
5	306	318		185	5
6	279	341	180	6	28
7	263	299	301	4	30

精神障害者の通報件数及び処理状況

（単位：件）

区分／年度	申請・通報件数				診察			医療内容				
	一般人申請	警察官通報	その他	計	要	不要	計	措置入院	緊急措置入院	医療保護入院	その他	計
3	3	53	15	71	36	35	71	34	0	4	33	71
4	3	59	19	81	36	45	81	36	0	1	44	81
5	2	58	19	79	28	51	79	26	1	5	47	79
6	2	33	21	56	19	37	56	17	1	2	36	56
7	3	19	27	49	24	25	49	21	1	0	27	49

2　相談・訪問

(1)　精神保健福祉相談

保健所に精神保健相談ダイヤルを設置し、専任の精神保健福祉相談員が随時、相談を受けている。また、嘱託精神科医師による相談も行っている。

面接相談状況

区分／年度		3	4	5	6	7
実人数		327	201	264	227	237
延人数		352	264	380	360	462
相談内容	高齢者精神保健	24	7	28	3	10
	アルコール	32	7	18	17	8
	薬物依存	3	2	6	7	2
	思春期	5	11	6	1	0
	心の健康づくり	21	7	7	3	0
	うつ・うつ状態	25	6	47	24	69
	その他	242	224	268	305	373

電話相談状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
総　　数（延人数）		3,893	3,230	3,577	3,261	3,425
相談内容	高齢者精神保健	257	130	152	59	101
	アルコール	162	67	152	242	58
	薬物依存	61	30	65	99	39
	思春期	41	107	42	8	4
	心の健康づくり	12	14	24	12	21
	うつ・うつ状態	154	138	191	145	348
	その他	3,211	2,744	2,951	2,696	2,854

(2)　精神障害者家庭訪問

家庭訪問状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
実人数		179	161	142	149	132
延人数		503	393	402	426	368
相談内容	高齢者精神保健	24	27	14	12	8
	アルコール	9	11	11	14	6
	薬物依存	11	6	16	27	5
	思春期	5	13	7	5	0
	うつ・うつ状態	12	6	18	28	28
	その他	442	330	336	340	321

3　精神保健普及啓発活動

(1)　精神障害者の家族教室

精神障害者を抱える家族を対象に、正しい知識や情報を提供し、病気に対する理解と家族としての安定を図るため家族教室を開催している。

精神障害者の家族教室開催状況

年　度	3	4	5	6	7
開催回数	4	4	4	4	4
延人数	61	45	55	60	42

(2)　ひきこもり家族学習会

ひきこもりの方を抱える家族を対象に、正しい知識や対処法などを学習すると共に家族の体験を通してひきこもりを考える家族学習会を平成16年7月から開催している。

なお「ひきこもり」とは、6か月間以上社会的活動（就労や教育等）に参加しない状態が続いている人のことをいう。

ひきこもり家族学習会開催状況

年　度	3	4	5	6	7
開催回数	8	12	12	12	12
延人数	69	106	94	106	93

(3)　自殺防止啓発

自殺に対する正しい知識を持ち、「悩んでいる人に気づき」「声をかけ」「必要な支援につなげ」「温かく見守る」人材を養成するためのゲートキーパー養成講座を開催している。

ゲートキーパー養成講座開催状況

年　度	3	4	5	6	7
開催回数	9	20	23	19	15
延人数	241	590	584	476	430

(4)　自死遺族のつどい

自殺者の遺族等に対する支援の一環として遺族同士の出会いの場を提供し、悲嘆や苦しみを分かち合い、精神的安定を図ることを目的に、平成19年8月よりNPO法人自死遺族支援ネットワークReとの共催で分かち合いの会を開催している。

自死遺族のつどい開催状況

年　度	3	4	5	6	7
開催回数	6	6	6	6	6
延人数	38	33	39	28	23

(5)　こころの健康セミナー

精神障害についての理解やこころの健康に対する関心を深めるための市民公開講座や地域に出かけての出前講座を開催している。

実施状況

年度	市民公開講座		思春期・青年期 こころの健康づくり 講演会		出前講座		講師派遣依頼 による健康教育	
	開催回数	延人数	開催回数	延人数	開催回数	延人数	開催回数	延人数
3	0	0	2	180	10	170	2	300
4	4	187	2	214	21	327	0	0
5	4	299	2	255	22	426	2	342
6	5	343	2	196	18	342	3	330
7	4	239	2	117	16	275	1	50

第７　難病患者地域支援対策推進事業

１　難病

本市の難病患者への組織的な活動は、平成６年度に国が難病患者地域保健医療推進事業の医療相談・訪問診療の実施を全都道府県に拡大したことを受け、長崎県が事業に着手すると同時に始められた。

現在、難病患者やそのご家族の方々の療養生活が充実するように関係機関と連携して相談体制の充実や患者会への支援等を実施している。

※平成 27 年１月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費助成制度の対象疾病は、令和７年４月から 348 疾病になっている。

(1) 医療相談事業の開催状況

難病患者等の療養上の不安の解消を図るため、患者及びご家族を対象とした講演会や相談を行っていたが、患者数が少ない疾患や集合形式での出席が困難な難病患者等へのアプローチを充実させ、きめ細やかな支援につながるよう、令和４年度からは、疾患毎に行うアンケート調査の結果を基に、同じ疾患を持つ難病患者同士が抱える不安・心配事の情報や医療情報等を共有できるよう、難病認定看護師及び臨床心理士等の専門職からのアドバイス等を掲載した「難病ふれあいひろば通信」の発行を医療相談事業として実施している。

医療相談事業　（単位:人）

年度	指定難病名		参加者数
3	高安動脈炎、結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、原発性胆汁性胆管炎	講演動画を製作し市のホームページで公開	－

年度	指定難病名	対象者数
4	もやもや病	65
	IgA 腎症	100
5	特発性大腿骨頭壊死症	59
	下垂体前葉機能低下症	56
6	ベーチェット病	79
7	自己免疫性肝炎	28
	一次性ネフローゼ症候群	64

(2) 在宅療養支援計画策定・評価事業

要支援難病患者に対し、個々の患者等の実態に応じて、きめ細やかな支援を行うため、医療・保健・福祉の各支援者が集い、対象患者別の在宅療養支援計画を作成し、各種サービスの適切な提供を行うための会議を開催している。また、当該支援計画については、適宜評価を行いその改善を図っている。

開催状況　　（単位:回）

年度	在宅療養支援計画策定会議	在宅療養支援計画評価会議
3	0 (0)	4 (4)
4	0 (0)	0 (0)
5	1 (1)	2 (2)
6	0 (0)	0 (0)
7	3 (3)	0 (0)

※（ ）は、病院等の市以外の主催で、会議への出席または開催支援を行った。

(3)　訪問相談・指導事業

要支援難病患者やそのご家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて相談・指導・助言を行うため、保健師、看護師等が、訪問相談等を行っている。

実施状況　　（単位:人）

年度	実人員	相談											機能訓練		訪問指導		電話相談（延）
		実人員	延人員										実人員	延人員	実人員	延人員	
			申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就労	就学	食事・栄養	歯科	その他	計					
3	79	51	26	1	0	0	0	0	0	0	35	62	0	0	28	40	297
4	96	71	2	48	3	5	0	0	8	0	248	314	0	0	25	38	452
5	47	13	1	0	0	3	0	0	0	0	12	16	0	0	34	42	221
6	14	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	13	24	43
7	64	36	18	7	0	1	0	1	0	1	11	39	0	0	28	40	59

(4)　リハビリ交流事業（ふれあいひろば）

難病患者とその家族を対象として、閉じこもりを予防し、自立した生活が維持、拡大できることを目的として、病気や療養生活についての情報交換やリハビリの方法を学びあう教室を開催している。また平成 30 年度からは指定難病に該当する方であれば、誰でも参加を受け付けている。

情報紙対象者　　（単位：人）

年度	対象者	対象者数
2	パーキンソン病、膠原病等該当者	45 ※
3	高安動脈炎、顕微鏡的多発血管炎等該当者	96 ※
	原発性胆汁性胆管炎該当者	65 ※

※令和２～３年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため交流事業に代わり、病気や療養生活に関する情報紙「難病ふれあいひろば通信」を発行。なお、令和４年度以降は、医療相談事業と一本化している。

(5) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付者数

平成 27 年１月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」第５条第１項に規定する指定難病の特定医療費(指定難病)受給者証の交付者数である。

（単位：人）

番号	疾病名	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
001	球脊髄性筋萎縮症	7	7	6	6	7
002	筋萎縮性側索硬化症	42	44	49	51	51
003	脊髄性筋萎縮症	2	3	4	4	3
004	原発性側索硬化症	2	1	1	1	1
005	進行性核上性麻痺	59	57	53	51	53
006	パーキンソン病	577	567	556	530	530
007	大脳皮質基底核変性症	22	20	19	20	19
008	ハンチントン病	3	1	0	0	0
009	神経有棘赤血球症	0	0	0	0	0
010	シャルコー・マリー・トゥース病	3	2	2	2	2
011	重症筋無力症	96	96	97	103	105
012	先天性筋無力症候群	0	0	0	0	0
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	86	86	88	95	88
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	15	15	16	21	17
015	封入体筋炎	0	0	0	0	1
016	クロウ・深瀬症候群	0	0	0	0	0
017	多系統萎縮症	49	43	44	44	48
018	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	122	113	114	121	114
019	ライソゾーム病	5	6	7	7	6
020	副腎白質ジストロフィー	1	2	2	3	2
021	ミトコンドリア病	8	8	9	10	10
022	もやもや病	64	65	71	72	72
023	プリオン病	3	3	3	3	3
024	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0
025	進行性多巣性白質脳症	2	2	3	4	4
026	HTLV-1 関連脊髄症	17	20	21	22	23
027	特発性基底核石灰化症	1	1	0	1	1
028	全身性アミロイドーシス	15	19	26	27	37
029	ウルリッヒ病	0	0	0	0	0
030	遠位型ミオパチー	2	2	2	1	2
031	ベスレムミオパチー	0	0	0	0	0
032	自己貪食空胞性ミオパチー	0	0	0	0	0
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	0	0	0	0	0
034	神経線維腫症	23	22	23	24	27
035	天疱瘡	6	5	8	10	12
036	表皮水疱症	2	2	2	2	2
037	膿疱性乾癬（汎発型）	6	6	9	10	10
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	0	0	0	0
039	中毒性表皮壊死症	0	0	1	1	1

番号	疾病名	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
040	高安動脈炎	30	31	32	33	33
041	巨細胞性動脈炎	15	15	17	19	26
042	結節性多発動脈炎	18	20	19	18	19
043	顕微鏡的多発血管炎	59	53	66	71	78
044	多発血管炎性肉芽腫症	23	20	20	18	20
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	25	34	39	43	47
046	悪性関節リウマチ	53	45	41	41	36
047	バージャー病	8	7	7	5	6
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	5	5	4	7	8
049	全身性エリテマトーデス	292	301	308	312	312
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	107	104	104	110	113
051	全身性強皮症	112	110	108	110	111
052	混合性結合組織病	71	69	66	67	64
053	シェーグレン症候群	44	46	49	52	55
054	成人スチル病	12	11	11	13	16
055	再発性多発軟骨炎	6	7	6	5	6
056	ベーチェット病	96	90	88	78	76
057	特発性拡張型心筋症	71	81	92	105	111
058	肥大型心筋症	30	28	27	27	31
059	拘束型心筋症	0	0	0	0	0
060	再生不良性貧血	32	30	31	31	26
061	自己免疫性溶血性貧血	7	10	9	6	6
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	6	5	5	5	7
063	免疫性血小板減少症	41	42	42	40	37
064	血栓性血小板減少性紫斑病	2	1	2	2	2
065	原発性免疫不全症候群	10	12	15	15	17
066	IgA 腎症	93	98	97	108	114
067	多発性嚢胞腎	39	43	50	49	48
068	黄色靱帯骨化症	27	25	25	28	27
069	後縦靱帯骨化症	127	137	137	143	144
070	広範脊柱管狭窄症	19	20	19	21	19
071	特発性大腿骨頭壊死症	75	72	66	61	69
072	下垂体性 ADH 分泌異常症	19	18	18	18	18
073	下垂体性 TSH 分泌亢進症	0	0	0	0	0
074	下垂体性 PRL 分泌亢進症	8	7	6	6	5
075	クッシング病	5	4	3	4	5
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	0	0	0	0
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	14	16	16	16	18
078	下垂体前葉機能低下症	62	62	65	67	67
079	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	2	2	2	2	3
080	甲状腺ホルモン不応症	0	0	0	0	0
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	4	4	4	4	4
082	先天性副腎低形成症	0	0	0	1	1

番号	疾病名	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
083	アジソン病	1	1	2	2	2
084	サルコイドーシス	69	63	65	67	72
085	特発性間質性肺炎	75	60	69	89	106
086	肺動脈性肺高血圧症	13	13	15	16	13
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0	0	0	0	0
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	16	16	17	17	17
089	リンパ脈管筋腫症	8	9	7	8	8
090	網膜色素変性症	126	118	117	113	110
091	バッド・キアリ症候群	1	1	1	1	1
092	特発性門脈圧亢進症	1	1	0	0	0
093	原発性胆汁性胆管炎	79	75	77	75	76
094	原発性硬化性胆管炎	4	5	4	3	3
095	自己免疫性肝炎	29	33	37	28	34
096	クローン病	163	168	164	172	181
097	潰瘍性大腸炎	424	451	458	470	493
098	好酸球性消化管疾患	16	21	22	27	34
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	0	0	0	0	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0	0	0	0	0
101	腸管神経節細胞僅少症	0	0	0	0	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0	0	0	0	0
103	CFC 症候群	0	0	0	0	0
104	コステロ症候群	0	0	0	0	0
105	チャージ症候群	0	0	0	0	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	1	1	1	1	1
107	若年性特発性関節炎	2	2	2	3	4
108	TNF 受容体関連周期性症候群	0	0	0	0	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群	0	0	0	0	0
110	ブラウ症候群	0	0	0	0	0
111	先天性ミオパチー	1	2	3	2	3
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー	12	12	13	11	10
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	0	0	0	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	0	0	0	0
116	アトピー性脊髄炎	1	1	1	1	1
117	脊髄空洞症	2	1	3	3	3
118	脊髄髄膜瘤	0	0	0	1	1
119	アイザックス症候群	0	0	0	0	0
120	遺伝性ジストニア	0	0	0	0	0
121	神経フェリチン症	0	0	0	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	1	1	2
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	0	0	0	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	1	1	1

番号	疾病名	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	0	0	0	0
126	ペリー症候群	0	0	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	5	8	12	13	14
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0	0	0	0	0
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	0	0	0	0	0
130	先天性無痛無汗症	0	0	0	0	0
131	アレキサンダー病	0	0	0	0	0
132	先天性核上性球麻痺	0	0	0	0	0
133	メビウス症候群	0	0	0	0	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0	0	0	0	0
135	アイカルディ症候群	1	1	1	1	1
136	片側巨脳症	0	0	0	0	0
137	限局性皮質異形成	2	2	2	3	2
138	神経細胞移動異常症	0	0	1	1	1
139	先天性大脳白質形成不全症	0	0	0	0	0
140	ドラベ症候群	0	0	0	1	1
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1	2	2	2	2
142	ミオクロニー欠神てんかん	0	0	0	0	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	0	0	0
144	レノックス・ガストー症候群	2	2	2	3	4
145	ウエスト症候群	0	1	1	1	2
146	大田原症候群	0	0	0	0	0
147	早期ミオクロニー脳症	0	0	0	0	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	0	0	0	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0	0	0	0	0
150	環状 20 番染色体症候群	0	0	0	0	0
151	ラスムッセン脳炎	0	0	0	0	0
152	ＰＣＤＨ19 関連症候群	0	0	0	0	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0	0	1	2	1
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	0	0	0	0	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0	0	0	0	0
156	レット症候群	1	1	1	1	1
157	スタージ・ウェーバー症候群	0	0	0	0	1
158	結節性硬化症	2	2	3	3	3
159	色素性乾皮症	0	0	0	0	0
160	先天性魚鱗癬	0	0	0	0	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	1	1	1	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	10	15	15	18	17
163	特発性後天性全身性無汗症	1	3	3	2	2
164	眼皮膚白皮症	0	0	0	0	0
165	肥厚性皮膚骨膜症	0	0	0	0	0

番号	疾病名	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
166	弾性線維性仮性黄色腫	3	4	3	3	5
167	マルファン症候群	6	6	7	5	4
168	エーラス・ダンロス症候群	1	1	1	1	1
169	メンケス病	0	0	0	0	0
170	オクシピタル・ホーン症候群	0	0	0	0	0
171	ウィルソン病	3	4	2	3	5
172	低ホスファターゼ症	0	0	0	0	0
173	VATER 症候群	0	0	0	0	0
174	那須・ハコラ病	0	0	0	0	0
175	ウィーバー症候群	0	0	0	0	0
176	コフィン・ローリー 症候群	0	0	0	0	0
177	ジュベール症候群関連疾患	0	0	0	0	0
178	モワット・ウィルソン症候群	1	1	1	1	1
179	ウィリアムズ症候群	0	0	1	1	0
180	ＡＴＲ－Ｘ症候群	0	0	0	0	0
181	クルーゾン症候群	0	0	0	0	0
182	アペール症候群	0	0	0	0	0
183	ファイファー症候群	0	0	0	0	0
184	アントレー・ビクスラー症候群	0	0	0	0	0
185	コフィン・シリス症候群	0	0	0	0	0
186	ロスムンド・トムソン症候群	0	0	0	0	0
187	歌舞伎症候群	0	0	0	0	0
188	多脾症候群	0	0	0	0	0
189	無脾症候群	0	0	0	0	0
190	鰓耳腎症候群	0	0	0	0	0
191	ウェルナー症候群	2	2	2	2	1
192	コケイン症候群	0	0	0	0	0
193	プラダ-・ウィリ症候群	0	0	0	0	0
194	ソトス症候群	0	0	0	0	0
195	ヌーナン症候群	1	1	1	1	1
196	ヤング・シンプソン症候群	0	0	0	0	0
197	１p36 欠失症候群	0	0	0	0	0
198	４p 欠失症候群	0	0	0	0	0
199	５p 欠失症候群	0	0	0	0	0
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0	0	0	0
201	アンジェルマン症候群	0	0	0	0	0
202	スミス・マギニス症候群	0	0	0	0	0
203	22q11.2 欠失症候群	1	1	1	1	1
204	エマヌエル症候群	0	0	0	0	0
205	脆弱 X 症候群関連疾患	0	0	0	0	0
206	脆弱 X 症候群	0	0	0	0	0
207	総動脈幹遺残症	0	0	0	0	0
208	修正大血管転位症	1	1	1	1	1

番号	疾病名	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
209	完全大血管転位症	0	0	0	0	0
210	単心室症	2	2	2	1	2
211	左心低形成症候群	0	0	0	0	1
212	三尖弁閉鎖症	0	1	0	0	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	0	0	0	0
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	0	0	0	0
215	ファロー四徴症	1	1	1	1	1
216	両大血管右室起始症	0	0	0	0	0
217	エプスタイン病	0	1	1	1	1
218	アルポート症候群	0	0	1	1	1
219	ギャロウェイ・モワト症候群	0	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	2	2	4	3	3
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	57	60	69	64	66
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	5	4	4	6	5
224	紫斑病性腎炎	8	7	8	12	11
225	先天性腎性尿崩症	0	0	0	0	0
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	5	6	8	9	10
227	オスラー病	2	2	2	2	4
228	閉塞性細気管支炎	0	0	0	0	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	1	1	1	1
230	肺胞低換気症候群	0	0	1	1	1
231	α1－アンチトリプシン欠乏症	0	0	0	0	0
232	カーニー複合	0	0	0	0	0
233	ウォルフラム症候群	0	0	0	0	0
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く）	0	0	0	0	0
235	副甲状腺機能低下症	0	0	0	0	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	0	0	0	0	0
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	0	0	0	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2	2	2	3	4
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0	0	0	0	0
240	フェニルケトン尿症	1	1	1	1	2
241	高チロシン血症１型	0	0	0	0	0
242	高チロシン血症２型	0	0	0	0	0
243	高チロシン血症３型	0	0	0	0	0
244	メープルシロップ尿症	0	0	0	0	0
245	プロピオン酸血症	0	0	0	0	0
246	メチルマロン酸血症	0	0	0	0	0
247	イソ吉草酸血症	0	0	0	0	0
248	グルコーストランスポーター1 欠損症	0	0	0	0	0
249	グルタル酸血症１型	0	0	0	0	0
250	グルタル酸血症２型	0	0	0	0	0

番号	疾病名	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
251	尿素サイクル異常症	0	0	0	0	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	0	0	0	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	0	0	0	0
254	ポルフィリン症	2	1	1	1	0
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
256	筋型糖原病	0	0	0	0	0
257	肝型糖原病	0	0	0	0	0
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
260	シトステロール血症	1	1	1	1	1
261	タンジール病	0	0	0	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症	0	0	0	0	0
263	脳腱黄色腫症	1	1	1	1	1
264	無βリポタンパク血症	0	0	0	0	0
265	脂肪萎縮症	1	1	1	1	0
266	家族性地中海熱	20	21	28	29	28
267	高ＩｇＤ症候群	0	0	0	0	0
268	中條・西村症候群	0	0	0	0	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	0	0	0	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	1	1	1	1	1
271	強直性脊椎炎	23	24	23	25	31
272	進行性骨化性線維異形成症	0	0	0	0	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	0	0	0	0
274	骨形成不全症	0	0	0	0	0
275	タナトフォリック骨異形成症	0	0	0	0	2
276	軟骨無形成症	0	1	1	0	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	0	0	0	0
278	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	0	0	0	0	0
279	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	0	0	0	0	0
280	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	1	1	1	1	1
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	3	3	4	5	4
282	先天性赤血球形成異常性貧血	0	0	0	0	0
283	後天性赤芽球癆	6	6	5	6	7
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	0	0	0	0	0
285	ファンコニ貧血	0	0	0	0	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	0	0	0	0	0
287	エプスタイン症候群	0	0	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	0	0	1	2
289	クロンカイト・カナダ症候群	0	0	1	1	1
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0	0	0	0
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0	0	0	0	0

番号	疾病名	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
292	総排泄腔外反症	0	0	0	0	0
293	総排泄腔遺残	0	0	0	0	0
294	先天性横隔膜ヘルニア	0	0	0	0	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	0	0	0	0	0
296	胆道閉鎖症	1	1	1	1	2
297	アラジール症候群	0	0	0	0	0
298	遺伝性膵炎	0	0	0	0	0
299	嚢胞性線維症	0	1	1	0	0
300	ＩｇＧ４関連疾患	19	21	25	27	30
301	黄斑ジストロフィー	1	2	2	2	2
302	レーベル遺伝性視神経症	1	1	1	0	0
303	アッシャー症候群	0	0	0	0	0
304	若年発症型両側性感音難聴	0	0	0	0	2
305	遅発性内リンパ水腫	0	0	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	26	38	57	74	95
307	カナバン病	0	0	0	0	0
308	進行性白質脳症	0	0	0	0	0
309	進行性ミオクローヌスてんかん	0	0	0	0	0
310	先天異常症候群	0	0	0	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0	0	0	0	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0	0	0	0	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0	0	0	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0	0	0	0	0
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症	0	0	0	0	0
316	カルニチン回路異常症	0	0	0	0	0
317	三頭酵素欠損症	0	0	0	0	0
318	シトリン欠損症	1	1	1	1	1
319	セピアプテリン還元酵素（SR)欠損症	0	0	0	0	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI)欠損症	0	0	0	0	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0	0	0	0	0
322	β－ケトチオラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
323	芳香族Ｌ-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0	0	0	0	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0	0	0	0	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0	0	0	0	0
326	大理石骨病	0	0	0	0	0
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）	4	3	2	2	0
328	前眼部形成異常	0	0	0	0	0
329	無虹彩症	0	0	0	0	0
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	0	0	1	1	1
331	特発性多中心性キャッスルマン病	10	13	17	18	19
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0	0	0	0	0

番号	疾病名	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0	0	0	0	0
334	脳クレアチン欠乏症候群	0	0	0	0	0
335	ネフロン癆	0	0	0	0	0
336	家族性低βリポタンパク血症１（ホモ接合体)	0	0	0	0	0
337	ホモシスチン尿症	0	0	0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0	0	0	0	0
339	ＭＥＣＰ２重複症候群	－	－	－	0	0
340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む)	－	－	－	2	2
341	ＴＲＰＶ４異常症	－	－	－	0	0
342	ＬＭＮＢ１関連大脳白質脳症	－	－	－	－	0
343	ＰＵＲＡ関連神経発達異常症	－	－	－	－	0
344	極長鎖アシル−ＣｏＡ脱水素酵素欠損症	－	－	－	－	0
345	乳児発症ＳＴＩＮＧ関連血管炎	－	－	－	－	0
346	原発性肝外門脈閉塞症	－	－	－	－	0
347	出血性線溶異常症	－	－	－	－	0
348	ロウ症候群	－	－	－	－	1
計（特定医療費受給者証交付者数(人)）		4,209	4,250	4,378	4,497	4,653

（指定難病に該当しない特定疾患の医療受給者証交付者数）　（単位：人）

	特定疾患	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
5	スモン	2	1	1	1	1
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0
32	重症急性膵炎	0	0	0	0	0
計（特定疾患医療受給者証交付者数）		2	1	1	1	1

2　小児慢性特定疾病

(1)　小児慢性特定疾病医療

小児慢性特定疾病にかかっている児童等（18 歳未満で、18 歳到達後も引き続き治療が必要な場合は 20 歳到達まで）が、指定医療機関で小児慢性特定疾病の治療を受ける際の医療費を公費で負担する。

平成 27 年１月に児童福祉法が改正されて小児慢性特定疾病医療となり、令和元年７月からは対象疾病が 16 疾患群 762 疾病に、令和３年 11 月からは対象疾病が 16 疾患群 788 疾病に、令和７年４月からは対象疾病が 16 疾患群 801 疾病に拡大された。

受給者の状況

（単位：人）

区分／年度	総数	悪性新生物群	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患群	骨系統疾患	脈管系疾患
令和３	521	42	27	22	87	113	35	32	14	19	4	53	50	10	1	3	9
4	474	36	30	25	85	74	34	27	13	10	3	54	59	10	0	3	11
5	470	33	30	21	87	62	29	28	13	12	5	60	66	11	0	2	11
6	430	41	27	17	76	50	25	28	13	14	4	56	59	10	0	1	9
7	408	42	28	18	67	43	24	29	9	15	4	60	50	9	0	2	8

注：令和３年 11 月から、16 疾患 788 疾病が対象

令和７年４月から、16 疾患 801 疾病が対象

(2)　小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療費の給付対象となっている児童等に対し、日常生活用具の給付を公費で行う。

給付状況　（単位：件）

年度	品目	件数	計
令和３	電気式たん吸引器	4	7
	パルスオキシメーター	1	
	入浴補助用具	1	
	車椅子	1	
４	電気式たん吸引器	3	5
	パルスオキシメーター	1	
	ネブライザー（吸入器）	1	
５	電気式たん吸引器	2	3
	ストーマ装具（消化器系）	1	
６	電気式たん吸引器	1	1
７	電気式たん吸引器	3	3

(3)　その他

平成 29 年度より小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の一環として、小児慢性特定疾病児童等をもつ保護者が小児慢性疾患について理解を深め、保護者が相互に交流することで情報交換を行い、小児慢性特定疾病児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図るため、講演会を実施している。

年度	内容	参加者
令和３	「慢性疾病をもつお子さんの成人移行期について」（講演及び交流会）	14 人
４	「慢性疾病をもつお子さんの就学準備について」（講演）	８人
５	「慢性疾病をもつお子さんの入園・就学について」（講演）	７人
６	「慢性特定疾病をもつこども・家族の支援について」	19 人
７	「医ケアっこと保護者のつどい」（交流会）	７人

第８　予防接種

感染症に関する予防対策としては、「感染源対策」「感染経路対策」「感受性対策」の３つが挙げられる。

このうち、「感受性対策」に重点を置くものが「予防接種法」の対象としてとりあげられており、当該法に基づく定期の予防接種を行っている。平成７年度以降、実施方法は学校や保健所で行う集団接種から委託医療機関で行う個別接種へと移行し、平成 24 年７月に、ポリオ（生ワクチン）の接種を最後に、集団接種を終了した。

また、平成 13 年 11 月の法改正に伴い同年より高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種を実施し、平成 17 年度からは乳幼児を対象としたインフルエンザ予防接種（法定外の任意接種）を実施している。

ＢＣＧ（結核の予防接種）については、平成 19 年４月の結核予防法廃止に伴い、その規定が「予防接種法」に移管された。

さらに、法定外の任意接種として、平成 23 年１月４日より、中学１年生から高校１年生相当の年齢の女子を対象とした子宮頸がん予防ワクチン、乳幼児を対象としたヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに対する無料接種を実施し、平成 25 年度から定期接種となった。

平成 24 年には９月から不活化ポリオ、11 月から四種混合ワクチンを、平成 26 年には 10 月から水痘ワクチン、11 月から高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種を開始した。

平成 28 年には 10 月からＢ型肝炎ワクチンの定期接種を開始し、定期接種の対象とならない３歳未満の幼児を対象にＢ型肝炎ワクチンの法定外の任意接種を実施した。

令和元年には、６月から風しんの抗体検査を行った上でのＭＲワクチンの定期接種を実施している。

令和２年には 10 月からロタウイルスワクチンの定期接種を開始した。

令和２年 12 月９日の予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和２年法律第 75 号）の施行により、新型コロナウイルス感染症が臨時の予防接種に指定され、令和３年２月 17 日から令和５年度末まで新型コロナワクチンの臨時接種を実施した。

令和３年４月から、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた者が、ワクチンの再接種を行う場合の、再接種に係る費用の全部又は一部に対する助成を開始した。

令和４年４月から、平成 25 年６月 14 日以降のヒトパピローマウイルス感染症に係る子宮頸がん予防ワクチンの定期予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、当該定期接種を受ける機会を逸した者（平成９年４月２日から平成 20 年４月１日までに生まれた女子）について、令和７年３月 31 日まで定期接種の対象者とした(令和４年度から令和６年度までに１回又は２回接種を済ませている者について、無料接種期間を令和７年度末まで延長)。

令和６年 10 月から、高齢者等を対象とした新型コロナウイルス感染症の定期接種を開始した。

令和７年４月から、高齢者等を対象とした帯状疱疹ワクチンの定期接種を開始した。

令和７年 10 月から、乳幼児を対象としたインフルエンザ予防接種（法定外の任意接種）にて経鼻ワクチンを助成の対象とした。

１　定期予防接種一覧表

種　　類	接　種　対　象　年　齢	接種回数
五種混合 （ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ ヒブ） （注１）	Ⅰ期（初回・追加）：生後２月から生後 90 月に至るまでの間にある者	初回３回 追加１回
	Ⅱ期（ジフテリア・破傷風混合）：11 歳以上 13 歳未満の者	１回

種　　類	接　種　対　象　年　齢	接種回数
四種混合 （ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ） （注１）	Ⅰ期（初回・追加）：生後２月から生後 90 月に至るまでの間にある者	初回３回 追加１回
	Ⅱ期（ジフテリア・破傷風混合）：11 歳以上 13 歳未満の者	１回
麻しん・風しん （MR混合または 単抗原ワクチン） （注２）	Ⅰ期：生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者 Ⅱ期：５歳以上７歳未満の者であって、小学校就学前の１年間にある者 Ⅴ期：昭和 37 年４月２日から昭和 54 年４月１日の間に生まれた男性であって、抗体検査の結果、風しんの抗体が不十分な者	１回 １回 １回
日　本　脳　炎 （注３）	Ⅰ期（初回・追加）：生後６月から生後 90 月に至るまでの間にある者	初回２回 追加１回
	Ⅱ期：９歳以上 13 歳未満の者	１回
結核（ＢＣＧ） （注４）	生後１歳に至るまでの間にある者	１回
ヒブ感染症	生後２か月から生後 60 月に至るまでの間にある者	接種開始時期により異なる（注 5）
小児の肺炎球菌感染症	生後２か月から生後 60 月に至るまでの間にある者	接種開始時期により異なる（注 6）
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん） （注 7）	12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	接種開始時期により異なる
水痘（注 8）	生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者	２回
Ｂ型肝炎（注 9）	生後１歳に至るまでの間にある者	３回
ロタウイルス感染症 （注 10）	令和２年 10 月１日以降に生まれた、 （１価）出生６週０日後から 24 週０日後までの間にある者 （５価）出生６週０日後から 32 週０日後までの間にある者	（１価）２回 （５価）３回
高齢者等インフルエンザ	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	期間中１回
高齢者等肺炎球菌 （注 11）	65 歳の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	１回
高齢者等新型コロナウイルス感染症 （注 12）	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	期間中１回
高齢者等帯状疱疹 （注 13）	当該年度に 65 歳となる者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	（不活化）２回 （生）１回

（注１）平成 17 年９月厚生労働省は、ジフテリア、百日咳及び破傷風への第１期定期予防接種は三種混合のみとの見解を示した。
平成 24 年９月１日から不活化ポリオ（単抗原ワクチン）が定期予防接種に加わった。
平成 24 年 11 月１日からジフテリア、百日咳、破傷風に不活化ポリオを加えた四種混合として、定期予防接種となった。
令和５年４月１日から接種開始時期が生後２か月からに変更された。
令和６年４月１日からジフテリア、百日咳、破傷風、不活化ポリオにヒブを加えた五種混合として定期予防接種となった。

（注２）麻しん及び風しんについては、平成 18 年４月よりⅠ・Ⅱ期での２回接種となった。また、平成 20 年度より５年間の時限措置として、中学１年及び高校３年の年齢相当者を対象としたⅢ期及びⅣ期接種を実施することとなった。さらに、平成 23 年５月 20 日～平成 24 年３月 31 日までの間、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行く高校２年生もⅣ期として接種対象となった。令和元年度より３年間の時限措置として、昭和 37 年４月２日から昭和 54 年４月１日の間に生まれた男性を対象とし、抗体検査を行った上でのⅤ期接種を実施することとなった。Ⅴ期接種の取り扱いは令和６年度末まで延長されることになった。令和７年度においては、Ⅰ期にて令和６年度内に生後 24 月に達する、又は達した者、Ⅱ期及びⅤ期において令和６年度の接種対象であった者で、ＭＲワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者に対して、令和９年３月 31 日まで接種対象期間を超えて接種を実施することとなった。

（注３）従来の日本脳炎ワクチンについては、接種後にＡＤＥＭ（急性散在性脳脊髄炎）の発症例があったため、平成 17 年５月 30 日の厚生労働省の勧告より積極的な接種勧奨は控えていた。平成 21 年６月より新しいワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎）が供給開始となったが、接種対象はⅠ期のみとされた。その後、平成 22 年４月１日より、Ⅰ期の対象者（３才児）に対して積極的な接種勧奨を行うことになった。そして、平成 22 年８月 27 日より、Ⅱ期の対象者についても新しいワクチンが接種可能となり、また、接種勧奨の差し控えにより１期における３回の接種を受けられなかった対象者についても特例措置として、その不足分をⅡ期の期間において接種可能となった。さらに平成 23 年５月 20 日より、平成 17 年度～平成 21 年度に接種機会を逃した者に対する措置として、平成７年６月１日～平成 19 年４月１日生まれの者は６か月以上 20 歳未満の間に日本脳炎の定期予防接種が可能となった。また、平成 25 年４月１日からは平成７年４月２日～平成７年５月 31 日生まれの者についても特例措置の対象が拡大された。

（注４）平成 19 年６月よりＢＣＧ個別接種導入（20 年３月までは保健センターでの集団接種も並行して実施した）。

（注５）生後２か月から生後７か月未満の間で開始した場合は４回、生後７か月から生後 12 か月未満の間で開始した場合は３回１歳から５歳未満の間で開始した場合は１回となっている。

（注６）生後２か月から生後７か月未満の間で開始した場合は４回、生後７か月から生後 12 か月未満の間で開始した場合は３回１歳から２歳未満の間で開始した場合は２回、２歳から５歳未満の間で開始した場合は１回となっている。

（注７）ヒトパピローマウイルス感染症は平成 25 年６月 14 日に、積極的な接種勧奨を控えるよう厚生労働省から勧告があった。
令和２年 10 月９日に、予防ワクチン情報を対象者及びその保護者に個別送付するよう厚生労働省から通知があった。
令和３年 11 月 26 日に、平成 25 年通知が廃止されたことを踏まえ、接種勧奨を行うよう厚生労働省から通知があった。
令和４年４月１日から、積極的勧奨の差控えの終了に伴い接種機会を逃した方（平成９年４月２日～平成 20 年４月１日生まれの女性）に対するキャッチアップ接種が開始された（令和７年３月 31 日まで。なお、令和４年度から令和６年度までに１回又は２回接種を済ませている方について、令和８年３月 31 日まで）。
９価ワクチンは１回目の接種を 15 歳になるまでに受ける場合は２回、15 歳になってから受ける場合は３回接種、２価ワクチン・４価ワクチンは３回接種となっている。

（注８）平成 26 年 10 月１日から開始。経過措置として、平成 26 年度に限り、生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者の接種１回分を定期接種の対象とした。

（注９）平成 28 年 10 月１日から開始。

（注 10）令和２年 10 月１日から開始

（注 11）平成 26 年 11 月１日から開始。経過措置として、平成 26 年度まで、平成 26 年３月 31 日において 100 歳以上の者を定期接種の対象としている。また、平成 26 年度から平成 30 年度までは、該当する年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者を定期接種の対象としており、平成 31 年度（令和元年度）から令和５年度まで、経過措置が延長された。

（注 12）令和６年 10 月１日から開始。

（注 13）令和７年４月１日から開始。経過措置として、令和７年度まで、令和７年３月 31 日において 100 歳以上の者を定期接種の対象としている。また、令和７年度から令和 11 年度までは、該当する年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者を定期接種の対象としている。

２　臨時予防接種

種類	接種対象年齢	接種回数・時期
新型コロナワクチン （注 13）	原則、日本国内に住民登録がある 12 歳以上の者	期間中３回を限度 令和３年２月 17 日から令和６年３月 31 日まで

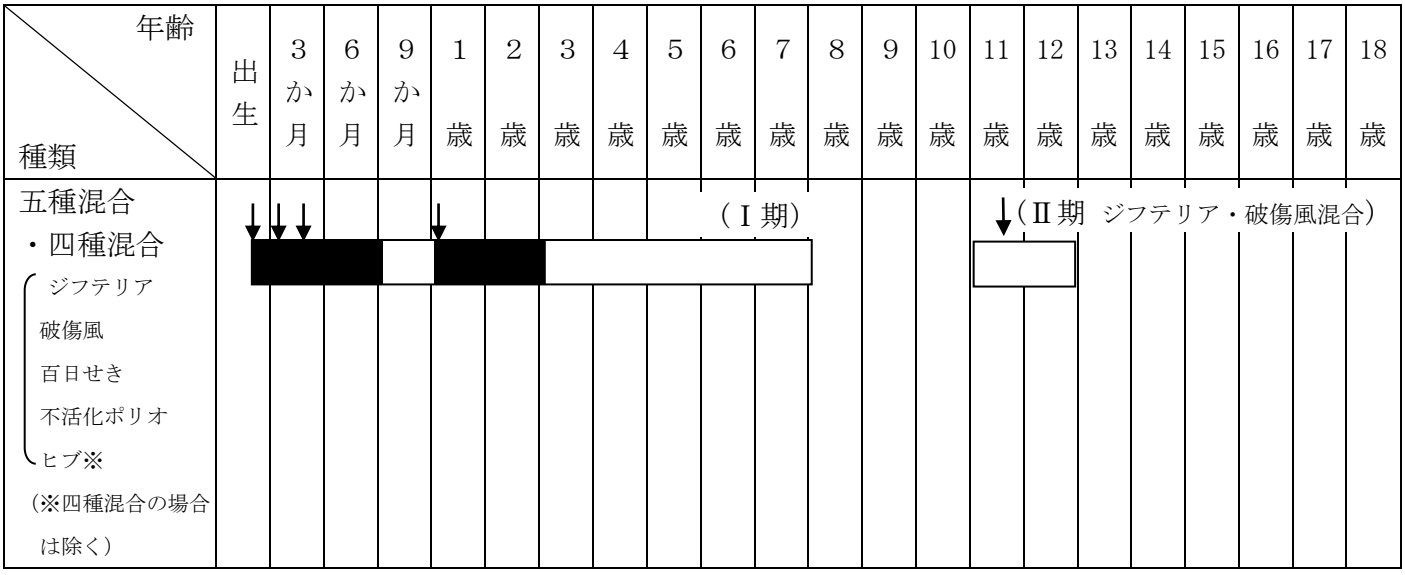
種類	接種対象年齢	接種回数・時期
	原則、日本国内に住民登録のある 5～11 歳の者	期間中２回を限度 令和４年２月 21 日から令和６年３月 31 日まで
	原則、日本国内に住民登録のある生後 6 か月～4 歳の者	期間中４回を限度 令和４年 10 月 24 日から令和６年３月 31 日まで

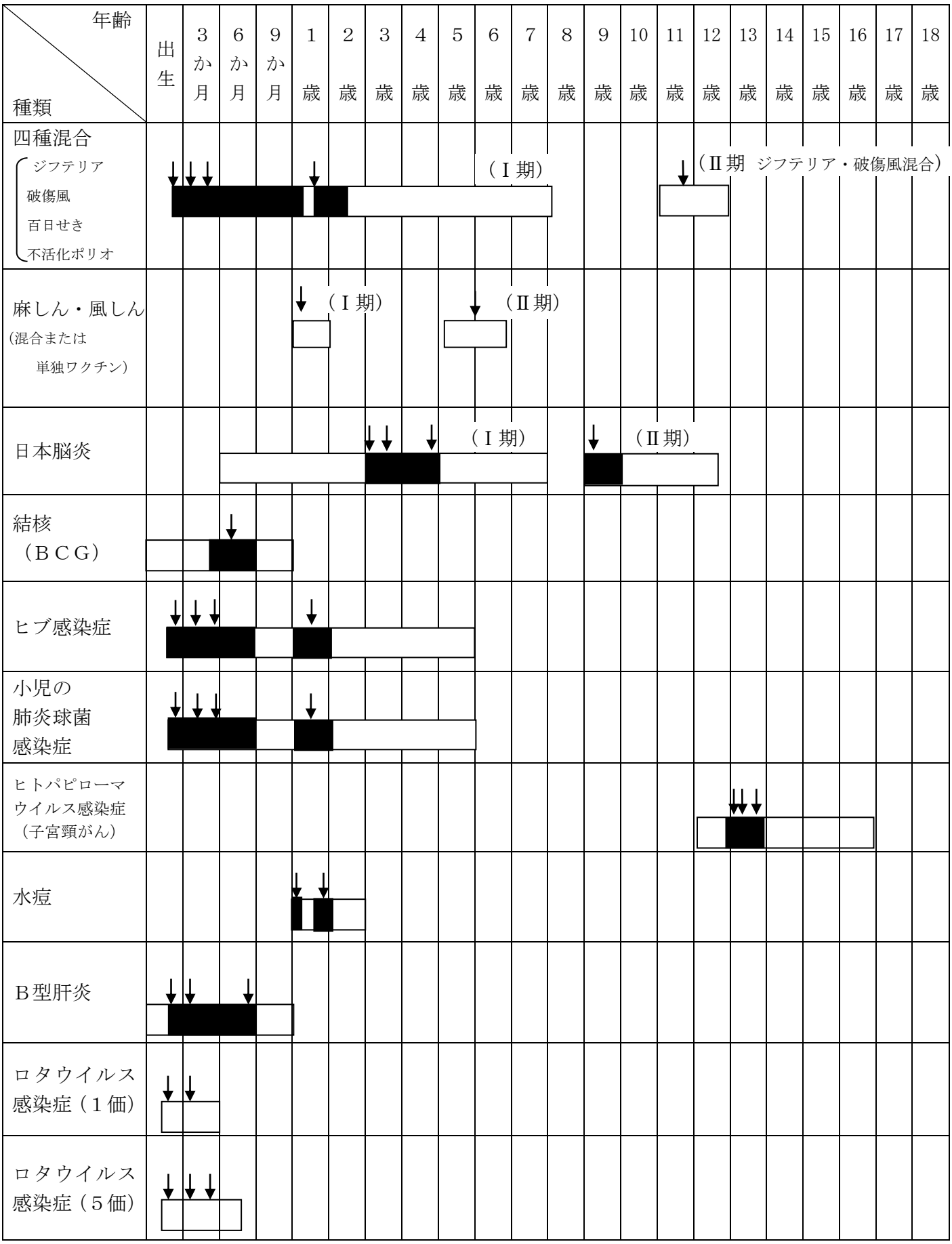
（注 13）令和３年２月 17 日から開始。
令和３年 12 月１日から、接種対象者のうち２回の接種が完了したすべての者を対象に、３回目接種が開始された。
令和４年２月 21 日から、小児（５～11 歳）に接種対象が拡大された。
令和４年３月 25 日から、３回目接種の対象が 12～17 歳に拡大された。
令和４年５月 25 日から、接種対象者のうち３回の接種が完了した 18 歳以上の者（18～59 歳の者にあっては、基礎疾患を有する者又は重症化リスクが高いと医師が認める者）を対象に、４回目接種が開始された。
令和４年９月６日から、３回目接種の対象が小児（５～11 歳）に拡大された。
令和４年９月 20 日から、接種対象者のうち２回の接種が完了した 12 歳以上の者を対象に、令和４年秋開始接種が開始された。
令和４年 10 月 24 日から、乳幼児（生後６か月～４歳）に接種対象が拡大された。
令和５年３月８日から、令和４年秋開始接種の対象が小児（５～11 歳）に拡大された。
令和５年５月８日から、接種対象者のうち５歳以上の者（５～64 歳の者にあっては、基礎疾患を有する者又は重症化リスクが高いと医師が認める者）を対象に、令和５年春開始接種が開始された。
令和５年９月 20 日から、接種対象者のうち生後６か月以上の者を対象に、令和５年秋開始接種が開始された。

3　法定外予防接種

種類	接種対象年齢	接種回数・時期
乳幼児インフルエンザ	生後６月から小学校就学前の乳幼児	期間中２回 10 月から翌年２月
再接種	再接種を受ける日に 20 歳未満の者 ※ただし、五種混合及び四種混合は 15 歳、ヒブは 10 歳（五種混合として接種する場合は 15 歳）、小児用肺炎球菌は６歳、BCG は４歳に達する日まで。	

4　予防接種実施時期




年齢
種類
出生
3か月
6か月
9か月
1歳
2歳
3歳
4歳
5歳
6歳
7歳
8歳
9歳
10歳
11歳
12歳
13歳
14歳
15歳
16歳
17歳
18歳
四種混合
ジフテリア
破傷風
百日せき
不活化ポリオ
（Ⅰ期）
（Ⅱ期 ジフテリア・破傷風混合）
麻しん・風しん
(混合または
単独ワクチン)
（Ⅰ期）
（Ⅱ期）
日本脳炎
（Ⅰ期）
（Ⅱ期）
結核
（ＢＣＧ）
ヒブ感染症
小児の
肺炎球菌
感染症
ヒトパピローマ
ウイルス感染症
（子宮頸がん）
水痘
Ｂ型肝炎
ロタウイルス
感染症（１価）
ロタウイルス
感染症（５価）
接種
標準的な接種年齢
接種が定められている年齢

5　予防接種実施状況

(1)　定期接種

（単位：人）

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
五種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風/不活化ポリオ/ヒブ)				5,095	7,339
四種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風/不活化ポリオ)	10,056	9,346	9,141	2,958	528
三種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風)	0	0	0	0	3
二種混合(ジフテリア/破傷風)	2,594	2,448	2,419	2,549	2,407
結核（ＢＣＧ）	2,511	2,352	2,203	1,937	1,817
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）（注１）	0	0	0	0	2
麻しん風しん混合Ⅰ～Ⅱ期	5,220	5,089	4,949	4,522	4,141
麻しん風しん混合Ⅴ期	428	236	129	157	
麻しん（注２）	0	0	0	0	0
風しん（注２）	0	0	0	0	0
日本脳炎	9,437	11,422	10,321	10,015	8,791
ヒブ感染症	9,945	9,436	8,649	2,588	205
小児の肺炎球菌感染症	9,903	9,466	8,671	7,715	7,284
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）	3,471	4,138	5,243	13,662	3,545
水痘	4,656	4,369	4,254	4,103	3,553
Ｂ型肝炎	7,534	7,092	6,517	5,724	5,415
ロタウイルス感染症	5,593	5,289	4,710	4,157	4,063
高齢者等インフルエンザ	81,502	81,593	77,021	72,502	75,472
高齢者等肺炎球菌	6,249	5,646	6,366	1,308	2,341
高齢者等新型コロナウイルス感染症				37,214	22,467
高齢者等帯状疱疹					17,041

（注１）ポリオ（生ワクチン）は、平成 20 年度より年に４回集団接種を実施（19 年度までは年に２回実施）。平成 24 年７月に終了。

（注２）麻しんおよび風しんの予防接種については、平成 17 年度まで、生後 12～90 月未満の間にそれぞれ１回ずつ接種していた。
平成 18 年度以降は麻しん風しん混合ワクチンの接種が原則となっているが、どちらかにり患したことがある場合は、り患していないほうの単独ワクチンのみの接種も可能となっている。

(2)　臨時接種

（単位：人）

区　分＼年　度	2	3	4	5	6
新型コロナウイルスワクチン		857,687	413,107	205,786	

(3)　任意接種(法定外の予防接種)

（単位：人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
乳幼児インフルエンザ（注射）	18,070	14,614	12,510	11,963	8,032
乳幼児インフルエンザ（経鼻）（注１）					1,970
再接種（注２）	1	1	1	3	2

（注１）令和７年 10 月から開始。

（注２）令和３年４月１日から開始。骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、定期予防接種で得た免疫が失われた再接種を受ける日において 20 歳未満の者が、ワクチンの再接種を行う場合の、再接種に係る費用の全部又は一部に対する助成。

第９　結　核

結核対策の経緯

我が国では、戦後結核対策の強力な推進により昭和 40 年代までは患者数が急速に減少したが、昭和 50 年代からはその減少に鈍化傾向が見られ、平成９年には 38 年ぶりに新規登録患者数が前年に対して上昇に転じた。また、近年、多剤耐性結核の問題、学校、施設等での結核集団感染の問題、高齢者、外国生まれの若年者における結核患者の増加等、結核対策を推進する上での課題が生じている。

世界的にはＷＨＯが結核治療のための戦略として直接服薬確認療法（ＤＯＴＳ）を推進してきたが、わが国では排菌患者の長期入院による治療により、治療効果を高めるといった独特の対策が長年行われてきた。

平成 17 年４月、厚生労働省においては、結核の予防に関する知見の蓄積、患者の特性の変化といった結核対策を取り巻く状況の変化を踏まえ、結核の予防・早期発見のための対策を充実強化するため、定期健康診断および定期外健康診断やＢＣＧ予防接種の実施等について見直しを行い、薬剤の確実な服薬についての公的責任を明確にするなど、結核対策の効率化･重点化を図るため、結核予防法の改正を行った。さらに、平成 19 年４月には、総合的な感染症対策の一環として結核対策を推進するため、結核予防法は廃止され、結核は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における二類感染症に位置づけられることとなった。

令和３年２月に新型コロナウイルス感染症を指定感染症から「新型インフルエンザ等感染症」へ位置づける感染症法の改正に伴い、二類感染症（結核）についても積極的疫学調査等の実効性の確保のために、正当な理由なく協力しない場合において、都道府県知事が又は厚生労働大臣は命令を発することができ、違反した場合には過料の対象となることとされた。

長崎市においては、令和７年新規患者は 38 人、経過観察中の者も含めた令和７年末の登録者は 81 人であり、り患率は 9.9、有病率は 6.3 となっている。

結核の予防対策としては、定期健康診断及び接触者健診、予防接種の実施、患者の登録管理並びに訪問指導、ＤＯＴＳ事業推進等により、患者の早期発見・治療に努め、次世代へ結核を残すことのないよう対策を実施している。

$$\text{・り　患　率} = \frac{\text{新登録結核患者数}}{\text{その年の人口（令和７年１０月１日現在推計人口）}} \times 100,000$$

$$\text{・有　病　率} = \frac{\text{年末現在活動性結核患者数}}{\text{その年の人口（令和７年１０月１日現在推計人口）}} \times 100,000$$

注：令和６年までの人口については、その年の９月末住民基本台帳人口を採用していたが、
　　令和７年以降の人口については、その年の１０月１日時点推計人口に変更。

1　感染症法による健康診断

結核予防の中心となっているのが健康診断と予防接種である。平成 17 年４月１日の結核予防法改正により定期健康診断･予防接種対象者等が変更となった。定期健康診断については、一般住民が 15 歳以上から 65 歳以上へ改正されるとともに、事業者実施については、学校･病院･診療所・助産所･老健施設･介護医療院･社会福祉施設の従事者と二次感染を起こす危険性が高い職業層のみ、学校長実施については高校生･大学生等入学時の健診のみが対象となった。

なお、結核予防法は平成 19 年４月１日付けで廃止され、これに伴い結核は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく二類感染症に位置づけられることとなった。また、小児のＢＣＧ接種は結核予防法廃止に伴い、その規定が「予防接種法」に移管された。

感染症法による健康診断の実施状況

種別＼年度		令和3	4	5	6	7	令和7年度内訳				
							定期健診				接触者健診
							事業者	学校長	施設の長	市長	
ツベルクリン反応検査	被注射者数	0	0	0	0	0					0
	被判定者数	0	0	0	0	0					0
	陰性者数	0	0	0	0	0					0
	陽性者数	0	0	0	0	0					0
間接撮影者数		4,906	5,744	5,242	5,184	5,773	3,574	406	410	1,383	0
直接撮影者数		45,530	46,278	51,108	47,620	43,876	21,504	7,471	1,670	13,231	3
喀痰検査者数		186	205	200	182	170	7	1	0	162	0
ＩＧＲＡ検査		377	340	175	255	232					232
被発見者数	結核患者数	0	0	0	0	3	0	2	1		0
	発病のおそれがあると診断された者の数	13	13	13	13	11	0	0	0		11

注：１　定期健診については実施主体者別に、接触者健診については対象者別に区分している。

注：２　接触者健診については、平成 22 年度より、一部医療機関委託を実施している。

2　X線撮影状況

(1)　保健所実施のX線撮影状況

結核患者の管理検診及び患者接触者に対して行う接触者健診においてX線撮影を医療機関に委託し実施している。

区分＼年度	令和３	4	5	6	7
件　数	5	2	4	6	6

※保健所における胸部レントゲン撮影は平成 30 年度廃止

(2)　一般住民検診時のX線撮影状況

65 歳以上の方（職場等で受診機会のある方を除く）については、肺がん検診時に実施している。

区分＼年度	令和３	4	5	6	7
撮影数	11,837	12,699	13,438	14,015	14,614

3　結核登録患者数及び活動性分類別受療状況

（各年末現在：人）

分類＼年			受療状況	令和３	4	5	6	7
登録者数総数			総数	158	126	99	79	81
			入院	31	8	7	7	8
			外来治療	42	34	27	22	17
			医療の必要なし	62	55	45	42	51
			受診状況不明	23	29	20	8	5
活動性結核	活動性総数①+②		総数	52	27	29	24	22
			入院	31	8	7	7	8
			外来治療	21	18	21	17	14
			受診状況不明	0	0	1	0	0
	肺結核活動性①	登録時喀痰塗末陽性	入院	4	1	3	3	3
			外来治療	5	3	4	6	2
			受診状況不明	0	0	0	0	0
		登録時その他の結核菌陽性	入院	12	3	1	3	3
			外来治療	3	6	5	6	8
			受診状況不明	0	0	1	0	0
		登録時菌陰性・その他	入院	2	0	1	0	0
			外来治療	3	4	3	1	2
			受診状況不明	0	0	0	0	0
	肺外結核活動性②		入院	13	4	2	1	2
			外来治療	10	5	9	4	2
			受診状況不明	0	0	0	0	0
不活動性結核			医療の必要なし	62	53	41	40	49
活動性不明			受診状況不明	19	29	19	7	5
潜在性結核治療			治療中	15	16	6	5	3
			観察中	6	2	4	2	3
			受診状況不明	4	0	0	1	0
有病率（人口10万対）				12.8	6.7	7.3	6.1	5.7
長崎県有病率（人口10万対）				9.3	6.4	6.9	5.7	未公表
全国有病率（人口10万対）				6.2	5.4	5.5	5.4	未公表

4　活動性分類別新登録患者数

分類＼年		新登録結核患者総数			活動性結核								り患率	潜在性結核治療（別掲）			非結核性抗酸菌症（別掲）		
					肺結核活動性						肺外結核								
					喀痰塗末陽性		その他の結核菌陽性		菌陰性その他										
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		計	男	女	計	男	女
令和３		63	37	26	7	5	9	11	3	4	18	6	15.5	22	8	14	0	0	0
4		42	25	17	6	4	6	4	3	1	10	8	10.4	19	11	8	2	1	1
5		34	20	14	6	2	4	3	3	2	7	7	8.6	16	7	9	1	0	1
6		38	21	17	9	5	4	8	1	0	7	4	9.7	16	4	12	1	1	0
7		38	18	20	4	2	12	9	1	1	1	8	9.9	7	4	3	0	0	0
年齢	0～4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			
	5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			
	10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			
	15～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			
	20～29	6	2	4	0	0	0	3	1	0	1	1		1	0	1			
	30～39	2	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0		0	0	0			
	40～49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			
	50～59	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1		0	0	0			
	60～69	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0		1	1	0			
	70～	26	12	14	3	2	9	5	0	1	0	6		5	3	2			

注：厚生労働省への報告の関係上、年集計とする。
「非結核性抗酸菌症（別掲）」の数値は、一旦結核として届出後、非結核性抗酸菌症と診断され撤回されたものである。

5　結核患者検診状況

(1)　結核患者管理検診状況（感染症法第 53 条の 13）

患者が医療を中断や病状が不明のとき、また再発チェックのため保健所長は、登録者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、精密検査（管理検診）を行う。なお、平成 22 年１月に「６ヶ月ごとに診断結果の把握を確実に行うこと」と通知が出されている。

年	対象者数	保健所実施	保健所外実施	実施総数	実施率（％）
令和３	159	0	133	133	83.6
4	96	0	83	83	86.4
5	120	0	118	118	98.3
6	101	0	90	90	89.1
7	92	0	83	83	90.2

(2)　結核患者接触者健診状況（感染症法第 17 条に基づく接触者健診）

結核患者に接触した者に対してはエックス線検査・ツベルクリン反応検査・ＩＧＲＡ検査（対象者限定）を実施し、発病のおそれがある者に対しては潜在性結核の治療等を行う。現在、２種類あるＩＧＲＡ検査（ＱＦＴ-４ＧとＴ-ＳＰＯＴ）のうち、ＱＦＴ検査を平成 20 年 10 月より実施している。また、平成 22 年より小児や高齢者（要介護者）については、利便性を図るため医療機関への健診の委託を実施している。

年	対象者数（延）	保健所実施（委託実施数）	実施率（%）	QFT 実施数（別掲）
令和３	430	426	99.1	425
4	357	355	99.4	354
5	173	169	97.7	167
6	233	232	99.6	230
年	対象者数(延)	保健所実施（委託実施数）	実施率（%）	IGRA 実施数（別掲）
7	177	176	99.4	176

注：平成 17 年４月から法改正により職場等での健診(保健所外)実施分は含まない。

(3) 結核接触者健診事例検討会

結核患者が所属していた集団（施設・学校・病院・職場等）における、接触者の範囲に関する情報を基に接触者健康診断の対象の範囲・実施内容等を決定するため、随時開催している。

年　度	検討数	回　数
令和３	21	26
4	12	12
5	12	12
6	26	37
7	25	37

6　結核医療公費負担

結核の医療を受ける者は、感染症法の規定による申請を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができる。

具体的には、感染症法に定める指定医療機関において、一般の患者が受けた医療に要する費用のうち 95%を公費負担するため５%の部分が患者の自己負担となる（法第 37 条の２）制度と、同法により従業制限及び入院勧告を受けた結核患者については、その医療に要する費用等の全額を公費負担する（法第 37 条）制度がある。なお、後者の場合でも患者の属する世帯の所得税額により患者の一部負担が生じる。

医療費負担区分別公費負担申請件数（感染症法第 37 条の２）

区分／年	種別	総数	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療保険	生活保護	その他
			本人	家族	一般	退職本人	退職家族			
令和３	申請	146	27	6	14	0	0	92	7	0
4		91	16	3	13	0	0	57	2	0
5		118	25	1	27	0	0	60	5	0
6		97	18	1	15	0	0	55	8	0
7	申請	78	14	0	13	0	0	43	7	0
	合格	75	14	0	12	0	0	42	6	0
	承認	75	14	0	12	0	0	42	6	0

注：１　合格とは公費負担申請書に挙げられた病名について、結核医療が承認された件数を表す。
２　承認とは公費負担が認可された件数を表す。
３　労働者災害補償保険法等の適用となるものは、公費負担申請は不承認となる。
４　厚生労働省報告の関係上、暦年集計とする。

感染症法による就業制限・入院勧告対象者及び公費負担申請件数

（感染症法第 37 条）

区分 / 年	就業制限・入院勧告入所者数				申請件数	
	前年末現在	本年承認	本年解除	本年末現在	新規	継続
令和３	10	31	32	9	29	67
4	6	17	20	3	17	29
5	2	13	13	2	11	12
6	2	23	22	3	23	23
7	3	18	17	2	18	13

注：平成 19 年４月より感染症法に改正され、37 条の承認期間が 30 日以内となった為、概ね１ヶ月毎の継続申請が必要となる。
又、「就業禁止」は「就業制限」、「命令入所」は「入院勧告」と表現が変更となった。

7　結核患者及び接触者への家庭（病院）訪問状況

結核患者届出に基づき登録された者（結核の疑い、潜在性結核を含む。）及び接触者について、家庭（病院）訪問指導を実施している。（感染症法第 53 条の 14）

年度	人員	合計	結核登録患者					結核患者との接触者（注：５）
			登録時（注：１）	退院時（注：２）	その他（注：３）	要観察者（注：４）	計	
令和３	実人員	15(161)	0(75)	10(10)	4(19)	1(39)	15(143)	0(18)
	延人員	23(231)	0(75)	15(13)	4(41)	4(69)	23(198)	0(33)
4	実人員	6(245)	0(61)	3(5)	3(58)	0(81)	6(205)	0(40)
	延人員	6(416)	0(63)	3(7)	3(114)	0(121)	6(305)	0(111)
5	実人員	35(320)	18(57)	10(17)	3(81)	1(134)	32(289)	3(31)
	延人員	47(590)	26(63)	12(18)	4(273)	2(164)	44(518)	3(72)
6	実人員	71(254)	33(45)	18(17)	18(57)	1(68)	70(187)	1(67)
	延人員	92(615)	35(48)	22(17)	33(224)	1(116)	91(405)	1(210)
7	実人員	112(166)	46(8)	17(50)	41(64)	3(0)	107(122)	5(44)
	延人員	198(520)	46(8)	17(241)	124(147)	4(0)	191(396)	7(124)

注：１　登録時訪問及び面接の目的
患者教育・支援。感染防止と感染源対策
・発症の経過、家族、接触者の状況等の情報収集
・療養支援、服薬支援
２　退院時訪問及び面接の目的
・在宅での療養支援と服薬支援
３　その他の者への訪問及び電話による訪問の目的
・治療中断者又は中断の恐れのある者への受診勧奨や服薬確認
４　結核要観察者への訪問目的
・再発防止のため、管理検診の勧奨等（治療終了後１～３年）
５　結核患者との接触者への訪問及び面接の目的
・家族及びその他の接触者に対して接触者健診の勧奨（感染者の発見及び感染源の発見）
６　（　　）は電話連絡の件数

8　結核定期病状調査事業

結核要観察者に訪問又はその他の方法で面接した結果、医療機関に受診しており、保健所で把握できない者の情報を医療機関から提供してもらうよう依頼している。

年度	件数
令和３	101
4	95
5	117
6	88
7	86

9　結核予防対策事業

(1)　広報活動

結核感染予防の知識の普及と結核の早期発見、早期治療を目標に定期健康診断の受診率向上をめざして、結核・呼吸器感染症予防週間、各種保健事業など、あらゆる機会を通して健康相談、リーフレットの配布等により、結核予防知識の普及に取り組んだ。

ア　地域センター・関係医療機関等にパンフレット・ポスターを配布し、結核予防知識の普及に努めた。

イ　市図書館で、結核に対する正しい知識についてパネル展示を行った。

ウ　広報紙や市政ラジオ等を活用し、結核・呼吸器感染症予防週間や健診受診の呼びかけを行った。

エ　結核患者における高齢者の割合が高いことから、介護保険事業所に対して、ホームページ上での介護保険事業所等集団指導において、結核の病態及び結核早期発見のためのチェックリストについて説明の動画を作成し、周知を行った。

オ　市内事業所に対し、結核定期健康診断の実施及び報告の義務について複数回周知を図り、受診率・報告率の向上に努めた。

(2)　直接服薬確認（ＤＯＴＳ）事業

患者が継続して服薬することの重要性を理解し確実に治癒し、再発及び多剤耐性結核発生を予防することを目的に行っている。

ア　治療中断リスク評価票を用いたＤＯＴＳカンファレンスの実施

入院治療を行っていた結核患者には、必要性に応じて、退院前に医療機関・長崎市薬剤師会・地域支援者を交えたカンファレンスを実施。退院後の服薬支援について問題点を整理、支援計画を立てている。

イ　個別患者支援計画作成と患者支援

ＤＯＴＳカンファレンスでの支援計画に基づき、個々に対応した支援を実施している。

ウ　ＤＯＴＳの推進

感染症指定医療機関、長崎市薬剤師会及び近隣保健所等関係機関と連携し、結核患者の確実な治療終了を目指しＤＯＴＳ推進会議を例年開催している。新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和元年から令和４年度は中止し資料送付としていたが、令和５年度からは会場とオンライン参加によるハイブリット形式で会議を実施している。

第 10　感染症

国内における感染症対策はこれまで伝染病予防法・性病予防法に基づく患者の隔離、接触者の健康診断実施等、強権的な性質の強い政策により、患者の発生防止及び蔓延防止策がとられてきたが、近年においては、感染症に対する医療の進歩、国民の衛生水準の向上等、社会的背景の変化により対象とすべき疾病やその対応方法についても変更する必要が生じ、新興･再興感染症の発生が国内外において大きな問題となり、さらに保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ感染症の発生の予防とまん延防止を図ることをねらいとして「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成 11 年４月１日から施行されている。

平成 15 年 11 月５日に重症呼吸器症候群の発生が契機となり、新法の一部改正で感染症対策の強化、動物由来感染症対策の強化及び感染症法の対象疾患及び疾病分類の見直しなどがなされた。

さらに、平成 19 年４月１日より①生物テロや事故による感染の発生、まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立、②病原性や国民の生命及び健康に対する影響に応じて病原体等を一種から四種に分類し、所持・輸入等の禁止、許可届出基準の遵守等の規制の設置、③最新医学の知見に基づいた感染症の分類の見直し、④結核予防法を廃止し、感染症法に統合するなどの改正が行われた。

平成 21 年４月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、わが国でも発生後１年余りで約２千万人が罹患した。これを受けて平成 24 年５月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定されたことに伴い、平成 26 年 11 月「長崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

令和元年 12 月、中華人民共和国で報告された新型コロナウイルス感染症は世界に拡大している。日本国内では、令和２年１月 16 日に初めて患者が報告され、２月１日に指定感染症に指定し対策を講じていたが、令和５年５月８日五類感染症に移行し定点把握疾患となった。

１　感染症発生状況

(1)　全数届出疾患（一類～三類）

分類 ＼ 年		令和３	4	5	6	7
		患者数	患者数	患者数	患者数	患者数
一類	エボラ出血熱	0	0	0	0	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
	痘そう	0	0	0	0	0
	南米出血熱	0	0	0	0	0
	ペスト	0	0	0	0	0
	マールブルグ病	0	0	0	0	0
	ラッサ熱	0	0	0	0	0
二類	急性灰白髄炎	0	0	0	0	0
	結核	＊	＊	＊	＊	＊
	ジフテリア	0	0	0	0	0
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）	0	0	0	0	0

分類 ＼ 年		令和３	4	5	6	7
		患者数	患者数	患者数	患者数	患者数
二類	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る）	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ（H5N1）	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ（H7N9）	0	0	0	0	0
三類	コレラ	0	0	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	12	16	15	12	3
	腸チフス	0	0	0	0	0
	パラチフス	0	0	0	0	0

＊結核についてはＰ85 に別掲

(2)　全数届出疾患（四類）

分類 ＼ 年		患者数				
		令和３	4	5	6	7
四類	Ｅ型肝炎	0	0	0	0	1
	ウエストナイル熱	0	0	0	0	0
	Ａ型肝炎	5	0	0	1	0
	エキノコックス症	0	0	0	0	0
	黄熱	0	0	0	0	0
	オウム病	0	0	0	0	0
	オムスク出血熱	0	0	0	0	0
	回帰熱	0	0	0	0	0
	キャサヌル森林病	0	0	0	0	0
	Ｑ熱	0	0	0	0	0
	狂犬病	0	0	0	0	0
	コクシジオイデス症	0	0	0	0	0
	サル痘	0	0	0	0	0
	ジカウイルス感染症	0	0	0	0	0
	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属ＳＦＴＳウイルスであるものに限る）	2	7	5	4	5
	腎症候性出血熱	0	0	0	0	0
	西部ウマ脳炎	0	0	0	0	0
	ダニ媒介脳炎	0	0	0	0	0
	炭疽	0	0	0	0	0
	チクングニア熱	0	0	0	0	0
	つつが虫病	1	1	1	1	0
	デング熱	0	0	0	2	0
	東部ウマ脳炎	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9 を除く）	0	0	0	0	0
	ニパウイルス感染症	0	0	0	0	0
	日本紅斑熱	10	5	3	9	11
	日本脳炎	0	0	0	0	0
	ハンタウイルス肺症候群	0	0	0	0	0
	Ｂウイルス病	0	0	0	0	0

分類	年	患者数				
		令和３	4	5	6	7
四類	鼻疽	0	0	0	0	0
	ブルセラ症	0	0	0	0	0
	ベネズエラウマ脳炎	0	0	0	0	0
	ヘンドラウイルス感染症	0	0	0	0	0
	発しんチフス	0	0	0	0	0
	ボツリヌス症	0	0	0	0	0
	マラリア	0	0	0	0	0
	野兎病	0	0	0	0	0
	ライム病	0	0	0	0	0
	リッサウイルス感染症	0	0	0	0	0
	リフトバレー熱	0	0	0	0	0
	類鼻疽	0	0	0	0	0
	レジオネラ症	5	4	10	4	8
	レプトスピラ症	0	0	0	0	0
	ロッキー山紅斑熱	0	0	0	0	0

(3) 全数届出疾患（五類）

分類	年	患者数				
		令和３	4	5	6	7
五類	アメーバ赤痢	2	1	0	0	0
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	0	0	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	17	15	13	9	5
	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎除く）	0	1	0	0	0
	急性脳炎	1	2	0	5	3
	クリプトスポリジウム症	0	0	0	0	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	0	0	1	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	3	2	7	4
	後天性免疫不全症候群	1	0	4	3	0
	ジアルジア症	1	0	0	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	1	3	0	5
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	8	6	10	9	14
	水痘(入院例に限る)	2	1	2	1	3
	先天性風しん症候群	0	0	0	0	0
	梅毒	22	20	52	42	27
	播種性クリプトコックス症	1	3	2	0	0
	破傷風	0	0	0	2	3
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0	0	0	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0	1	1	0
	百日咳	0	0	0	1	194
	風しん	0	0	0	0	0
	麻しん	0	0	0	0	0
	薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0	0	0

(4)　全数届出疾患（新型インフルエンザ等感染症）

分類＼年	令和２		3		4		5		6	
	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数
新型インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
再興型インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
新型コロナウイルス感染症	75.2	310	537.7	2,189	22,377.1	89,954	4027.7	15,980	－	－
再興型コロナウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－

＊新型コロナウイルス感染症：Ｒ２年２月１日から指定感染症、Ｒ３年２月 13 日から新型インフルエンザ等感染症
＊長崎港に停泊していたクルーズ船の乗組員の感染者除く
＊全数把握の見直しが行われため、Ｒ４年９月９日からは市内医療機関からの発生届と、陽性者判断センターにおける長崎市在住の方の報告数を合わせたものを集計
＊Ｒ５年度はＲ５年５月７日報告分まで（Ｒ５年５月８日～５類移行し定点把握となった）

２　特定感染症予防施策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 11 条第１項の規定により、後天性免疫不全症候群・インフルエンザ・性感染症については、平成 18 年４月１日より厚生労働大臣が定める「後天性免疫不全症候群に関する予防指針」により、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止や適切な医療の提供など、国際的な連携のもとに研究開発の推進が図られている。

(1)　後天性免疫不全症候群（エイズ）対策

後天性免疫不全症候群（以下：エイズという）をはじめ、あらゆる感染症対策において、感染者や患者、その家族に対する偏見や差別をなくし、共に生きる共生型の社会を構築していくことを目標に以下の事業を実施した。

ア　エイズに対する正しい知識の普及事業

地域センター、公民館、大学、専門学校及び高等学校へ、ポスター・パンフレットを配布した。また、市のホームページ、広報紙等を活用し、市民に向けてエイズに対する正しい知識の普及を図った。

イ　ＨＩＶ検査普及週間・世界エイズデーにおけるキャンペーン事業

ＨＩＶ検査普及週間（６月）及び世界エイズデー（12 月）のキャンペーンとして、関係機関、学校等にポスター及びリーフレットを配布し、市民のエイズ対策への関心を高めるとともに、夜間検査を実施した。

ウ　エイズ相談・ＨＩＶ抗体検査事業

検査件数　（単位：件）

区分＼年度	令和３	4	5	6	7
男	8	30	155	144	172
女	1	16	59	71	91
総　数	9	46	214	215	263

＊注：令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 11～12 月に３回のみ即日検査実施。
＊注：令和４年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため４～10 月及び１月の検査は中止。

相談件数　（単位：件）

区分＼年度	令和３	4	5	6	7
男	8	28	26	39	37
女	1	7	8	19	23
総　数	9	35	34	58	61

＊注：検査時の相談件数を除いた数を計上。

(2)　性感染症（ＳＴＤ）対策

性感染症に関する特定感染症予防指針に基づき、梅毒抗体検査、性器クラミジア抗体検査、HBs 抗原（B 型肝炎）検査及び HCV 抗体検査（C 型肝炎）検査を平成 20 年度から実施している。

性感染症検査事業（検査件数）

年　度	区分	梅毒	クラミジア	B 型肝炎	C 型肝炎
令和３	男	7	8	4	4
	女	1	1	0	0
	計	8	9	4	4
4	男	27	27	23	23
	女	8	8	10	10
	計	35	35	33	33
5	男	131	114	109	109
	女	61	52	47	47
	計	192	166	156	156
6	男	168	128	124	124
	女	80	61	57	58
	計	248	189	181	182
7	男	156	153	143	141
	女	90	87	80	80
	計	246	240	223	221

＊注：令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 11～12 月に３回のみ即日検査実施。
＊注：令和４年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため４～10 月及び１月の検査は中止。
＊注：令和５年 12 月から梅毒患者の増加に伴い、月１回の梅毒夜間検査を実施。
＊注：令和６年 10 月からすべての検査を匿名化、令和６年 12 月からインターネットによる予約を導入。
＊注：令和７年４月から月１回の梅毒夜間検査に HIV 等の検査項目を追加し、日中と同様の検査内容へ変更。

(3)　肝炎対策

健康増進法に基づき健康づくり課が医療機関に委託して有料で行っていた検査を休止し、平成 21 年 11 月より緊急肝炎ウイルス検査事業として、医療機関に委託し無料で実施している。平成 28 年４月より肝炎ウイルス検査事業に名称を変更し、実施している。

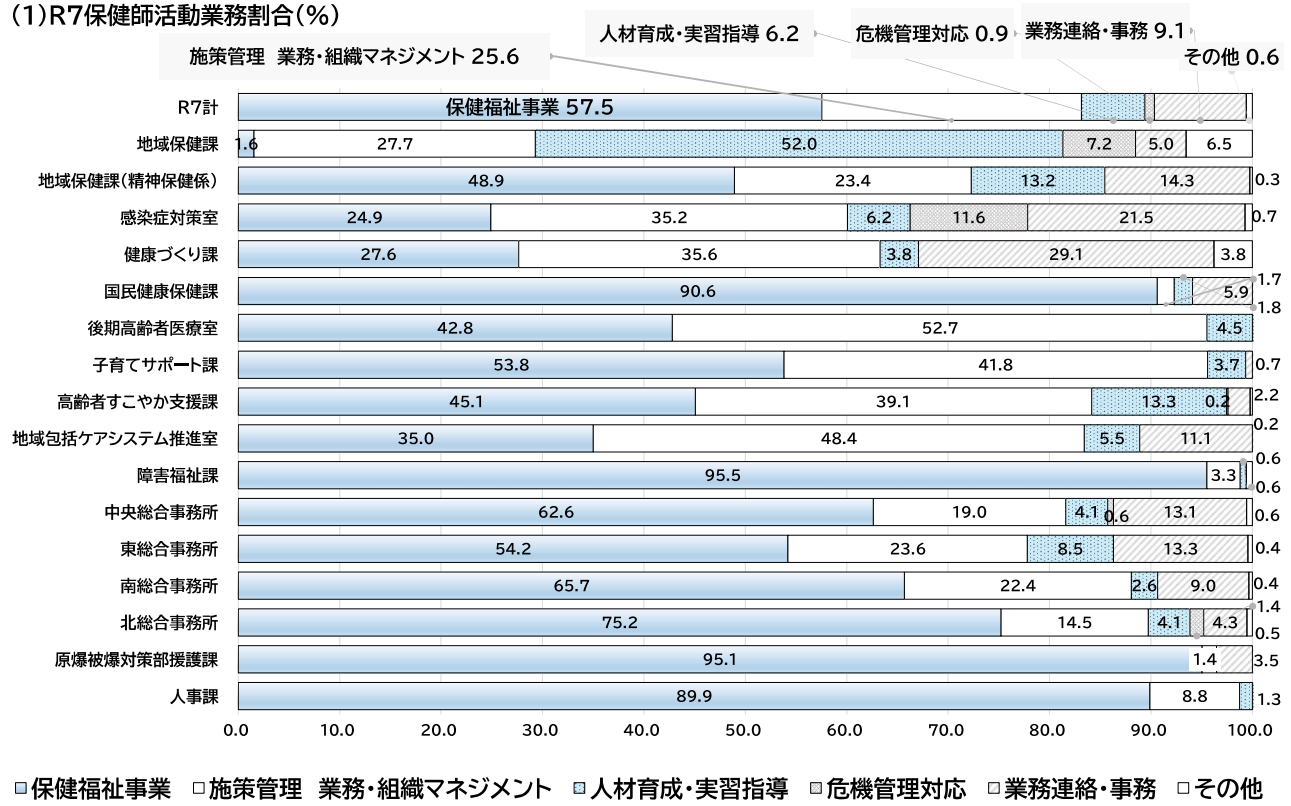
年　度	受診者数	C 型+B 型	C 型のみ	B 型のみ
令和３	1,028	1,012	0	16
4	788	783	4	1
5	749	745	2	2
6	752	745	2	5
7	1,063	1,056	5	2

第11　保健師活動

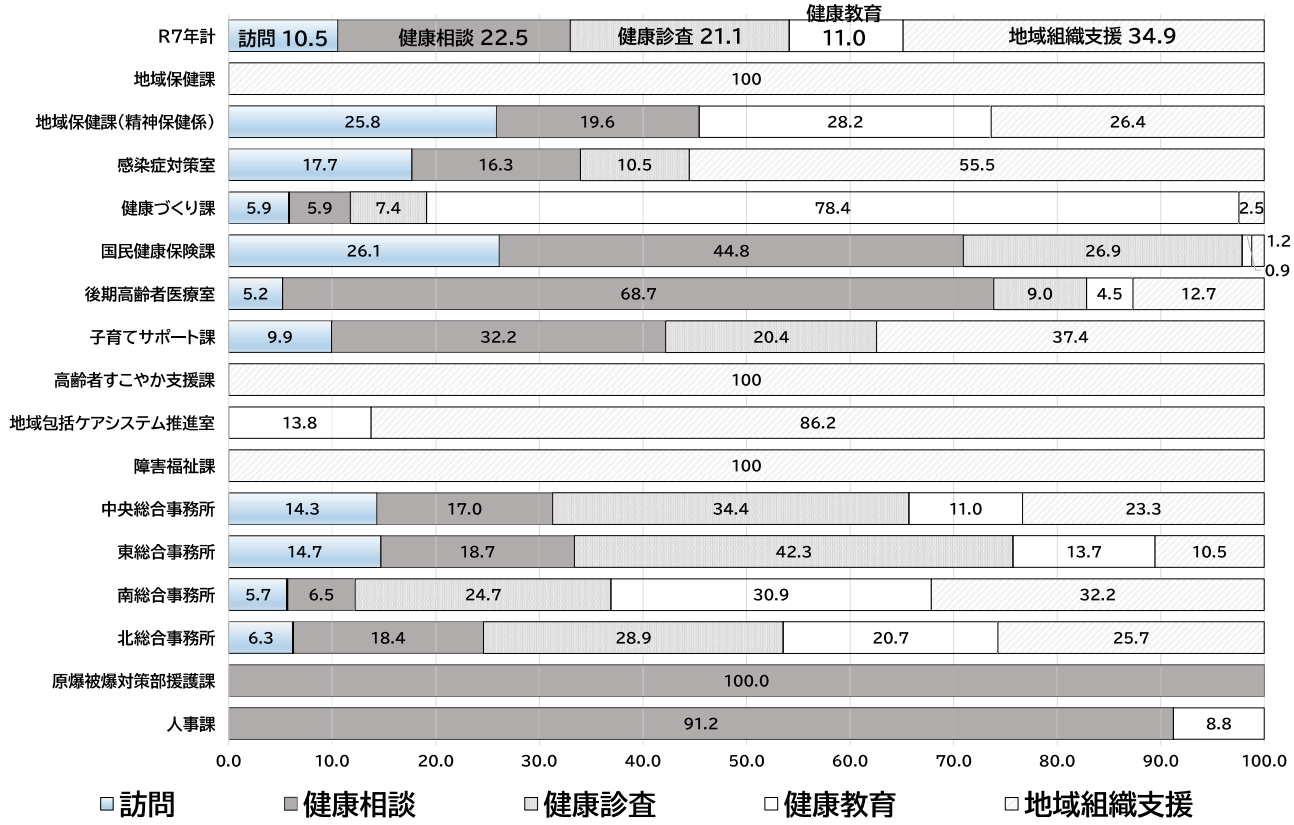
保健師は、地域保健活動における対人保健サービスとして、家庭訪問や健康相談などの個別支援と、集団健診や健康教育などの集団支援を展開している。

これらの活動は、地域保健活動の状況を示す指標の１つとなっている。

(1)R7保健師活動業務割合(%)



(2)上記の内、保健福祉事業の内訳　(時間外含む)(%)



第 12　生活衛生

生活衛生行政は、理美容所、公衆浴場、クリーニング所など生活衛生関係施設、あるいは墓地、大規模建築物、専用水道、共同給水施設などを対象として、これらの施設における衛生上の危害を防止し、公衆衛生の向上を目的に、営業六法（旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法）、墓地埋葬法、建築物衛生法、水道法等の法令に基づき、営業施設の許認可、監視指導の他、生活衛生知識の普及啓発等の業務を実施している。

対象となる施設業態は多種多様にわたり、市民の日常生活に幅広く、また密接に関係しているが、近年、生活様式の多様化に伴い、その営業形態、サービス内容、施設設備も著しく変化を続けている。このような中で、生活衛生関係施設や水道施設において、レジオネラ属菌やクリプトスポリジウムなど病原体による汚染例が報告され、またその危険性が指摘されるなど生活衛生を取り巻く環境は年々、厳しさを増している。

このような状況の中で、令和７年度においては以下の事業を実施した。

１　施設数及び許可・監視数

(1)　営業六法関係施設

本市においては、社会情勢の変化等により、全体として、営業六法関係施設数は横ばい傾向にある。また、管轄地区の広域化により、効率的監視指導体制を執ることが求められている。それに伴い、営業者自身による自主的衛生管理体制の確立を推し進める必要がある。

ア　旅館業

令和７年度は、新たに許可した旅館・ホテル等を含めて「旅館業法」等に基づき、監視指導を実施した。

旅館施設数・監視数

施設数								
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度		許可	廃止	監視
227	228	232	242	284	（内訳） 旅館・ホテル営業　235 簡易宿所　49 下宿営業　0	48	6	146

イ　興行場

立入検査を実施し、衛生状態の維持向上に努めた。

興行場施設数・監視数

施設数								
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度		許可	廃止	監視
11	10	10	12	12	（内訳） 映画館　3 スポーツ施設　3 その他　6	0	0	15

ウ　公衆浴場

一般公衆浴場及び温泉施設等について、「公衆浴場法」等に基づき監視・指導を実施するとともに、「長崎市公衆浴場法施行条例」に基づき浴槽水の採水検査を実施し、不適施設に対する指導を行った。また、一般公衆浴場確保のため、「長崎市公衆浴場衛生管理費補助金交付要綱」及び「長崎市公衆浴場基幹設備整備補助金交付要綱」に基づき、一般公衆浴場の衛生水準の維持に要する費用及び施設設備の更新や補修等に要する費用の一部を補助している。

公衆浴場施設数・監視数

施設数							
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	許可	廃止	監視
54	56	60	65	65 (内訳) 一般公衆浴場　5 （うち公営のもの　2) ヘルスセンター 28 （うち公営のもの 16) サウナ風呂　4 その他　28	5	5	64

補助金交付実績

補助金名	補助件数	補助実績
長崎市公衆浴場衛生管理費補助金	3	1,500,000 円
長崎市公衆浴場基幹設備整備補助金	0	0 円

エ　理容所・美容所

立入り監視に際しては、使用器具類の消毒方法の徹底を重点的に、「理容師法」及び「美容師法」等に基づき、監視指導を行うとともに、理容師及び美容師の業務範囲の厳守と各種届出を徹底するように指導した。

理容所施設数・監視数

施設数							
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	確認	廃止	監視
388	380	369	364	353（従業理容師数 616 人）	4	15	22

美容所施設数・監視数

施設数							
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	確認	廃止	監視
981	999	1,008	1,018	1,022(従業美容師数 1,872 人)	29	25	87

オ　クリーニング業

令和７年度は、「クリーニング業法」等に基づき、営業施設の監視指導を実施した。

クリーニング業施設数・監視数

施設数							
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	確認	廃止	監視
273 無店舗取次店７	262 無店舗取次店７	256 無店舗取次店８	245 無店舗取次店８	245（うち取次所 175） （従業クリーニング師数 114 人） 無店舗取次店８	2 同左０	2 同左０	2 同左０

(2)　墓地・納骨堂・火葬場

墓地等の経営にあたっては、その公益性と永続性が確保されなければならないことから、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、県や関係各課と連携して指導に努めた。また、改葬に関する様々な相談を処理し、その許可を行った。

墓地、納骨堂、火葬場施設数・調査数

施設数							
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	開設許可	廃止許可	調査数
1,412	1,414	1,421	1,423	1,424 （※）	2 （墓　地）0 （納骨堂）2	1 （墓　地）1 （納骨堂）0	31

（※）施設の種別・開設者別内訳

（内訳）	墓地	納骨堂	火葬場
計	1,277	146	1
市営・財産区等	485	3	1
公益法人	15	5	－
宗教法人	279	137	－
社会福祉法人	－	1	－
共同墓地等	498	－	－

改葬許可件数

改葬許可件数				
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
1,900	3,011	3,792	3,559	3,883

(3)　飲料水施設

ア　専用水道・簡易専用水道

専用水道については、立入検査等により衛生指導を実施した。

また、簡易専用水道については、水道法に基づく国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関による検査の不適施設について監視指導を行い、設置者による自主的な衛生管理体制の確立に努めた。

イ　小規模貯水槽水道・小規模専用水道

「長崎市小規模貯水槽水道等の維持管理に関する要綱」に規定されている小規模貯水槽水道、小規模専用水道の立入検査等により衛生指導を実施した。

なお、小規模貯水槽水道の維持管理については、水道事業者と連携し、衛生思想の普及、啓発等に努めた。

ウ　共同給水施設等飲用井戸施設

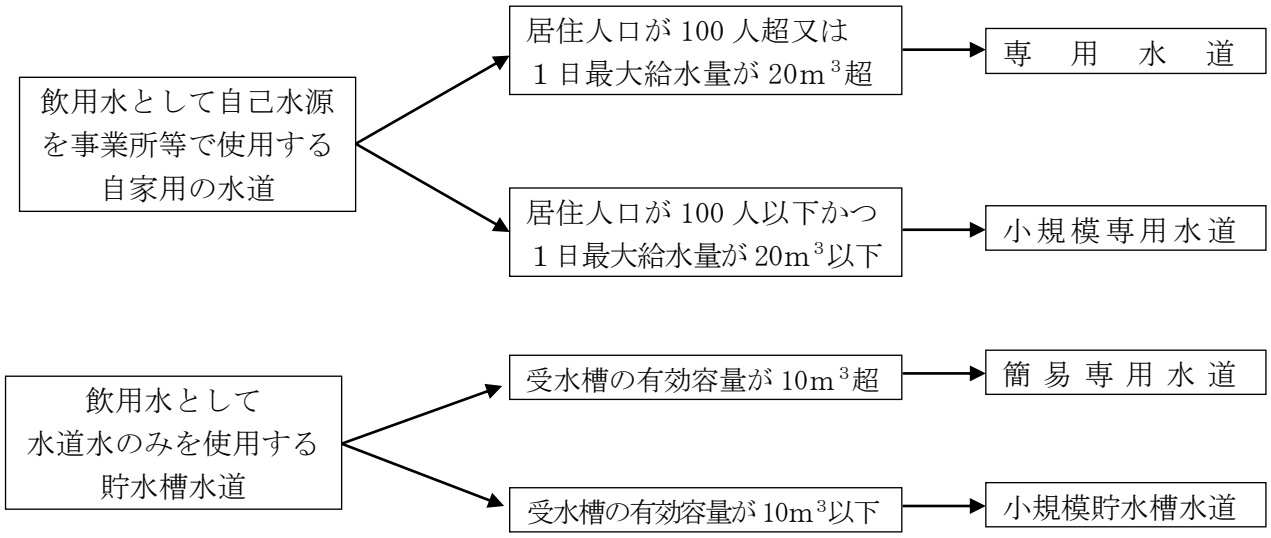
上水道未給水地区において、衛生的かつ安全な水を確保するため、おおむね 10 世帯以上が共同で給水施設を設置している施設（共同給水施設）と 10 世帯未満の世帯において個人等が管理運営する水道施設（個別給水施設）については、水質検査等により安全性の確認を行うとともに、「長崎市共同給水施設等整備費補助金交付要綱」に基づき、施設整備に係る経費の一部を補助している。

共同給水施設は、水源状況調査と水質検査を実施し、水質管理について指導を行うとともに、施設の維持管理及び設備改善等を目的とした補助金について周知している。

また、個別給水施設は、水質検査を実施し、施設の衛生管理について指導した。

その他の飲用井戸等については、相談等に対応して調査・監視を行い、広報媒体を通じて、飲用水に対する衛生意識の普及、向上に努めた。

○専用水道等の種類



飲料水施設数・監視数

施設数						監視
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度		
5,914	5,905	5,894	5,877	5,857	（内訳） 専用水道 73 簡易専用水道 859 小規模専用水道 27 小規模貯水槽水道 4,891 未給水地区共同施設 7	187 （井戸等を含む）

補助金交付実績

補助金名	補助件数	補助実績
長崎市共同給水施設等整備費補助金	0 件	0 円

(4)　一般プール

「遊泳用プールの衛生基準」に基づき、立入調査とプール及びプール付帯設備の気泡浴槽、採暖槽等の水質検査を実施し、遊泳用プールの衛生意識の向上に努めた。

一般プール施設数・調査数

施設数					
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	調査数
20	19	21	21	20	20

(5)　特定建築物

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき書類審査、立入検査による監視指導を行い、建築物内の空気環境や飲料水の衛生向上に努めた。

特定建築物施設数・検査回数

施設数								
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度		新規	非該当	立入検査回数
181	184	183	186	187	（内訳） 興行場 5 百貨店 14 店舗 16 事務所 76 学校 18 旅館 42 その他 16	1	0	81 次の書類検査等を含む 官公庁 16

(6)　温泉

令和７年度末現在、市内に温泉利用許可施設は 14 件あり、公衆浴場として利用している施設については、レジオネラ症防止対策のための浴槽水検査等の監視指導を行い衛生意識の向上に努めた。

2　試験検査

市民の健康被害を未然に防ぐため、以下の施設について水質検査を実施し、その結果に基づき衛生指導等を行った。近年、特にレジオネラ属菌による事故が全国的に発生していることから、危険性の疑われる施設における行政検査を重点的に実施し、指導を行った。

(1)　未給水地区共同給水施設及び個別給水施設

水道水未給水地区の共同給水施設及び個別給水施設について水質検査を実施し、飲料水水質基準不適合施設には適切な対策等を講ずるように指導助言を行った。

未給水地区共同給水施設等水質検査件数

	共同給水施設	個別給水施設	合　計
検　査　件　数	6 (7)	16 (18)	22 (25)
不　適　合　件　数	2 (1)	3 (3)	5 (4)

注：(　) 内は水質検査対象施設数

(2)　湧水

飲用として利用されている湧水について水質検査を実施し、結果を管理者に通知した。

湧水水質検査件数

検　査　件　数	5 (5)
不　適　合　件　数	2 (2)

注：(　) 内は湧水箇所数

(3)　一般プール

「遊泳用プールの衛生基準」の水質基準に基づき、一般プールについて水質検査を実施し、不適合施設には改善指導を行った。

一般プール水質検査件数

	市営施設	民間施設	合　計
検　査　件　数	13 (6)	19 (12)	32 (18)
不　適　合　件　数	0 (0)	3 (2)	3 (2)

注：(　) 内は施設数

(4)　公衆浴場、旅館業

「長崎市公衆浴場法施行条例」「長崎市旅館業法施行条例」に基づき、公衆浴場及び共同浴場を有する旅館業の浴槽水等の検査を実施し、不適合施設については改善指導を行った。

公衆浴場、旅館業水質検査件数

	公衆浴場	旅館	合　計
検　査　件　数	77 (30)	48 (19)	125 (49)
不　適　合　件　数	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注：(　) 内は施設数。旅館の共同浴場は２年に１回実施。

(5)　レジオネラ属菌検査

レジオネラ症感染の危険性が高い施設について検査を実施し、「長崎市公衆浴場法施行条例」または「長崎市旅館業法施行条例」の基準値、厚生省生活衛生局企画課監修新版「レジオネラ症防止指針」における目標値又は厚生労働省健康局長通知「遊泳用プールの衛生基準」における基準値を超過した施設については、直ちに、清掃、消毒等適正な対策を講じるよう厳重な指導を行い、改善を確認した。

レジオネラ属菌検査件数

	公衆浴場	旅　館	小　計	プールの気泡浴槽水	合　計
検　査　件　数	78（30）	48（19）	126（49）	9（ 7）	135（56）
基準値又は目標値超過件数	2（ 2）	1（ 1）	3（ 3）	0（ 0）	3（ 3）

注：（　）内は施設数。旅館の共同浴場は２年に１回実施。

3　市民からの苦情・相談

近年、市民の衛生意識の向上から、さまざまな苦情・相談がある。そのほとんどが相談であり、丁寧な説明に努め解決している。また、苦情の処理にあたっては、すみやかにその原因の究明にあたり、必要に応じて改善指導等を行った。

苦情・相談件数

内　容	営業六法関係施設	墓地･改葬	飲料水施設	建築物	プール	その他	合　計
相談件数	834	2,088	202	209	8	28	3,369

4　講習会等

令和７年度には、生活衛生関係団体の講習会が５回開催され、これに講師を派遣し、延べ 164 人の参加者に衛生管理の指導を行い公衆衛生思想の普及、啓発に努めた。

第13　食品衛生

飲食等による衛生上の危害の発生防止と公衆衛生の向上を目的として「食品衛生法」、「食品表示法」、「長崎県食品衛生に関する条例」及び「長崎市食品衛生に関する規則」等の関係法令に基づき、食品関係営業施設の許認可・監視指導の他、食品衛生知識の普及啓発、食中毒の調査等の業務を実施している。

食品の多様化、製造技術が高度化する今日、消費者の安全を確保するために、科学的判断に基づいた監視指導を行っており、毎年度の食品衛生監視指導計画を策定し、食品営業施設への立入検査、違反食品・不良食品の排除を目的とした収去検査などを実施している。特に、食中毒の多発期を迎える夏期及び大量の食品が流通する年末は、食品一斉取締りを実施するなど監視指導の強化を図っている。

食品衛生法等の一部改正に伴い、令和３年６月１日から原則として全ての食品等事業者が従来の一般衛生管理に加え、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を実施することが義務化された。これに伴い、衛生講習会を実施し、食品等事業者がＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を円滑に導入できるよう指導・助言を行った。

１　営業許可及び監視指導数

（令和７年度監視指導計画）

パブリックコメント等の手続を経て、令和７年度監視指導計画を定め、その中で、監視目標数を次のように設定し、監視活動を実施した。

重要度ランク	ランクの内容	監視回数／年	監視目標件数	実施件数	監視目標達成率(%)
A	危害の発生する可能性が高く、食中毒発生時の社会的影響が非常に大きい施設	３回	312	277	88.8
B	危害の発生する可能性が高い施設	２回	918	729	79.4
C	危害の発生する可能性がある施設	１回	3,970	2,546	64.1
D	危害の発生する可能性が比較的低い施設	（２年に１回）	948	892	94.1
小計			6,148	4,444	72.3
E	危害の発生する可能性が低い施設	必要に応じて	―	594	―
計			―	5,038	―

(1)　食品衛生法による許可を要する食品営業施設の監視状況

区分／年度	営業施設数	監視目標数	営業許可		廃業※	監視指導延件数	監視率（監視目標達成率 %）
			新規※	継続※			
令和３	6,368	6,185	1,233	—	1,133	4,254	68.8
4	6,155	6,292	1,131	—	1,233	5,204	82.7
5	6,250	6,233	1,089	—	994	6,440	103.3
6	6,386	6,310	1,130	—	994	5,609	88.9
7	6,412	6,148	1,146	—	1,122	4,444	72.3

※法改正に伴い旧法による許可施設が許可期間終了後も営業を継続する場合は、許可の更新ではなく新法による新規許可の取得となるため、令和３年６月１日以降は旧法による許可の継続は生じない。
これに伴い、営業許可の新規及び廃業数は旧法許可から新法許可に移行した施設に係るものを含む。

(2)　令和７年度　旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視状況

業種別＼区分		営業施設数	営業許可		廃業	監視指導延件数
			新規	継続		
総数		1,314	－	－	944	562
飲食店営業	一般食堂・レストラン	557	－	－	393	144
	仕出し・弁当	57	－	－	54	54
	旅館	32	－	－	14	57
	その他	308	－	－	237	67
菓子製造業（含パン）		96	－	－	68	62
乳処理業		0	－	－	0	0
乳製品製造業		1	－	－	0	0
魚介類販売業		72	－	－	62	45
魚介類せり売り営業		0	－	－	0	0
魚肉ねり製品製造業		9	－	－	9	25
食品の冷凍・冷蔵業		26	－	－	15	15
缶詰瓶詰食品製造業		1	－	－	1	2
喫茶店営業		31	－	－	33	3
あん類製造業		1	－	－	0	4
アイスクリーム類製造業		7	－	－	4	13
食肉処理業		3	－	－	2	0
食肉販売業		54	－	－	28	32
食肉製品製造業		1	－	－	0	2
みそ製造業		1	－	－	1	0
ソース類製造業		1	－	－	0	2
酒類製造業		0	－	－	0	0
豆腐製造業		2	－	－	1	4
めん類製造業		7	－	－	4	10
そうざい製造業		43	－	－	17	16
添加物製造業		1	－	－	0	0
清涼飲料水製造業		3	－	－	1	5
氷雪製造業		0	－	－	0	0

(3)　令和７年度　改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視状況

区分 / 業種別	営業施設数	営業許可		廃業	監視指導延件数
		新規	継続※		
総数	5,098	1,146	－	178	3,882
飲食店営業	3,891	907	－	143	2,615
調理の機能を有する自動販売機	19	6	－	2	9
食肉販売業	94	31	－	4	133
魚介類販売業	184	47	－	8	227
魚介類競り売り営業	1	0	－	0	2
集乳業	0	0	－	0	0
乳処理業	0	0	－	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	－	0	0
食肉処理業	6	1	－	0	11
食品の放射線照射業	0	0	－	0	0
菓子製造業	447	81	－	12	369
アイスクリーム類製造業	3	0	－	1	7
乳製品製造業	0	0	－	0	0
清涼飲料水製造業	6	1	－	0	9
食肉製品製造業	3	0	－	0	18
水産製品製造業	138	22	－	4	249
氷雪製造業	3	0	－	0	9
液卵製造業	0	0	－	0	0
食用油脂製造業	0	0	－	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	8	0	－	0	2
酒類製造業	4	0	－	0	2
豆腐製造業	5	1	－	0	14
納豆製造業	0	0	－	0	0
麺類製造業	20	5	－	2	34
そうざい製造業	152	26	－	1	92
複合型そうざい製造業	0	0	－	0	0
冷凍食品製造業	25	7	－	0	34
複合型冷凍食品製造業	1	1	－	0	0
漬物製造業	70	8	－	1	35
密封包装食品製造業	8	1	－	0	4
食品の小分け業	9	1	－	0	4
添加物製造業	1	0	－	0	3

※新法に基づく許可は、許可期間が終了したものがないため、許可の継続は生じていない。

(4)　令和７年度　改正食品衛生法の届出を要する食品関係営業施設の監視状況

業種別＼区分		営業施設数	監視指導延件数
総　数		3,109	594
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	153	13
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	211	20
	乳類販売業	529	55
	氷雪販売業	7	3
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	131	0
販売業	弁当販売業	31	8
	野菜果物販売業	235	45
	米穀類販売業	64	1
	通信販売・訪問販売による販売業	7	0
	コンビニエンスストア	182	44
	百貨店、総合スーパー	110	186
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	128	1
	その他の食料・飲料販売業	457	91
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第 13 条第１項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	1
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	48	5
	農産保存食料品製造・加工業	21	1
	調味料製造・加工業	15	1
	糖類製造・加工業	0	0
	精穀・製粉業	5	0
	製茶業	15	3
	海藻製造・加工業	11	2
	卵選別包装業	0	0
	その他の食料品製造・加工業	302	10
上記以外のもの（改正法による改正後の法第 68 条第３項において準用されるものを含む。）	行商	123	1
	集団給食施設	309	101
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	2	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	0
	その他	9	2

2　収去検査

食品衛生法に基づく規格及び基準に違反している食品、又は不衛生食品等を排除するため、食品衛生監視員が市内で製造・販売している食品を収去し、長崎市保健環境試験所で検査を実施している。

(1)　食品等収去試験状況（乳類を除く）

区分／年度		収去検体数	不良検体数	不良理由					不良率(%)
				大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	その他	
令和３		449	2	0	0	0	0	2	0.4
4		462	0	0	0	0	0	0	0.0
5		515	0	0	0	0	0	0	0.0
6		521	0	0	0	0	0	0	0.0
7		461	1	0	0	0	0	1	0.2
内訳	魚介類	31	0	0	0	0	0	0	0.0
	冷凍食品	20	0	0	0	0	0	0	0.0
	魚介類加工品	46	0	0	0	0	0	0	0.0
	肉卵類・その加工品	40	0	0	0	0	0	0	0.0
	乳製品	15	0	0	0	0	0	0	0.0
	乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	ｱｲｽｸﾘｰﾑ類・氷菓	6	0	0	0	0	0	0	0.0
	穀類・その加工品	99	0	0	0	0	0	0	0.0
	野菜類果物・その加工品	78	1	0	0	0	0	1	1.3
	菓子類	103	0	0	0	0	0	0	0.0
	清涼飲料水	4	0	0	0	0	0	0	0.0
	酒精飲料	8	0	0	0	0	0	0	0.0
	氷雪	3	0	0	0	0	0	0	0.0
	水	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	缶詰・瓶詰食品	3	0	0	0	0	0	0	0.0
	その他の食品	5	0	0	0	0	0	0	0.0
	添加物	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	器具・容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0.0

※　「不良検体数」は食品衛生法に違反した検体数(実数)

(2)　乳類収去試験状況

区分／年度	収去検体数	不適検体数	不適理由						不適率(%)
			無脂肪固形物	乳脂肪分	比重	酸度	細菌数	大腸菌群	
令和３	17	0	0	0	0	0	0	0	0.0
4	17	0	0	0	0	0	0	0	0.0
5	14	0	0	0	0	0	0	0	0.0
6	15	0	0	0	0	0	0	0	0.0
7	15	0	0	0	0	0	0	0	0.0

3　魚介類の検査結果

魚介類の有害物質による汚染の状況を把握するため、市場や漁協において買い上げた魚介類を長崎市保健環境試験所にて検査している。

また、生食用かきの規格検査及び生食用かきの採取海域に指定されている琴海地区、戸石地区及び深堀地区で海水の検査を実施した。

(1)　魚類の水銀とＰＣＢ検査結果

暫定的規制値　総水銀　0.4ppm　（メチル水銀 0.3ppm）

PCB　遠洋沖合魚介類　0.5ppm　内海内湾魚介類　3ppm

（買上年月日：令和８年２月 10 日）

No.	魚　　種	定　量　値　(ppm)		試料匹数	漁　獲　水　域
		総　水　銀	Ｐ　Ｃ　Ｂ		
1	マイワシ	0.03	−	10	五島沖
2	ウルメイワシ	0.18	−	5	
3	カイワリ	0.06	<0.01	11	
4	ヒメアジ	0.06	−	5	
5	アオアジ	0.16	−	6	
6	マアジ	0.04	−	7	
7	タチウオ	0.08	<0.01	5	
8	アカヤガラ	0.03	−	3	
9	マサバ	0.23	−	5	
10	ゴマサバ	0.11	−	5	
11	ヤマトカマス	0.12	<0.01	6	
12	シロサバフグ	0.11	−	6	
13	サワラ	0.04	−	5	

(2)　畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査結果（再掲）

食　品　名	収去数	抗　生　物　質	合成抗菌剤	そ　の　他	収去年月日
養殖トラフグ	1	陰　性	陰　性	陰　性	R7.12. 1
養殖マダイ	1	陰　性	陰　性	陰　性	R7.12. 1

(3)　生食用かきの成分規格検査(再掲)及び採取海域の海水検査

琴海海域については、当分の間生食用かきを出荷する見込みが無い旨を生産者団体から聞き取ったため、生食用かきの成分規格検査を見送った。

ア　生食用かきの成分規格検査

食品名	収去数	採取海域	細菌数	E.coli 最確数	収去年月日
かき	1	深堀（大籠馬落とし地先）	適	適	R７．５．14
	1	深堀（大籠馬落とし地先）	適	適	R７.10．６
	1	戸石（島の前）	適	適	R７．５．14
	1	戸石（毛屋）	適	適	R７．５．14
	1	戸石（曲崎）	適	適	R７．５．14
	1	戸石（島の前）	適	適	R７.10.14
	1	戸石（毛屋）	適	適	R７.10.14
	1	戸石（曲崎）	適	適	R７.10.14

イ　採取海域の海水検査

品　名	検体数	採　水　ポ　イ　ン　ト	大腸菌群最確数	採水年月日
海水	1	深堀（大籠馬落とし地先A地点）	適	R７．５．14
	1	深堀（大籠馬落とし地先A地点）	適	R７.10．６
	1	深堀（大籠馬落とし地先C地点）	適	R７.10．６
	5	琴海（形上湾）	不適(※1)	R７.10.14
	2	琴海（吉ノ浦）	不適(※1)	
	2	琴海（古泊海岸）	適	
	5	琴海（形上湾）	適	R８．１.26
	2	琴海（吉ノ浦）	適	
	2	琴海（古泊海岸）	適	
	1	戸石（島の前）	適	R７．５.14
	1	戸石（曲崎）	適	
	1	戸石（毛屋）	適	
	1	戸石（島の前）	適	R７.10.14
	1	戸石（曲崎）	適	
	1	戸石（毛屋）	適	

※ 生食用かきは出荷していない。

4　観光関連施設等監視事業

観光都市として、旅館等の宿泊施設や旅行客が利用する飲食店など観光関連施設等における食中毒は、健康被害にとどまらず観光業界全体にも大きな打撃を与えるため、立入検査を実施し重点的に監視指導を行っている。

観光関連施設等の監視指導とＡＴＰ拭き取り検査実施状況

実施期間	対　象　施　設	立入検査	ＡＴＰ拭き取り検査	
		実 施 数	実施施設数	検査検体数
7年7月9日～ 8年2月27日	観光関連施設	199	53	240
7年5月8日～ 7年6月5日	学校給食	25	24	128
7年10月17日～ 8年2月27日	福祉施設給食 （保育所、老人福祉施設等）	43	39	184
7年11月4日～ 8年2月24日	病院給食	21	21	108
計		288	137	660

5　食中毒

食中毒防止のため、日常監視を強化しているが、特に食中毒を起こしやすい業種（旅館、弁当、仕出し、そうざい等)、大規模な食中毒が発生する可能性が高い施設（集団給食施設、各種製造所等）に対しては、重点的に監視指導をしている。

食中毒あるいはその疑いがあるとして医療機関等から届出がなされると、疫学調査、細菌検査等を実施し、原因食品、原因物質の究明を行い、食中毒の拡大及び再発の防止に努めている。

また、市の広報紙やホームページ、X、LINEを活用して、営業者や市民に注意を喚起している。

(1)　食中毒発生状況

（1月～12月）

区分＼年	令和3	4	5	6	7
件　　数	6	7	8	4	9
患 者 数	54	10	38	38	43

(2)　令和７年発生内訳

（１月～12 月）

発生月日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数
１月 26 日	飲食店	刺身盛り合わせ	アニサキス	1
２月２日	飲食店	ヒラメの刺身	クドア･セプテンプンクタータ	9
４月９日	不明	不明	アニサキス	1
５月５日	飲食店	当該施設において調理、提供された食品	カンピロバクター	3
６月 28 日	家庭	フグ	フグ毒(推定)	1
８月 15 日	飲食店	当該施設において調理、提供された食品	ノロウイルス	7
８月 19 日	飲食店	８月 19 日の夕食に提供されたピラフ	黄色ブドウ球菌	14
11 月５日	飲食店	11 月３日に当該施設において調理、提供された食事	カンピロバクター	4
12 月２日	飲食店	11 月 29 日に当該施設において調理、提供された食事	カンピロバクター	3

６　食品衛生講習会の実施状況

食中毒等、食品に起因する危害を防止するため、食品営業者に対し、施設の管理運営事項等、食品衛生に関する知識を普及させ、自主衛生管理を徹底させるために講習会を実施している。

（令和７年度）

総　　数		食　品　営　業　者		給　食　施　設	
回　数	受講者	回　数	受講者	回　数	受講者
24	1,614	22	1,342	2	272

７　相談等の状況

近年は、食品の加工・製造技術の進歩や食品貯蔵・輸送手段の改善が著しく進むとともに、消費者の嗜好の変化、外食や中食購入の増加など食生活が多様化するなかで、一般消費者からの食品に対する不安や相談について応えることも重要な仕事となっている。

相談処理にあたっては、その原因を究明し、営業者に対する改善指導を行うとともに、その結果を相談者に知らせ理解を得ることとしている。

（令和７年度）

総数	苦　情　・　相　談　内　容					
	有症苦情	異物混入	衛生管理	異味・異臭	表示	その他
2,150	28	7	23	6	64	2,022

※表示については、食品表示法の衛生事項にかかるもの

平成９年度から市民相談窓口を設け、講師の派遣、啓発ビデオの貸し出し等の市民サービスを実施し、市民への食品衛生思想の普及、啓発を図っている。

（令和７年度）

総　　数		講師の派遣		ビデオの貸し出し	
回　数	対象人員	回　数	対象人員	回　数	受講者
13	544	12	524	1	20

8　食品衛生月間

厚生労働省では、食品衛生管理の徹底及び地方公共団体等におけるリスクコミュニケーションへの取組の充実等を図るため、８月を「食品衛生月間」と定めている。長崎市では、食品衛生月間の取り組みとして、次のとおり実施した。

(1)　実施期間　令和７年８月１日～８月 31 日
(2)　実施内容　ア　夏休み親子手洗い食品検査実験教室
　　イ　ポスター配布による広報啓発
　　ウ　のぼりによる広報啓発
　　エ　監視車による広報啓発
　　オ　ホームページ等による広報

9　長崎市食品衛生協会の育成

長崎市食品衛生協会（長崎市内の食品関連業者が自ら食品衛生の向上を図るために組織している。）が行う事業、特に食品衛生責任者講習会、食品衛生指導員による巡回指導等に対し、積極的に指導及び助言を行い、営業者自身による自主検査体制の確立に努めている。特に、指導員活動については事業補助金を交付し、協会の自主活動を助成している。

＊令和７年度末現在	構成組合数及び分会数	27
	会員数	3,514 件
	指導員数	87 人

第14　食肉検査

1　食鳥検査

食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、安全でかつ衛生的な食鳥肉を供給するため、食鳥処理施設に検査員として２名の獣医師を派遣していたが、食鳥処理施設の閉鎖に伴い、平成14年５月２日付けで業務を終了した。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第６次地方分権一括法)」の施行に伴い、平成 29 年４月１日より指定検査機関の指定・監督に係る権限が厚生労働大臣から保健所設置市長（又は都道府県知事）に移譲された。

第 15　薬務行政

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局・薬局製剤製造販売業・薬局製剤製造業・医薬品販売業・医療機器販売業及び貸与業に対する許認可事務及び監視等、毒物及び劇物取締法に基づく販売業の登録事務及び監視等を行っている。また、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品の試買検査等を実施し、保健衛生の向上を図っている。また、「薬物問題相談窓口」においての啓発相談及び啓発活動や、薬物乱用防止対策事業への参加及び協力等の活動を行っている。

1　薬局・医薬品販売業等の許認可事務及び監視等

平成９年４月から、都道府県知事の権限の一部であった医薬品販売業の許認可等が、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長に移譲されることとなった。

平成 21 年６月の薬事法改正により、医薬品販売業の区分のうち「一般販売業」が廃止となり、新たな医薬品販売業の区分として「店舗販売業」が新設され許認可の事務等を開始した。

平成 25 年４月から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い薬局、薬局製剤製造販売業及び薬局製剤製造業に関する許認可の事務等を開始した。

(1)　許可施設及び事務処理状況

（令和７年度）

		総数	薬局	薬局製剤製造販売業	薬局製剤製造業	店舗販売業	特例販売業
許可施設数		351	258	6	6	80	1
事務処理状況	新規許可申請	14	11	0	0	3	
	許可更新申請	31	27	0	0	4	0
	許可証書換え申請	1	1	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0
	製造販売承認	0		0			
	製造販売届出	0		0			
	薬局製剤承認整理	0		0			
	品目変更・追加	0					0
	変更届	929	625	0	0	304	0
	薬局等外薬事従事許可申請	21	21			0	
	薬局等外薬事従事許可廃止届	18	18			0	
	薬局等外薬事従事許可変更届	0	0				
	廃止届	33	20	0	0	13	0
	休止届	1	1	0	0	0	0
	再開届	0	0	0	0	0	0
	取扱処方箋枚数届	179	179				

(2) 違反状況

（令和７年度）

		総数	薬局	医薬品製造販売業（薬局）	医薬品製造業（薬局）	店舗販売業	特例販売業	業務上取り扱う施設
許可施設数		351	258	6	6	80	1	－
立入検査施設数		179	142	0	0	37	0	0
違反発見施設数		79	61	0	0	17	0	1
違反発見件数	無許可無届業	0		0	0	0		
	無承認品	3	2	0		0	0	1
	不良品	0	0	0	0	0	0	0
	不正表示品	0	0	0		0	0	0
	虚偽・誇大広告	0	0	0	0	0	0	0
	未承認医薬品等の広告	3	2	0	0	0	0	1
	毒劇薬の譲渡等	0	0	0	0	0	0	0
	毒劇薬の貯蔵陳列	6	6	0	0	0	0	0
	処方箋医薬品の譲渡記録等	0	0	0				
	制限品目の販売	0		0		0	0	0
	構造設備の不備	2	2		0	0		
	販売体制等の不備	36	30			6		
	特定販売に係る違反	0	0			0		
	医薬品販売業者の管理者に係る違反	20	15			5		
	その他	76	56	0	0	20	0	0
指導件又は数	許可取消・業務停止	0	0	0	0	0	0	0
	改善命令等	0	0	0	0	0	0	0
	検査命令等	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄等	0	0	0	0	0	0	0
	報告書等	0	0	0	0	0	0	0
	注意文書交付	1	0	0	0	0	0	1
	指導票交付	0	0	0	0	0	0	0
	その他（口頭指導等）	78	61	0	0	17	0	0
告発件数		0	0	0	0	0	0	0

2 医療機器販売業及び貸与業等の許認可事務及び監視等

平成 27 年４月から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い医療機器販売業及び貸与業に関する許認可の事務等を開始した。

(1)　許可・届出施設及び事務処理状況

（令和７年度）

		総数	高度管理医療機器等		管理医療機器		
			販売業	貸与業	販売業	貸与業	期限付
許可・届出施設数		1,841	271	119	1,129	322	
事務処理状況	新規許可申請	18	11	7			
	新規届出	106			65	21	20
	許可更新申請	28	21	7			
	変更届	467	139	75	161	92	0
	廃止届・廃業確認	79	19	7	37	16	
	許可証書換え申請	4	2	2			
	許可証再交付申請	0	0	0			
	届出済み証明	3			2	1	0
	薬局等外薬事従事許可申請	11	11	0			
	薬局等外薬事従事許可廃止届	10	10	0			
	休止届	2	0	0	1	1	
	再開届	0	0	0	0	0	

(2)　違反状況

（令和７年度）

		総数	高度管理医療機器等		管理医療機器	
			販売業	貸与業	販売業	貸与業
許可・届出施設数		1,841	271	119	1,129	322
立入検査施設数		138	66	13	58	1
違反発見施設数		23	12	1	10	0
違反発見件数	無許可無届業	1	1	0	0	0
	無承認品	0	0	0	0	0
	不良品	0	0	0	0	0
	不正表示品	0	0	0	0	0
	虚偽・誇大広告	0	0	0	0	0
	未承認医薬品等の広告	0	0	0	0	0
	構造設備の不備	0	0	0	0	0
	その他	23	12	1	10	0
処分又は指導件数	許可取消・業務停止	0	0	0	0	0
	改善命令等	0	0	0	0	0
	検査命令等	0	0	0	0	0
	廃棄等	0	0	0	0	0
	報告書等	0	0	0	0	0
	注意文書交付	1	1	0	0	0
	指導票交付	2	1	1	0	0
	その他（口頭指導等）	20	10	0	10	0
告発件数		0	0	0	0	0

3　薬物乱用防止対策

薬物乱用防止対策の推進事業

(1) 不正大麻・けし撲滅運動（　4月1日～6月30日　）
　・ポスターの掲示、パンフレット等の配布

(2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（　6月20日～7月19日　）
　・ポスターの掲示、チラシ等の配布、広報誌への記事掲載
　・国連支援募金

(3) 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（　10月1日～　11月30日　）
　・ポスターの掲示、パンフレット等の配布、広報誌への記事掲載

(4) 「個人輸入・指定薬物等適正化対策事業」の広報
　・ポスターの掲示、パンフレット等の配布

4　毒物劇物販売業の登録事務及び監視等

平成12年4月1日から「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、これに伴い、都道府県知事の権限の一部であった毒物及び劇物取締法に基づく販売業の登録の事務等が、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長に移譲されることとなった。これにより、毒物及び劇物について、衛生上の見地から必要な取締りを行っている。

(1)　監視指導状況

（令和7年度）

			総数	一般	農業用	特定
登録施設数			177	163	9	5
立入検査施設数			36	36	0	0
違反発見施設数			5	5	0	0
違反発見件数	未登録者		0	0	0	0
	構造設備	施錠不備	2	2	0	0
		混置	0	0	0	0
	表示（貯蔵・陳列・容器）		1	1	0	0
	届出義務違反		0	0	0	0
	譲受書面	記載事項不備	2	2	0	0
		押印又は拇印漏	0	0	0	0
		保存期間	0	0	0	0
	交付時の年齢確認		0	0	0	0
	取扱責任者	勤務不良	0	0	0	0
		無届変更	0	0	0	0
	爆発物等	確認義務	0	0	0	0
		帳簿及びその保存	0	0	0	0
	廃棄		0	0	0	0
	その他		1	1	0	0
処分又は指導件数	改善命令		0	0	0	0
	始末書等		0	0	0	0
	その他（口頭指導等）		5	5	0	0

(2)　事務処理件数

（令和７年度）

	総　数	一　般	農業用	特　定
新規登録申請	4	4	0	0
登録更新申請	18	18	0	0
登録票書換交付	2	2	0	0
登録票再交付	2	2	0	0
取扱責任者設置届	2	2	0	0
取扱責任者変更届	12	12	0	0
変更届	17	17	0	0
廃止届・廃業確認	16	15	1	0

《参考：毒物及び劇物取締法》

（販売業の登録の種類）

第４条の２　毒物又は劇物の販売業の登録を分けて、次のとおりとする。

１　一般販売業の登録

２　農業用品目販売業の登録

３　特定品目販売業の登録

（販売品目の制限）

第４条の３　農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であって厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

２　特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しく陳列してはならない。

5　家庭用品の監視及び検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、家庭用品販売業の監視指導を行うとともに、有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について一般に流通している製品の安全性をチェックするための試買検査を実施した。

家庭用品検査件数

（令和７年度）

	ホルムアルデヒド
検査件数	40
不適合件数	0

6　市民からの相談等

医薬品販売制度に係る苦情・相談窓口として、市民からの相談等に応じている。また、寄せられた通報については、すみやかに事実確認を行ったのち、その原因の究明にあたり、必要に応じて改善指導等を行っている。

そのほか、医薬品医療機器等法や毒物及び劇物取締法に関する営業者からの相談についても随時応じている。

相談等件数（令和７年度）　全 359 件（内訳：相談 346 件、通報５件、苦情８件）

第 16　保健環境試験検査

1　保健環境試験所の概要

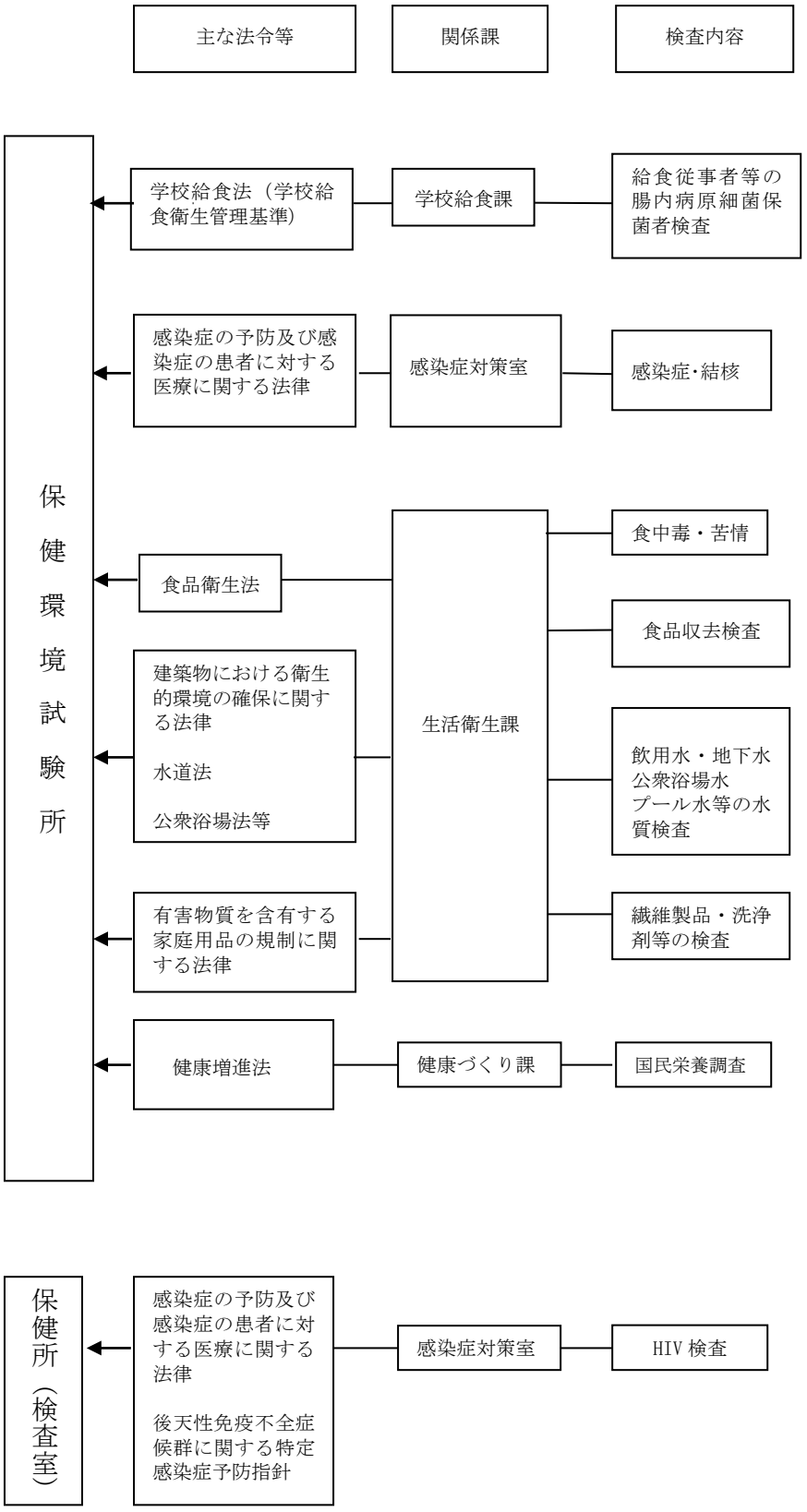
ＳＦＴＳウイルスによる感染症、ノロウイルスによる食中毒、農薬や異物が混入した食品による健康被害の発生など、私たちの健康を脅かす事例が毎年発生しています。

保健環境試験所は、市民の健康を守り安全で安心な生活を送れるよう、微生物・理化学の試験検査を実施し、正確で迅速な検査データの提供に努めています。

保健環境試験所
所長　１名
- 理化学試験係　　４名
- 微生物検査係　　４名

種別＼区分＼年度		3		4		5		6		7	
		件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数
微生物検査	総　　数	34,985	37,879	15,885	17,304	10,431	11,917	13,519	15,426	15,283	34,100
	感染症検査	34,082	35,970	15,080	15,377	9,308	9,401	12,258	12,361	12,667	12,887
	食中毒検査	201	441	106	340	119	454	332	1,141	318	763
	HIV 即日検査	9	9	47	47	214	214	215	215	263	263
	食品細菌検査	396	1,088	412	1,220	474	1,461	466	1,396	434	1,251
	水質細菌検査	297	371	240	320	316	387	248	313	329	394
理化学試験	総　　数	581	8,862	599	8,887	642	8,804	624	9,049	636	9,271
	食品試験	365	7,395	402	7,391	416	7,447	433	7,866	405	8,058
	家庭用品試験	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	水質試験	176	1,427	157	1,456	186	1,317	151	1,143	191	1,173

保健環境試験所の業務


主な法令等
関係課
検査内容
保健環境試験所
学校給食法（学校給食衛生管理基準）
学校給食課
給食従事者等の腸内病原細菌保菌者検査
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
感染症対策室
感染症･結核
食品衛生法
生活衛生課
食中毒・苦情
食品収去検査
建築物における衛生的環境の確保に関する法律
水道法
公衆浴場法等
飲用水・地下水
公衆浴場水
プール水等の水質検査
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
繊維製品・洗浄剤等の検査
健康増進法
健康づくり課
国民栄養調査
保健所（検査室）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針
感染症対策室
HIV 検査

2　微生物検査

(1)　感染症検査

ア　保菌者検索検便

長崎市教育委員会からの依頼で、学校給食調理従事者に対して腸管系病原細菌の培養検査を行った。

保菌者検索検便検査件数

区分＼年度	3	4	5	6	7
赤　　痢	4,092	3,010	2,966	3,974	4,135
サルモネラ属菌	4,092	3,010	2,966	3,974	4,135
O157	4,092	3,010	2,966	3,974	4,135
O26・O111	−	−	−	−	−
ノロウイルス	−	−	−	−	−

イ　感染症発生動向調査事業等の検査

感染症発生時の原因微生物の同定検査、毒素検査及びウイルス検査を行った。リケッチアについては、つつが虫、日本紅斑熱検査を行った。蚊調査については、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針に基づき、デング熱、チクングニア熱、ジカ熱検査を行った。

令和７年度感染症検査件数

病原体名		0157	他のEHEC	SFTS	ﾘｹｯﾁｱ	風疹	麻疹	CRE	蚊調査	ﾉﾛｳｲﾙｽ ｱﾃﾞﾉ、ﾛﾀ	ﾃﾞﾝｸﾞ熱	ﾚｼﾞｵﾈﾗ
検体名	便･吐物	5	14	−	−	−	−	−	−	1	−	−
	菌株	1	2	−	−	−	−	7	−	−	−	1
	血液	−	−	41	40	1	6	−	−	−	−	−
	尿	−	−	34	−	1	4	−	−	−	−	−
	痂疲	−	−	−	21	−	−	−	−	−	−	−
	蚊・ダニ	−	−	−	−	−	−	−	75	−	−	−
	咽頭ぬぐい液	−	−	−	−	1	5	−	−	−	−	−
	喀痰	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2

(2)　食中毒・苦情検査

食中毒等が発生した場合は、食品衛生法に基づき微生物検査を行った。

食中毒・苦情検査件数

区分＼年度	検体名						件数	項目数
	菌株	患者便	調理員便	食品	拭き取り	その他		
3	2	28	42	75	54	−	201	441
4	1	29	13	29	34	−	106	340
5	2	22	27	15	53	−	119	454
6	5	54	127	74	72	−	332	1,141
7	3	84	97	59	75	−	318	763

(3)　ＨＩＶ即日検査件数

区分＼年度	3	4	5	6	7
ＨＩＶ即日検査	9	47	214	215	263

(4)　食品細菌検査

食中毒の発生防止と食品衛生向上を図る目的から、市内で販売される食品について、一般細菌数・大腸菌群・サルモネラ属菌・腸炎ビブリオ・黄色ブドウ球菌・腸管出血性大腸菌（O157・O26・O111・O103・O121・O145）などの細菌検査を行った。

食品細菌検査件数

年度＼検査項目	検体数	一般細菌数	大腸菌群	大腸菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	クロストリジウム属菌	乳酸菌数又は酵母数	腸管出血性大腸菌	カンピロバクター	リステリア
3	396	267	320	39	122	45	165	17	－	111	2	－
4	412	287	336	45	134	48	226	12	－	130	2	－
5	474	343	391	43	163	49	287	20	－	163	2	－
6	466	323	382	46	141	46	281	20	－	152	5	－
7	434	301	352	39	131	41	245	16	－	123	3	－

令和７年度食品細菌検査の食品別内訳

区分＼検査項目	検体数	一般細菌数	大腸菌群	大腸菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	クロストリジウム属菌	乳酸菌数又は酵母数	腸管出血性大腸菌	カンピロバクター	リステリア
牛乳･乳製品 発酵乳･乳酸菌飲料	30	30	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－
氷雪･氷菓 アイスクリーム	19	19	19	－	4	－	−16	－	－	－	－	－
冷凍食品	20	20	6	14	－	－	－	－	－	－	－	－
食肉製品	30	－	4	4	8	－	14	16	－	－	－	－
清涼飲料水 ミネラルウォーター	4	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生食用カキ ゆでだこ	14	8	－	8	－	6	－	－	－	－	－	－
生食用食肉 生食用刺身	17	－	－	3	3	14	－	－	－	3	3	－
生菓子	90	90	90	－	51	－	90	－	－	－	－	－

検査項目 / 区分	検体数	一般細菌数	大腸菌群	大腸菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	クロストリジウム属菌	乳酸菌数又は酵母数	腸管出血性大腸菌	カンピロバクター	リステリア
豆腐・麺類	14	14	12	2	－	－	6	－	－	－	－	－
弁当・惣菜	120	120	119	－	65	13	119	－	－	120	－	－
魚肉練り製品 鯨肉製品	34	－	34	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カキ用海水	34	－	34	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漬物	8	－	－	8	－	8	－	－	－	－	－	－
総数	434	301	352	39	131	41	245	16	－	123	3	－

(5)　水質細菌検査

飲用井戸水等の安全確保のため細菌検査を行った。また、遊泳用プールの衛生基準及び長崎市公衆浴場法施行条例に基づき、プール水、公衆浴場水などの細菌検査を行った。

水質細菌検査件数

年度 / 区分 / 種別	3		4		5		6		7	
	件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数
飲用水	36	72	42	84	34	68	33	66	29	58
利用水	261	299	198	236	282	319	215	247	300	336

令和７年度水質細菌検査の検査項目別の内訳

区分＼検体名		飲用水			利用水			合計
		水道水	井戸水	その他の飲用水	プール水	公衆浴場水	その他の利用水	
件数		－	17	12	36	264	－	329
検査項目数		－	34	24	72	264	－	394
内訳	一般細菌数	－	17	12	36	－	－	65
	大腸菌	－	17	12	36	126	－	191
	レジオネラ属菌	－	－	－	－	138	－	138

３　理化学試験

(1)　水質化学試験

飲用井戸水等の安全確保のため理化学検査を行った。また、遊泳用プールの衛生基準及び長崎市公衆浴場法施行条例に基づき、プール水、公衆浴場水などの理化学検査を行った。

水質化学試験件数

種別＼年度	3		4		5		6		7	
	件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数
飲用水	36	868	43	956	34	748	33	673	29	595
利用水	140	559	114	500	152	569	118	470	162	578

令和７年度水質化学試験件数の内訳

種別	水の種類	件数	項目数
飲用水	水道水	0	0
	井戸水	15	303
	その他	14	292
利用水	プール水	126	254
	浴場水	36	324

(2)　食品化学試験

食品衛生法に基づき、市内で販売される食品について、食品添加物の使用基準、食品の規格基準及び成分規格、苦情に伴う食品化学試験を行った。試験件数について、年度別及び試験項目別にまとめた。

食品化学試験件数

3		4		5		6		7	
件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数
365	7,395	402	7,391	416	7,447	433	7,866	405	8,058

令和７年度食品化学試験の試験項目別の内訳

食品添加物試験件数

保存料		着色料		発色剤		漂白剤		甘味料	
件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数
177	708	26	42	13	13	13	13	－	－

食品規格基準試験件数

残留農薬		動物用医薬品		シアン		ﾐﾈﾗﾙｳｫｰﾀｰ類		清涼飲料水	
件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数
45	7,064	2	46	4	4	1	44	－	－

乳及び乳製品の成分規格試験件数

乳脂肪		無脂乳固形分		酸　度		比　重		乳固形分	
件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数
30	30	15	15	15	15	14	14	16	16

その他の試験件数

フグ毒		酸　価		過酸化物価		水銀		ＰＣＢ		植物毒	
件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数	件　数	項目数
－	－	9	9	9	9	13	13	3	3	－	－

(3)　家庭用品試験

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品中のホルムアルデヒドの試験を行った。

家庭用品試験件数

年度／試験項目	3	4	5	6	7
ホルムアルデヒド	40	40	40	40	40

4　その他の事業

(1)　外部精度管理への参加

微生物検査係（一般細菌数測定検査、黄色ブドウ球菌検査、結核遺伝子型別検査、
腸管出血性大腸菌の遺伝子検査）

理化学試験係（食品添加物検査Ⅱ、残留動物用医薬品検査、残留農薬検査Ⅰ、
厚生労働省水道水質検査精度管理）

(2)　研修会及び協議会への参加

微生物検査係

ア　長崎県感染症情報交換会(全6回、Web開催)
イ　地方衛生研究所等を対象とした微生物分野の基礎的な研修について(Web開催)
ウ　令和7年度病原体等の包装・運搬講習会(福岡県)
エ　感染症媒介蚊分類同定研修(長崎県)
オ　第45回衛生微生物技術協議会(北海道)
カ　第51回九州衛生環境技術協議会（沖縄県）
キ　食品内で発見される昆虫等に関する検査技術研修会(Web開催)
ク　令和7年度　薬剤耐性菌の検査に関する研修(Web参加)
ケ　保健所職員等向け研修(長崎市)
コ　令和7年度希少感染症・重点感染症診断技術研修会(Web開催)

理化学試験係

ア　令和7年度食品添加物一日摂取量調査等班会議（Web開催）
イ　令和7年度九州ブロック模擬訓練結果検討会（Web開催）
ウ　日本食品衛生学会第121回学術講演会（東京都）
エ　第51回九州衛生環境技術協議会（沖縄県）
オ　令和7年度水道水質検査精度管理講習会（Web開催）
カ　水道水中のPFASの基準と検査方法研修会（Web開催）
キ　PFAS前処理ワークショップ実践研修（福岡県）
ク　水質基準に関する省令の改正に係る説明会（Web開催）
ケ　日本食品衛生学会九州沖縄ブロックセミナー（大村市）
コ　令和7年度 PFOS、PFOA 等に関する説明会（Web開催）

(3)　研究事業

微生物検査係

・腸管出血性大腸菌(EHEC)感染症等の病原体に関する解析手法及び共有化システムの構築のための研究(新興・再興感染症及び予防接種政策推進研修事業)に研究協力者として参画

理化学試験係

・厚生労働省委託調査（食品添加物一日摂取量調査）

第 17　動物愛護管理

近年の「動物福祉」という世界的な流れを受け、人と動物の共生する社会の実現を目的として 1973 年に制定された「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」も飼い主の終生飼養の責任や虐待の厳罰化などについて度々改正が行われてきている。

このような中、本市の犬猫の引取数や殺処分数も年々減少してきており、特に令和６年度以降は、動物愛護ボランティア団体の協力により犬猫の殺処分ゼロを継続している。

しかしながら、多頭飼育の崩壊や飼い主のいない猫への無責任な餌やりによる糞尿被害の苦情などはいまだに発生している状況である。

これらの問題に対応するため、本市としては平成２６年度から飼い主のいない猫を対象とした不妊去勢手術の助成を開始するとともに、令和４年度には多頭飼養の届出の義務等を定めた「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行し、さらに令和５年度には野良猫への給餌方法をルール化するなどにより市民に周知・啓発を行っている。

また、あわせて狂犬病予防についても市内各所での集合注射の実施などにより引き続き取り組んでおり、これらの施策を複合的に実施することで人と動物が共に幸せに暮らせる社会の実現を目指している。

１　犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

狂犬病予防法の規定により、犬の登録及び鑑札の交付（第４条）並びに狂犬病予防注射済票を交付（第５条）している。

項目＼年度		3	4	5	6	7
登録数		16,366	16,472	16,581	16,559	16,618
新規登録数		1,110	1,120	1,019	1,033	1,016
鑑札再交付数		76	65	81	84	100
注射済票交付数		11,360	11,125	10,846	10,808	10,946
内訳	集合注射（獣医師会）	2,500	2,005	1,895	1,791	1,648
	臨時注射（獣医師）	8,860	9,120	8,951	9,017	9,298
注射済票再交付数		19	16	20	17	19

２　犬の捕獲状況

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例の規定により、野良犬や放し飼いの犬は、市民からの通報により捕獲抑留している。

項目＼年度		3	4	5	6	7
捕獲数		37	35	32	29	19
飼い主への返還総数		29	30	28	24	14
抑留後返還までの日数内訳	現場	4	15	8	7	1
	1日	5	6	8	1	5
	2日	7	3	4	5	4
	3日	1	2	2	3	1
	その他	12	4	6	8	3
譲渡数		9	9	3	2	3
捕獲犬死亡頭数（うち殺処分）		- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)

犬の特殊捕獲状況（犬の捕獲のうち、オリ・睡眠薬捕獲の内訳を示す）

項目＼年度		3	4	5	6	7
総数		－	1	－	－	－
内訳	オリ貸出個数（参考）	(－)	(1)	(1)	(6)	(2)
	オリによる捕獲頭数	－	1	－	－	－
	睡眠薬・わな捕獲頭数	－	－	－	－	－
	その他（薬殺）による頭数	－	－	－	－	－

3　犬による咬傷事故の状況

長崎市狂犬病予防法施行細則の規定により、犬が人畜を咬んだ際、狂犬病予防上必要な場合は、被害者又はその犬の飼い主は届出が義務づけられている。

| 区分＼年度 | | | 咬傷事故の件数 | 咬傷事故等をおこした犬の数 | 被害者数 | | | | | 咬傷事故等の発生時における犬の状況 | | | | | 咬傷事故等の発生時における被害者の状況 | | | | | | 咬傷事故後の犬の状況 | | | | | 咬傷事故等の発生場所 | | |
|---|
| | | | | | 死亡 | | その他 | | 計 | 犬舎等にけい留中 | けい留して運動中 | 放し飼い | 野犬・放浪犬 | その他 | 犬に手を出した | けい留しようとした | 配達・訪問等の際 | 通行中 | 遊戯中 | その他 | 捕獲 | 引取り | 飼育継続 | 逸走 | その他 | 咬傷犬の犬舎の周辺 | 公共の場所 | その他 |
| | | | | | 飼い主・家族 | それ以外 | 飼い主・家族 | それ以外 |
| 3 | | | 4 | 4 | － | － | － | 5 | 5 | － | 1 | － | － | 3 | － | － | 1 | 1 | 1 | 3 | － | － | 4 | － | － | 2 | 1 | 1 |
| 4 | | | 18 | 17 | － | － | 1 | 17 | 18 | － | 6 | 3 | － | 8 | 1 | 1 | 3 | 11 | 1 | 1 | － | － | 16 | － | 1 | － | 13 | 5 |
| 5 | | | 11 | 11 | － | － | 1 | 10 | 11 | 1 | 3 | － | － | 7 | 4 | － | 1 | 4 | 1 | 1 | － | － | 11 | － | － | － | 5 | 6 |
| 6 | | | 9 | 9 | － | － | － | 9 | 9 | － | 4 | － | － | 5 | 2 | － | － | 6 | － | 1 | － | － | 9 | － | － | － | 8 | 1 |
| 7 | | | 7 | 7 | － | － | － | 7 | 7 | 1 | 4 | 2 | － | － | 1 | － | － | 4 | － | 2 | － | － | 7 | － | － | － | 7 | － |
| 飼い犬 | 飼い主判明 | 登録 | 7 | 7 | － | － | － | 7 | 7 | 1 | 4 | 2 | － | － | 1 | － | － | 4 | － | 2 | － | － | 7 | － | － | － | 7 | － |
| | | 未登録 | － |
| | 飼い主不明 | | － |
| 野犬 | | | － |

注　飼い犬（登録・未登録）・飼い主不明・野犬の区別は、最新年度（令和７年度）の件数に対応する数値を記載

4　犬猫の引き取り及び収容

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、犬猫による生活環境被害の防止を目的とした所有者の判明しない犬猫の引取り、又はやむを得ない事情により飼えなくなった場合の飼い犬・飼い猫の引取りを行うとともに、道路・公園など公共の場所において、負傷し又は疾病にかかっている犬猫で所有者の判明しないものについて、保護収容を行っている。

項目＼年度		3	4	5	6	7
引取数	犬	12	3	－	－	－
	猫	457	270	106	94	73
譲渡数	犬	14	4	2	－	1
	猫	68	54	40	67	36
引取犬猫死亡頭数（うち殺処分）	犬	－	－	－	－	－
	猫	373 (280)	201 (113)	73 (19)	30 (－)	22 (－)

注１　犬猫の引取は、当センター及び市内 22 の地域センター、地区事務所等で行う
　２　当センターでは平日受付、他は月１回の回収
　３　捕獲犬の致死処分数は、本表には含まれていない(「２ 犬の捕獲状況」参照)
　４　飼い主からの引取りは、平成 22 年度から有料引取
　５　表の頭数は、所有者からの引取及び所有者不明の引取犬猫数のほか、傷病による保護収容犬猫数を含む

5　譲渡会の実施状況

年３回（７、８、１０月)、センターに収容している犬猫及び子猫の里親（譲渡先）を探している市民が参加する譲渡会を実施している。

項目＼年度		3	4	5	6	7
犬	参加頭数	29	15	－	2	3
	成立頭数	1 (3.4)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－
猫	参加頭数	59	72	57	58	21
	成立頭数	10 (16.9)	13 (18.1)	16 (28.1)	17 (29.3)	6 (28.6)

注１　場所は動物愛護管理センター内（移転前の令和５年度まではセンター２階駐車場等）で実施
　２　（ ）内は養子縁組成立率（%）
　３　新型コロナウイルス感染症対策のため、令和３年度８月は中止し、令和３年度７、10 月、令和４年度７月は参加者数及び持込猫数に上限を設けて実施。令和４年度８月からは、持込猫数のみに上限を設けて実施
　４　令和６年度については、１２月に臨時の譲渡会（センターに収容している犬猫のみ）を実施

6　相談件数

当センターへ市民から寄せられた犬及び猫に対する相談の内訳を示す。

（1）犬及び猫

（単位：件数）

相談内容＼年度	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
種類	犬					猫				
総数	150	104	102	73	87	766	1061	985	710	709
苦情関連	61	35	29	25	31	283	469	563	454	526
人の健康・財産侵害	4	5	4	2	－	38	153	216	128	137
傷害案件（身体・精神）	4	3	3	2	－	－	4	－	1	3
侵入（敷地内・屋内）	－	2	1	－	－	32	125	196	107	115
建物被害（家・事務所等）	－	－	－	－	－	1	－	2	10	7
土地被害（庭・田畑等）	－	－	－	－	－	2	3	10	7	1
動物被害（ペット・家畜等）	－	－	－	－	－	1	－	2	－	－
物件被害（車両等）	－	－	－	－	－	2	21	6	3	11
環境被害	34	24	17	18	26	199	146	205	193	237
鳴き声	25	16	9	15	12	2	3	11	3	3
悪臭	－	－	－	1	1	1	11	29	65	106
糞尿	9	7	8	2	13	193	125	158	122	123
被毛	－	1	－	－	－	2	－	4	－	1
そ族・昆虫の発生	－	－	－	－	－	－	5	－	1	4
ごみ荒らし	－	－	－	－	－	1	2	3	2	－
ヒト由来	23	6	8	5	5	46	170	142	133	152
虐待（疑い）	9	2	3	2	2	3	4	8	1	5
遺棄（疑い）	－	－	－	－	－	4	10	9	－	2
多頭飼育	1	1	－	－	－	3	3	3	3	3
放し飼い	11	3	5	3	3	3	21	11	7	7
餌やり	－	－	－	－	－	31	132	111	120	135
動物取扱業	2	－	－	－	－	2	－	－	2	－
相談関連	18	69	58	47	54	483	592	375	227	167
引取依頼	12	23	9	5	11	234	310	85	46	34
負傷動物	2	1	3	－	－	87	78	106	75	76
放浪（野良犬）	－	－	1	13	28	－	－	1	2	－
迷子相談	4	45	44	29	15	132	167	128	83	48
地域猫	－	－	－	－	－	30	37	53	21	9
動物取扱業	－	－	1	－	－	－	－	2	－	－
分類不明	71	－	15	1	2	－	－	47	29	16
その他	71	－	15	1	2	－	－	47	29	16

（２）犬猫の飼い主等への指導件数

（単位：件数）

項目＼年度		3	4	5	6	7
総数		254	237	175	125	136
内訳	飼主義務違反口頭注意	139	119	76	80	104
	飼主義務違反文書注意	64	65	53	17	7
	マイク放送による指導啓発	51	53	46	28	25

注　飼主義務違反文書注意は訪問時不在の際の啓発文書ポスト投函を含む

７　野良猫対策－まちねこ不妊化推進事業－

市内に多く生息する飼い主のいない、いわゆる野良猫の繁殖を抑え、市民からの引取りによる殺処分を減らすため、野良猫に対する不妊去勢手術にかかる費用を助成している。

項目＼年度		3	4	5	6	7
手術頭数	おす猫	175	240	291	303	330
	めす猫	242	240	273	370	429
	合計	417	480	564	673	759

注　平成 22～24 年度は地域猫活動支援事業、平成 26 年度からまちねこ不妊化推進事業として実施

８　動物愛護フェスタ

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく毎年９月 20 日から９月 26 日までの動物愛護週間には、長崎県獣医師会長崎支部との共催で、動物愛護フェスタを開催している。

〈行事の内容〉

○　適正飼育を促す啓発展示
○　獣医師による相談会
○　犬猫の譲渡会
○　その他